

習ニ際シテハ、英海軍ガ全般的ニ砲撃セラレタル場合ノ想定ヲ設ケタリ。之ニ對シ「ホルラント」教授ハ烈シク非難シタリ。

- (1) 無防守都市町村等ヲ砲撃スルハ國際法違反ナリトノ論斷時既マリ、遂ニ一九〇七年海牙條約ニ依リ公然禁止又ハ制限セラルルニ至レリ。
(2) 大戰中無防守ノ都市町村等ガ砲撃セラレタリトシテ、交戦國双方ヨリ抗議ヲ提出シタリ。

(1) 砲撃シ得ル目的物

(1) 防守セラレタル港、都市、町村等。(條約第一條参照)

防守セラレタル港、都市、町村等ハ、砲撃シテ差支ナシ。如何ナル程度ノ軍事施設又ハ軍隊ノ存スルコトヲ以テ、當該都市等ガ防守セラレタルモノト見ルベキカハ、事實問題トシテ決スベキモノトス。必ズシモ城塞ヲ圍ラシ、又ハ附近ニ砲臺ヲ設ケ、掩護セラルルコトヲ要セズ。軍隊ガ所在シテ、其ノ都市等ニ敵軍ノ進入ヲ防止セントスル場合ニハ、該都市ハ防守セラレタルモノト爲スコトヲ得ベシ。

港灣ノ前面ニ自動觸發水雷ヲ敷設シアル場合ニハ、該地域ハ防守セラレタルモノト見ルコトヲ得ベシ(戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ關スル條約第一條第二項ニハ反對趣旨ヲ規定シアレドモ我國ハ留保ス。)

第一編 海軍力ヲ以テスル都市村落等ノ砲撃

一〇八

民間工場船渠等ト雖モ、軍用ニ供セラルベキヨト明ナルモノハ之ヲ砲撃シ、差支ナシ。尤モ部分品ノ下請工場ノ如キモノハ之ヲ除外スベキモノトス。

通信機關、飛行場ノ如キモノハ性質上軍用ニ供セラルベキモノナルヲ以テ、必要アルトキハ之ヲ破壊シ差支ナカルベシ。

(陸)

(1) 大戰中獨國軍艦ガ英國沿岸ヲ砲撃スルニ方リ、少數兵員、數個ノ兵舎、貯藏所、野砲等ノ存在スルノ事實ヲ以テ、右町村等ガ防守セラレタリト爲シタルガ如キモ、右ハ條約ノ趣旨ニ合セザルモノト認メラル。

右人員物件等ガ存在ストモ、實際上防拒ノ能力ナキコト明ナル場合ニハ、防守セラレタルモノト爲スコトヲ得ザルモノトス。

(2) 一般荒廢ノ禁止 (General Devastation)

(1) 軍事上ノ必要ナキニ拘ラズ都市村落等ヲ荒廢ニ歸セシムルコトハ適法ト謂ヒ難シ。

敵地ニ入りテ家屋ヲ燒盡シ物資ヲ掠取シ住民ヲ捕へ以テ荒廢ニ歸セシムルコトハ、舊時行ハレタルガ、現今ニ於テハ斯ル戰爭方法ハ一般ニ非難セラル所ナリトス。

(2) 大戰中、占領軍ガ占領中特ニ其ノ撤退ニ際シ、住宅、工場ヲ全壊シ、軍

用品ト認メラレザル家具、調度、美術品ノ類迄破壊シ又ハ持去リ、或ハ葡萄園、果樹園ヲ荒蕪地トシ、更ニ又住民中勞働ニ堪フル者ヲ逼迫シタルテ、被佔國ニ於テハ素ヨリ、中立國政府國民間ニ激烈ナル非難物議ヲ醸シタリ。而シテ右ノ結果對手國民ノ志氣ヲ沮喪セシメント圖リタル占領軍ノ意圖ニ反シ却テ被佔國民ノ敵愾心ヲ煽り又中立國ノ同情ヲ深クシ、戰爭遂行上不利ヲ招キタルガ如シト謂ハル。

(3) 占領軍ハ非難ニ對シ、右ハ戰爭上ノ必要ニ基クモノニシテ、家屋等ヲ破壊シタルハ敵軍ニ利用セシメザル爲ニシテ、果樹園等ヲ平潤ナラシメタルハ敵軍ノ潛行スルヲ妨グルガ爲ナリト辯明ジタリ。

(4) 適法ナリヤ否ヤ。

一般荒廢ハ前述ノ如ク適法ニ非ズ。(陸戰條規ニハ掠奪ヲ禁止シ、住民ノ生命財産ヲ保護スベキコトヲ規定ス。)

唯許容セラルベキ範圍ハ、軍事上必要已ムヲ得ザル程度ニ限ルベキモノトス。英國陸戰條規ニハ「敵領土ニ對シ一般荒廢ヲ爲スコトハ絕對ニ禁止セラル、唯軍事上絕對ノ必要アル場合ニ限り稍ニ例外トシテ許容スラル。」ト規定ス。米國法規モ略同様ノ規定ヲ爲ス。

從テ敵ノ據點ト爲ルベキ陰蔽物ヲ除去シ、其ノ利用スル虞アル物件材料ヲ徵收シ又ハ破壊スル如キコトハ許容セラルベキモノトス。

政策上ヨリ見ルモ一時ノ便宜ノ爲違法行爲ヲ行ヒ、大局ノ利益ヲ喪ヒ永遠

ニ國ノ名譽ヲ失墜スルニ至ル場合アルニ注意スルヲ要スベシ。

(二) 砲撃開始ノ手續、條件

(1) 一般規定(豫告)(條約第六條)

軍事ノ必要上、已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外、攻撃海軍指揮官ハ砲撃開始前、其ノ旨官憲ニ通告スル爲、施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スベキモノトス(通告方法ハ任意トス)。右條件ハ、防守都市町村ニ付テモ適用セラルベキモノナリ。然レドモ右ハ絶對ノ條件ニハ非ズ、軍事上已ムヲ得ザル場合ニハ、豫告セザルモ差支ナク、又降服ヲ勧メタルガ如キ場合ニハ、砲撃ノ暗示ヲ爲シタルモノト解シ改メテ豫告ヲ與フルコトヲ要セズ。

(2) 非防守都市等ノ内ニ在ル物件(トロニ掲ゲラルル物件)ヲ砲撃スル場合。

(1) 通常ノ場合。(條約第二條参照)

(a) 指揮官ハ、相當ノ期間(各場合ニ就キ定ム、其ノ長短ハ任意ナリ)ノ猶豫ヲ以テ警告ヲ與フ。

(b) 警告アリタル後、地方官憲ニ於テ期間内ニ物件ヲ破壊セザル場合、全然他ニ手段ナキトキハ、砲撃ニ依リ右物件ヲ破壊ス。

(2) 緊急ノ場合(即時行爲)。(條約第二條第三項)

- (1) 地方官憲ニ破壊措置ヲ命ズル警告ヲ與フルコトヲ要セズ。
 - (2) 成ルベク都市等ニ對スル不便ヲ少ナカラシムルコト。
 - (3) 故意ニ都市等ニ損害ヲ與ヘザルコトヲ要ス。
- 非防守ノ都市等ニ對スル場合ハ、目的物ハ特殊物件ニシテ都市町村夫レ自體ニ非ズ。從テ都市等ノ全體ニ對スル損害ハ成ルベク少ナカラシムルヲ要ス。目的物件破壊ノ爲、當然ニ生ズベキ損害ハ已ムヲ得ザルモ、故意ニ目的物以外ニ損害ヲ與フルコトハ之ヲ避クルヲ要ス。

(三) 徵發不應ノ場合ノ非防守都市等ノ砲撃

(1) 砲撃シ得ル場合(條約第三條)

左ノ諸條件具ハリタルトキハ、非防守都市等ト雖モ砲撃シ差支ナシ。

- (1) 海軍ガ、其ノ目前ノ需要ヲ充ス爲、必要ナル糧食、軍需品ノ徵發ヲ正式ノ催告ニ依リ命ジタルコト(徵發令第二條、同事務條例第二條、第三條参照)。
- 但シ徵發ハ地方ノ資力ニ相應スルモノタルベク、且必ズ海軍指揮官ノ許可ヲ得テ爲スペキモノトス

(2) 地方官憲ガ命ニ應ゼザルコト。

(d) 砲撃開始手續

砲撃スペキ旨ヲ、明ニ通告スルコトヲ要ス。

- (e) 取立金ヲ支拂ハザルヲ理由トシテ、非防守都市等ヲ砲撃スルヲ得ザルモノトス。(條約第四條)

(註) 微發ノ場合ノ如ク緊急ノ事態ニ非ズト認メ、砲撃ヲ許サザルナリ。

(四) 砲撃目標トスベカラザル物件(防守、非防守ノ場合ニ共通。)(條約第五條参照)

左記物件ハ、同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限り、砲撃目標トスベカラザルハ勿論、他ヲマ砲撃スルニ方リテモ、之等ニ成ルベク損害ヲ與ヘザルコトニ努ムベキモノトス。

尤モ住民ハ看易キ徽章(註)ヲ以テ、物件ヲ表示スルノ義務ヲ負フ。從テ右標示ナク不明ナレバ砲撃セラルコトアルモ、故障ヲ申立ツルコトヲ得ザルモノトス。(然レドモ、此ノ如キ物件ヲ砲撃スルコトハ、輿論ヲ我ニ不利ニ導ク虞大ナルヲ以テ、努メテ砲撃ヲ避クルヲ賢明ナリトス)。

(註) 堅固ナル方形ノ大板ニシテ、一本ノ對角線ヲ以テ、上部ハ黒色、下部ハ白色ノ兩三角形ニ區劃シタルモノ。

(f) 宗教ノ用ニ供セラルル建物

宗教ノ用ニ供セラルル建物トハ、要スルニ公衆ノ禮拜所ノ意ニシテ神社、佛閣、教會堂等ヲ指ス。

(g) 技藝、學術ノ用ニ供セラルル建物

(例) 學校、博物館、圖書館等。

(h) 慈善ノ用ニ供セラルル建物

(例) 養老院、孤兒院等。

(i) 病院、傷病者收容所、病院船

(例) 歷史上ノ記念建造物

(例) 記念碑、廟、美術館等。

(註)

(-) 中世紀頃迄ハ戰爭ニ方リ、歷史上ノ記念建造物、美術品等ヲ保護スルノ觀念ナク、寧ロ之ヲ破壊シ又ハ掠奪スルヲ慣例トシタルガ如シ。

十八世紀ニ入りテヨリハ之等ヲ保護スペキモノトスルノ慣例ヲ生ジ、惡習ヲ脱却スルニ至レリ。「ナボレオン」ガ伊國ヨリ美術品ヲ奪取シ「ルーブル」ニ藏置シタルハ不法ナリトセラレ、一八一五年聯合軍ガ巴里ニ入りタル際ニ之ヲ専還シ舊主ニ返却シタリ。

(二) 無後モ稀ニ記念建造物等ノ破壊セラレタル例アリ。「クリミア」戦争ノ際、英佛軍ハ「ケルチユ」博物館ヲ焼失セシメ、一八六〇年英佛軍ハ支那ノ夏宮ヲ破壊シ、又普佛戦争ノ際「ストラスブルグ」大學圖書館ハ多數ノ貴重圖書ト共ニ焼失シタリ。

(三) 一九一七年佛國內務大臣ノ報告ニ依レバ、大戰中佛國內ニ於テ破壊セラレタルモノ左ノ通ナリト言フ。

(1) 四二二八都市町村ニ於ケル公共建物破壊セラル。

(2) 三二一一個ノ市會議事堂、三七九個ノ學校、三三一個ノ教會堂、三〇六個ノ公ノ又ハ半公半私建造物、六〇個ノ記念碑ハ破壊又ハ損傷セラレタリ。

建造物中五六個ハ歴史上ノ建造物ナリ。

(四) 大戰中物議ノ的トナリタルハ、「ルーヴアン」大學、「ランス」寺院等ナルガ、佛國側及中立國ニ於テ右獨國軍ノ行爲ヲ烈シク非難シ、許スペカラザル野蠻行爲ナリトセリ。

之ニ對シ獨國政府ハ右建造物ハ敵ノ見張所トシテ使用セラレタルヲ以テ、軍事ノ必要上之ヲ破壊シタリト辯明シタリ。

獨國政府ノ辯明通リトセバ（佛國側ハ軍事ニ使用シタリト言フハ誣フルモノナリトシ、一般モ佛國側ノ諱言ヲ信ジタルガ如シ）、右破壊ハ正當ノ戦争手段ナリトス。

(五) 歴史上ノ記念物美術品等ハ人類文明ノ所産ニシテ、回復ヲ許サザルモノナリトス。

ルニ鑑ミ、能フ限リ之ヲ保護スルコトハ交戦者ノ義務タルベキナリ。

第九 敷設水雷 (Submarine mines.) の使用 (海戦法規第三章及自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約參照)

本件ニ關シテハ、條約（明治四十五年條約第八號自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約）アリ。但シ最モ重視スベキ敷設場所ニ付テハ、協定成リ居ラズ、從テ戰禍ヲ增大セズ、平和的航海ヲ不當ニ拘制セザル限り、適宜ノ場所ニ敷設スルコト差支ナキモノトス。

視發水雷ノ使用ハ全ク自由トス（中立領水ヲ除ク）。

(陸) 機雷ガ有效ニ使用セラレタルハ日露戰爭ヲ以テ嚆矢トシ、當時ハ機雷敷設夫レ自體が適法ナリヤ否ヤノ問題ヲモ生ジタリ。第二回平和會議ノ際始メテ本件ニ關スル國際法規作成セラル。然レドモ規定不完全ナリシ爲、大戰中各種ノ困難ナル問題ヲ生ジタルガ、規定ノ根本ニハ動搖ヲ生ジタル次第ニ非ズ。

(一) 水雷ノ種類、構造

左ノ水雷ノ使用ハ禁止セラル。（條約第一條參照）

(1) 敷設者ノ管理ヲ離レテヨリ、長クトモ一時間以内ニ無害ト爲ル構造ヲ有セザル無縫椎水雷（浮流水雷）。

(四) 繫索ヲ離レタル後、直ニ無害ト爲ラザル繫維水雷。

(五) 命中セザル場合ニ、無害ト爲ラザル魚雷。

(二) 水雷使用目的

單ニ、商業上ノ航海ヲ遮断スルノ目的ヲ以テ、敵ノ沿岸及港ノ前面ニ自動觸發水雷ヲ敷設スルコトハ禁止セラル。(條約第二條参照)

敵國商港内ニ敵國軍艦在泊セルガ如キ場合ハ、其ノ前面ニ水雷ヲ敷設スルハ單ニ商業上ノ航海ヲ遮断スルノ目的ヲ以テスルモノト謂フベカラズ、從テ禁止セラルコトナシ。

(註) 一九一五年二月二十二日附ノ英獨兩國政府ニ宛テタル米國政府提議中ニ、機雷ヲ公海ニ敷設スルハ防禦ノ目的ヲ以テスル場合ニ限定スベキ旨記載シアレドモ、攻撃ト防禦トヲ區別スルコト困難ナルノミナラズ、攻擊的使用ヲ禁止スルコトハ不當ノ制限ト思ハル。

(三) 危害豫防手段(條約第三條参照)

(一) 平和的航海ヲ安全ナラシムル爲、一切ノ爲シ得ベキ豫防手段ヲ執ルコトヲ要ス。

豫防手段ノ種類方式ニ付テハ、制限ナシ。軍事上差支ナキ範囲ニ於テ、適宜ノ方法ヲ執ルベキモノトス。監視船ヲ配シテ航路ヲ指示シ、又ハ嚮導スルガ如キハ其ノ一例ナリ。

(二) 爲シ得ル限り、一定期間經過後ハ、無害タラシムル裝置ヲ施スコトヲ要ス。

期間ニ付テハ制限ナシ(本條約締結ニ際シ英國委員ノ帶有シタル訓令ニハ六箇月トアリシト謂フ)。又本件ハ絶対ノ要件ニ非ズ。能フ限リノ趣旨ナリ。

(三) 水雷ガ監視セラレザルニ至リタルトキハ、軍事上差支ナキ限リ速ニ航海者ニ對シ告示シ、危険區域ヲ指示スルコトヲ要ス。

右告示ハ、外交手續ニ依リ、之ヲ各國政府ニ通告スルヲ要ス。

本要求ハ軍事上差支ナキ限リ、之ヲ充足スペキモノトス。告示ヲ爲ス場合ニ於テモ、區域ノ指示ハ必ずシモ精密ナルヲ要セズ、又危険區域ノ指示ニ代フルニ安全航路ヲ指示スルコト、素コリ支障アルコトナシ。

大戰中英、獨兩國共所謂戰爭區域ヲ設ケ、北海中廣範圍ヲ航行危険區域ト宣言シ、具體的ニ水雷ヲ敷設シタル場所ヲ示サズ、英國ハ唯狹少ナル安全航路ヲ指示シタリ(一九一五年四月英國ノ指示シタル安全航路ハ蘭、丁、獨、ノ約百五十浬沖合ニ、三浬幅ノモノナリキ)。尤モ右危険區域ハ廣汎ニ過ぎ、平和航海ヲ害スルコト大ナリトテ強烈ナル抗議アリタリ。

(註) 獨國ハ英國近海ハ全部危険區域ナリトシ(一九一五年二月二日及同四日海軍省告示)安全通航路ヲ示サムモ、英國ハ一定安全航路ヲ示シタルニ依リ(一九一四年十一月四日布告)、英國ノ措置ハ中立航海ノ安全ニ付相當ノ

手段ヲ執リタルモノナリトノ說アルモ、蘭國政府ハ右英國ノ措置ニ對シ、「ドーヴィー」ヨリ蘭國港迄ノ直航路ハ約百五十浬ニ過ギザルニ拘ラズ、英國ノ示ス安全航路ニ依レバ一千浬ノ迂廻ヲ爲サザルベカラズ、從テ右措置ハ不當ナリト非難シタリ。

(四) 水雷敷設場所

(1) 水雷ヲ敷設スル場所ニ關シテハ、國際法上一定ノ遵則ナシ。隨テ中立領水ヲ除ク、如何ナル部分ニ敷設スルモ國際法違反ト爲ルコトナシ。然レドモ中立航海ノ安全ヲ能フ限り保持スルコトヲ要ス。

(註)

(一) 平和航海保護ノ見地ヨリ、公海ニ敷設スルコトヲ禁止シ、或ハ制限スペシトノ論アリ。第二回海牙平和會議ニ於テモ此ノ點討議セラレタルガ、結論ニ達セズ。

(二) 結局平和商業ヲ成ルベク阻害セザル程度ニ於テ、公海ニ敷設スルコトハ許容セラルベキモノトス。

(三) 公海ヲ連ヌル海峡ニ、敷設スルヲ禁ズベシトノ論アリ。第二回海牙平和會議ニ於テ、右趣旨ノ提案アリタルモ成立セズ。公海ヲ連ヌル海峡ヲ、全然閉塞スルコトハ適當ノ措置トハ認メ得ザルモ、當該官憲ノ發布シタル通航條件ニ遵由セシムルコトハ、差支ナシト認ム。

(五) 公海ニ敷設スル場合ノ標準

公海ニ水雷ヲ敷設スルコトハ、禁止セラル所ニ非ズト雖モ、無制限濫用ニ陥ルコトハ之ヲ避ケルヲ要スベシ。左ノ如キ制限ヲ適當トセン。

- (1) 軍港、要港、根據地等ノ前面一定範囲。
- (2) 直ニ戦闘ノ起ルベキ區域。
- (3) 現ニ交戦中又ハ觸接中ノ區域。

(註)

- (一) 第二回海牙平和會議ニ於テ、英國ハ軍港又ハ軍需品製造所、造船所、船舶修理工場ノ存スル港ノ前面十浬ニ限ルノ案ヲ出シタリ。
- (二) 大戰中英獨兩國ノ行ヒタル機雷敷設ハ共ニ程度ヲ超エタルノミナラズ、中立航海ノ安全ヲ保持スル上ニ缺クル所アリ。到底先例ト爲スニ足ラザルモノト認ム。(互ニ復仇措置ナリト主張シ居レドモ復仇ノ結果ヲ第三者ニ及ホスコトハ甚ダ不當ナリ。)
- (三) 交戦區域

英國ハ北海全部ヲ交戦區域 (military zone) ト宣言シ(一九一四年十一月四日布告)、又獨國ハ英國近海ヲ交戦區域 (Kriegs gebiet) ト宣言シタリ。(一九一五年二月四日宣言)

即チ公海ノ廣範圍ニ亘リ戰爭遂行ノ爲強大ナル權力ヲ及ボサントスルモノニシテ、海上自由ノ原則ト兩立セザルモノナリ。交戰國ガ公海ニ於テ或ル程度ノ權力ヲ行使シ得ルコトハ國際法ノ原則トシテ認メタル所ナルモ、英獨兩國ノ行ヒタル殆ンド大洋全部ヲ交戰國ノ權下ニ置カントスルガ如キ方法ハ適法ト認メ難シ。

(4) 日露戰爭中、露國軍ガ旅順港外十浬ノ公海ニ機雷ヲ敷設シ（初瀬、八鶴爆沈）、其ノ他ノ公海ニ機雷ヲ敷設シ、爲ニ中立商船ノ危難ニ罹レルモノアリシ件ニ付物議ヲ醸セリ。

尙當時帝國ノ機雷ヲ敷設シタルハ大體ニ於テ防禦海面（領海内）ニ止メ、極メテ例外的ニ公海ニ敷設シタリ。（旅順及浦鹽附近）

(5) 中立國ノ行フ水雷敷設（條約第四條參照）

中立國ガ、中立維持ノ必要ニ基キ、其ノ沿岸ノ前面ニ水雷ヲ敷設スルコトハ、許容セラル。但シ敷設區域ヲ告示シ、外交手續ヲ以テ至急各國政府ニ通知スルモノトス。

(6) 戰爭終了後ノ處置（條約第五條參照）

(1) 各自其ノ敷設シタル水雷ヲ引上グル爲、施シ得ベキ總テノ手段ヲ盡スベキモノトス。
(2) 敵國沿岸ニ敷設シタル水雷ニ付テハ、敷設場所ヲ對手國ニ通告シ、各自最短期間内ニ、自國水域内ニ在ル水雷ヲ引上グルモノトス。

第十 海底電線 (Submarine Cables.) (海戰法規第四章參照)

海底電線ニ關スル戰時規定ハ、必ズシモ一定シ居ラズ。

海戰法規第四章ハ、國際法ノ原則及先例等ヲ參酌シ、公正ト認ムル遂則ヲ定メタルモノナリ。

(1) 處分ノ目的物

(1) 敵國領土間（占領地ヲ含ム以下同ジ）。帝國ト敵國間ノ電線

中立領水ヲ除ク外、如何ナル場所ニ於テモ切斷シ、其ノ他軍事上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得。

(2) 敵國ト中立國トノ領土間ノ電線（中立國領土ヲ首尾トスルモ敵國ノ領土ヲ通過スルモノヲ含ム）。

絕對的必要アルトキハ、(1)ノ場合ト同様ノ處分ヲ爲スコトヲ得。

(1)ノ場合ト異ル點ハ、「絕對的必要アルコト」ナリ。之レ全ク中立通信尊重ノ趣旨ニ出ヅルモノナリ。如何ナル程度ヲ以テ「絕對的必要」ト認ムベキカハ、ニ切斷センキスル側ノ判断ニ俟ツベキモノナルガ、當該電線ニ依リ敵ノ軍用通信ノ行ハルル場合ノ如キハ、切斷ヲ絕對的必要トスル明瞭ナル例ナルベシ。

(註) 陸戰條規第五十四條ニ、「占領地ト中立地ト連絡スル海底電線ハ絶對的ノ必要アル場合ニ非ザレバ之ヲ押收シ又ハ破壞スルコトヲ得ズ右電線ハ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之ガ賠償ヲ決定スペキモノトス」ト規定ス。

(二) 處分スペカラザルモノ

中立國領土間ヲ連絡スル電線ハ、之ヲ處分スルコトヲ得ザルモノトス。尤モ陸揚地タル中立國領土ガ敵ノ占領ニ歸シタル場合ハ、右ノ例外タルベク(同)ニ依リ處分シ差支ナシ。

(三) 處分方法

切斷、押收、變位、轉用等臨機ノ處置ヲ爲スコトヲ得。

(四) 處分ノ場所

中立領水、及敵對行爲ヲ禁止セラレタル水域以外ナラバ、如何ナル場所ニ於テ處分スルモ差支ナシ。敵國ト中立國トノ領土間ヲ連絡スル電線ハ、敵國領水内又ハ封鎖線内ニ非ザレバ、處分スルコトヲ得ズトスル說アレドモ、採用スペキ限ニ在ラズ。

(五) 電線ノ所有者

上記ノ處分ニ關スル邊則ハ、電線ノ所有者ノ國籍、性質ノ如何ヲ問ハズ適用セラルルモノトス、即チ敵國領土間ノ電線ハ遇々中立國人ノ所有ニ屬スルモ、之ヲ處分スルコト差支ナキガ如キ之ナリ。

賠償ノ問題ヲ生ズルコトアルモ、之ハ戰爭終了後ニ決定スペキモノトス。

第十一 封鎖 (Blockade) (海戰法規第十二章參照)

海軍力ニ依リ、敵ノ港、占領地ノ港又ハ沿岸ニ對シ海面ヨリ十分ナル實力ヲ以テ、交通ヲ遮断スル戰爭手段ヲ指シテ戰時封鎖ト稱ス。

攻圍ハ、陸上兵力ニ依リ敵ノ兵力ニ對シテ、行ハルルモノニシテ專ラ被攻圍地域ノ占領ヲ目的トスルモ、封鎖ハ必ズシモ敵ノ兵力ニ對シ行ハルルコトヲ要セズ(商業上ノ封鎖ハ國際法上必ズシモ禁止セラレ居ラズ)、其ノ目的トスル所ハ、被封鎖港ヘノ海面ヨリスル交通ヲ全般的ニ杜絕スルニ在リ。

大戰中廣汎ナル海面ノ交通ヲ阻止スルノ手段行ハレタルモ(所謂長距離封鎖)、之ヲ封鎖ト看做シ得ルヤ否ヤ又國際法上之ヲ適法ト認メ得ベキヤ否ヤ、甚ダ疑問ナリ。

(註)

(一) 一九一五年二月四日附ヲ以テ、獨國海軍省ハ「グレートブリテン」及「アイ

「ラント」ヲ圍繞スル水域ヲ以テ交戦區域トシ、二月十八日以後右區域内ニ在ル敵船ハ破壊セラルベク乗員ニ對シ救助ヲ與フルコト不可能ナル場合アルベク、中立國船舶ト雖モ中立國々旗濫用ニ關スル英國政府ノ命令ト、海戦上避クベカラザル不時ノ出來事トニ鑑ミ、敵船ヲ目的トスル攻撃ノ災禍ヲ受クルコトナキヲ保シ難キ旨ヲ宣言シタリ。

(右宣言ハ封鎖ト稱セラレタレドモ眞正ノ封鎖トハ謂ヒ難シ。)(封鎖宣言ナシ)(敵船ヲ主目的トシタリ。)(十分ノ實力ヲ用ヒズ。)(英國港灣出入ヲ禁止セズ。)

(一) 一九一五年三月十五日附権密院令ヲ以テ、英國政府ハ同年三月一日以後各國商船ガ獨國港灣ニ出入スルヲ禁止シ、又敵國ニ仕向ケラレタル貨物、敵國ヨリ出ヅル貨物、敵國產ノ貨物ヲ拿捕スベキ旨ヲ宣言シタリ。(封鎖宣言ヲ右宣言モ封鎖ト稱セラレタレドモ眞正ノ封鎖トハ謂ヒ難シ。)(封鎖宣言ヲ為サズ。)(貨物ハ禁制品以外ハ全部ヲ沒收スルコトナシ。)(某國ニ屬スル船舶ニ對シテハ寛大ノ處置ヲ執リタリ。)(十分ノ實力ヲ用ヒタリヤ否ヤ疑ハシ。)

(イ) 封鎖シ得ル場所

(イ) 敵國港灣、沿岸(敵ノ占領地ヲ含ム)

實力ヲ以テ封鎖ヲ維持スル限り、區域ノ廣サニ制限ナシ。防禦セラレタル地域タルト否トヲ問ハズ。

(ロ) 國際河川

(陸) 南北戰爭ノ聯合衆國ハ南軍沿岸ニ五〇〇浬ヲ封鎖シタリ。

普佛戰爭ノ際佛國ハ敵ニ占領セラレタル「ルーエン」「デイエブ」及「フェカン」ヲ封鎖シタリ。

國際河川ニ對シテ、正規ノ封鎖ヲ施シ中立商業ヲ阻止スルコトハ、適法ト認メ難シ(封鎖シタル先例絶無ニハ非ズ)。

支那河川ハ國際河川ニ非ザルモ、國際交通ニ解放セラル部分アルヲ以テ、特殊ノ考慮ヲ要ス(積荷、目的地等ヲ參酌シ、中立船舶ニ多少寛大ノ措置ヲ執ル等)。

(陸) 一八五四年「クリミア」戰爭ノ際英佛聯合艦隊ハ「ダニユーブ」河口ヲ封鎖シタルガ、之ニ對シ中立國タル「ババリア」及「ウユルテンベルグ」ハ抗議シタリ。

一八七〇年佛國ハ獨國ノ北海全沿岸ヲ封鎖シタルガ、「エムス」河口ノ「ドラルト」ヲ除ケリ。

一八六三年内亂ノ聯合衆國軍艦ハ「マタモロス」ニ向フ英船「ビータホツフ」ヲ「リオ、グラント」ノ「メキシコ」岸ニ於テ拿捕シタルガ違法ト判定セラル。

(ハ) 兩公海ヲ連絡スル海峡

確定ノ國際法規慣例ヲ存セズ。(ダーダネルス、ボスフォラス)海峡ニ關シテハ一九三六年海

峽制度ニ關スル條約アリ)

(二) 國際運河

國際運河ハ之ヲ封鎖スルコトヲ得ザル旨ノ規定ヲ、各運河ニ關スル條約中ニ挿入スルヲ例トス。從テ各條約國ハ右規定ニ拘束セラルニ至ル。

「スエズ」運河ニ關スル條約ニ付テハ、我國ハ締約國ニハ非ザルモ同運河ノ中立性ハ殆ンド國際法トシテ廣ク承認セラルル狀況ナルヲ以テ、我國モ亦右中立性ヲ認ムルヲ穩當トス。

「バナマ」運河ハ、我國トシテハ其ノ中立性ヲ認ムルノ要ナシ。(第一、(4)(2)(G)参照)(六六頁)

(三) 自國沿岸等(敵ニ依リ占領セラレタルモノヲ除ク)

地形上自國沿岸ヲ利用スルニ非ザレバ敵地ヲ封鎖スルコト能ハザル場合ニハ、自國港灣ヲ閉鎖スルコトヲ得ベキモ、之ハ對內的國權ノ發動ニシテ、所謂封鎖ニハ非ズ。從テ禁制ヲ犯シテ自國港灣ニ出入スル船舶ニ對シ、封鎖犯ヲ以テ擬スルコトヲ得ズ。

(註) 確實ニ占領シタル敵地ハ自國領土ト同視スペキモノニシテ、之ヲ封鎖スルコトヲ得ザルモノトス。故ニ日露戰爭ノ際帝國ハ遼東半島南部ヲ封鎖シタルガ、後其ノ區域ノ一部ハ我占領ニ歸シタルニ依リ一部區域變更ノ宣言ヲ爲シタリ。

(四) 租借地

敵ノ租借地ハ、之ヲ敵地ト看做スペキモノトス。

(五) 居留地

敵ノ居留地ハ、之ヲ敵地ト看做スコトヲ得ズ。(第一、(4)(1)(註)参照)(六三、六四頁)

(二) 封鎖ノ有效要件

(1) 實力ヲ用フルコト(海戰法規第三十五條、同第三十六條參照)

(1) 封鎖ガ有效ナル爲ニハ、實力ヲ用フルコトヲ要ス。即チ實際敵岸ニ接致スルコトヲ防止スルニ足ルベキ十分ノ兵力ヲ以テ、之ヲ維持スルコトヲ要ス(一八五六年巴里宣言第四)。實力ヲ伴ハザル所謂紙上封鎖ハ違法ナリ。

如何ナル程度ノ實力ノ行使ヲ以テ封鎖有效條件ヲ充足スルカハ事實問題ニシテ、各具體の場合ニ於テ異ルモノトス。必ズシモ一列ノ軍艦ヲ前面ニ配置スルヲ要セズ。要ハ通過ヲ企ツル商船ハ必然拿捕セラルルノ危險ヲ冒サザルベカラザル程度ニ監視セラルレバ、封鎖ハ有效ニ維持セラルルモノト謂フヲ得ベシ。

航空機ノ通過ヲ阻止シ得ザル場合アルモ、之ガ爲封鎖ノ有效要件ヲ缺クモノト爲スコトヲ得ズ。

(註) 大陸主義ニ依レバ、封鎖艦隊ハ封鎖地點ノ前面ニ一列ノ軍艦ヲ配置シ、各

艦ノ距離ガ通過商船ヲ砲撃シ得ル程度ナルヲ要ストス。

然レドモ斯ル方法ハ現時ニ於テ之ヲ採用スルコトヲ得ズ、要ハ通過商船ヲ有効ニ防止シ得ル程度ニ實力ヲ配スレバ足ルモノトス。

(2) 南北戦争ノ聯合衆國ハ四百隻ノ軍艦ヲ以テ、南軍ノ沿岸二五〇〇浬ヲ封鎖シタルガ、有效ト認メラレタリ。

「クリミア戦争ノ際「リガ」灣ハ、百二十浬距リタル「リザー、オルト」ニ在ル一隻ノ軍艦ニ依リ封鎖セラレタリ。右地點ハ三浬幅ニシテ「リガ」灣ニ通ズル唯一ノ航路ニ當レリ。

一八〇六年十一月二十一日、「ナボレオン」ハ殆ンド一隻ノ軍艦ヲモ有セザルニ拘ラズ英國全沿岸ヲ封鎖スル旨ヲ宣言シタルガ、之ハ紙上封鎖ニ過ギズ。

(3) 日露戦争ノ際、英國船「キング・アーサー」號ハ旅順口ガ封鎖セラレタルコトヲ知リナガラ、麥粉五萬袋ヲ搭載シ牛莊ニ向フト稱シ「ボンベイ」ヲ發航シ、老鐵山沖ニ於テ露國軍艦ト會シ専カレテ入港シテ載貨ヲ陸揚シ、多數ノ信書ノ委託ヲ受ケ且數名ヲ便乗セシメテ出港シタルガ、明治三十七年十二月二十一日帝國軍艦晉羽ノ爲拿捕セレタリ。

沒收ノ検定ニ對シ船舶側ハ、本船ガ自由ニ旅順口ニ出入シタル事實ハ本封鎖ガ實效ナキモノナリト抗辯シタルガ、偶々一二ノ船舶ガ艦隊ノ監視ヲ脱シ封鎖線ヲ通過スルコトアルモ封鎖ノ有效性ヲ害セザルモノトス。

(2) 封鎖艦隊ガ荒天ノ爲、一時其ノ地ヲ離ルルモ、其ノ效力ヲ喪フコトナシ。(海戰法規第三

十六條)

然レドモ、艦隊ガ任意ニ其ノ地ヲ去リタルトキハ、封鎖ノ效力ハ繼續セザルモノトス。

(註) 一八六一年南北戦争ノ際「チャーレストン」ノ封鎖ニ從事シタル合衆國軍艦「ニカラガ」ハ他ニ派遣セラレ、五日ノ後他ノ軍艦「ミネソダ」ガ封鎖ニ從事シタルモ、右封鎖ハ有效ナラズト判定セラレタリ。

(ロ) 封鎖宣言ヲ爲スコト(封鎖解除後再施行ノ場合、區域ノ擴張制限ノ場合モ同ジ)(海戰法規第三十八條、同第四十一條、同第四十二條參照)

(1) 宣言ヲ爲ス者

政府ニ於テ爲サザル場合ニハ、艦隊ノ指揮官之ヲ爲スコトヲ得。

(2) 宣言ノ様式及内容

海戰法規第三十九條書式第一ニ依リ、左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス。

(a) 封鎖開始ノ日及時

(b) 封鎖地域ノ地理的限界

(c) 中立船ニ許容スベキ猶豫期間

封鎖開始前、封鎖港ニ在泊スル中立船ニ許容スベキ猶豫期間ヲ幾何ト爲スベキカニ付テハ一定ノ制限ナシ、出港準備ヲ整ヘ出港スルニ差支ナキ程度ニ於テ定ムベキモノトス。

尙猶豫期日ヲ定メザルモ、右宣言ハ無効ト爲ルコトナク追補スルモ差支ナシ。

(註)

(1) 大戰中帝國ノ爲シタル封鎖宣言ノ例

大正三年八月二十八日海軍省告示第八號・封鎖宣言ニ關スル件。

大正三年八月二十七日東經百二十度十分北緯三十五度五十四分ヨリ東經百二十度三十六分北緯三十六度七分ニ至ル全沿岸(膠州灣租借地全沿岸)ヲ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以テ封鎖シ之ヲ維持スルコト並右封鎖地域内ニ在ル友邦及中立國ノ船舶ニ對シ封鎖地域ヲ退去スル爲二十四時間ノ猶豫期間ヲ與フベキコトヲ宣言ス。

右封鎖ヲ破ラントスル一切ノ船舶ニ對シテハ國際法及帝國ト中立諸國トノ條約ニ依リ之ヲ處置スペキ旨第二艦隊司令長官ヨリ報告アリタリ。

(2) 日露戰爭中帝國ノ爲シタル封鎖宣言ノ一例

本官(東鄉聯合艦隊司令長官)ハ帝國政府ノ命令ヲ受ケ明治三十七年五月二十六日清國盛京省遼東半島南部即チ鮑子窩ヨリ普蘭店ニ至ル一直線以南ノ沿岸ヲ帝國軍艦ノ充分ナル兵力ヲ以テ封鎖シ之ヲ維持スルコト茲封鎖ヲ破ラントスル一切ノ船舶ニ對シ國際法及帝國ト他ノ中立國トノ條約ニ於テ許容セラレタル一切ノ強制手段ヲ用フヘキコトヲ茲ニ宣言ス。

海軍省ハ東鄉司令長官ノ報告ニ基キ翌二十七日之ヲ告示シ、且外務大臣ヲ經

テ之ヲ在本邦各國公使ニ通知シタリ。

(中立船ニ許容スペキ猶豫期間ヲ定メザリシハ當時封鎖地域ニ中立船存在セザリシガ爲ナリ。)

(4) 封鎖宣言ノ告知ヲ爲スコト(封鎖解除後再施行ノ場合、區域ノ擴張制限ノ場合モ同ジ)(海戰法規第四十條乃至第四十二條、同第四十五條參照)

(1) 政府ガ宣言ヲ爲シタル場合

- (1) 外交手續ヲ以テ、各國政府ニ通告ス(一般的の告知)。
- (2) 艦隊ノ指揮官ガ宣言ヲ爲シタル場合

(a) 告知先及形式

封鎖ノ施行セラル港灣、又ハ沿岸ノ地方官憲(港務關係者)、及中立國領事官(同地ニ駐在スルトキハ、少クトモ其ノ中一名ニ對シ)ニ、海戰法規第四十條書式第二ニ依リ告知ス(地方的告知)。

(b) 告知方法

軍使船ヲ用ウルヲ例トス。敵ニ於テ軍使船ヲ拒絶シ、其ノ他軍使船ヲ使用スル能ハザル事情アルトキハ、無線通信ニ依ル等便宜ノ手段ヲ執ルコトヲ得。

(註) 軍使船 (Cartel Ship)

一方指揮官ノ命ヲ承ケ、捕虜交換ノ爲又ハ他方ト交渉スル爲、白旗ヲ掲ゲテ航行スル船艇ハ之ヲ軍使船トス。

軍使船ハ不可侵トス、但シ此ノ不可侵權ヲ利用シテ他ノ用務ヲ果サントスルモノハ、背信ノ行爲ニシテ不可侵權ヲ失フモノトス。

軍使船ハ、信號ニ必要ナル兵裝ノ外、兵器彈薬ヲ搭載スルコトヲ得ズ。

對手方ハ軍使船ヲ受クルノ義務ナキノミナラズ、特權ノ濫用アリタリト認ムベキトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ベシ。

(3) 封鎖ノ存在ヲ知ラズ、又ハ知リタルモノト推定スルコトヲ得ザル場合ノ告知
(a) 封鎖艦隊ニ屬スル軍艦ノ指揮官ハ、部下士官ヲシテ當該船舶ニ對シ告知ヲ爲サシム(各別的告知)。

(b) 右告知ハ、海戰法規第四十五條書式第三ニ依ル。

告知ノ日時、及當時ニ於ケル當該船舶ノ地理上ノ位置ヲ明示シテ、其ノ船舶書類ニ記入ス。

(2) 封鎖犯ノ成立要件

封鎖犯ハ、封鎖ノ存在セルニ拘ラズ、船舶(國籍ノ如何ヲ問ハズ)ガ封鎖艦隊ノ許可ナクシテ封鎖地域ニ出入スル行爲ヲ爲スコトニ依リテ成立ス。而シテ封鎖犯トシテ船舶ヲ拿捕スルニハ、

其ノ現實上又ハ推定上封鎖ノ存在スル事實ヲ知ルコトヲ要スルモノトス。

分說スレバ左ノ如シ。

(1) 封鎖の存在

要件ヲ充シタル有效ナル封鎖ノ、存在スルコトヲ要ス。

(2) 封鎖ノ事實ヲ知ルコト (海戰法規第四十三條)

(1) 實際了知

實際封鎖ノ事實ヲ知リ居ルコト明瞭ナレバ問題ハ簡單ナルモ、證明ニ困難アルヲ以テ、一定ノ事實存スレバ知リタルモノト推定スルノ方法ヲ必要トスルニ至ル。

(2) 了知ノ推定 (海戰法規第四十四條參照)

左ノ船舶ハ封鎖ノ存在ヲ知リタルモノト推定ス (反證ヲ擧ゲテ不知ヲ證明スルコトヲ許ス)。

(a) 中立國ニ對シ封鎖ノ告知アリタル後、相當期間ヲ經過シテ右中立國ニ屬スル港ヲ出發シタル船舶。

(b) 封鎖地域内ノ當該官憲ニ對シ封鎖ノ告知アリタル後、相當期間ヲ經過シタル後敵地ヲ出港シタル船舶。

(c) 封鎖宣言ノ公示アリタル後、帝國港又ハ我同盟國港ヲ出港シタル船舶。

(4) 封鎖ノ實施

(1) 封鎖ヲ実施スル兵力

總テノ艦船參加スルコトヲ得（潛水艦ヲ含ム）。航空機モ艦船ノ補助トシテ參加スルコト當然ナルモ、單獨ニ行動シテ直接船舶ニ對シ實力ヲ加フルコトハ之ヲ避クルヲ可トス（國際法規慣例ハ存セズ）。

(註) 戰略上ノ封鎖ニ於テハ、凡ユル方法ヲ用ヒテ航通ヲ阻止スルコトヲ得ベシト雖モ（旅順閉塞ノ如キ）、單ニ通商上ノ阻礙ヲ目的トル封鎖ニ於テハ防害物沈置、敷設水雷ノ沈置ハ許サレザルモノトスルヲ通説トス。（自衛觸發海底水雷沒設ニ關スル條約第三條參照）

即チ海軍艦船ヲ伴ハザル妨害物封鎖（Stone blockade）ハ違法トセラル。一八六一年南北戰爭中合衆國ハ「チャーレストン」及「サヴァンナ」ノ港口ニ石船ヲ沈メ、之ヲ閉塞セントシタルガ、英國ノ抗議ニ依リ閉塞ヲ中止シタリ。

(2) 船舶拿捕

(1) 原則

封鎖ヲ破リ封鎖地域ニ出入セントスル船舶ハ、其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕ス（海戰法規第四十九條參照）。

(2) 例外

(a) 外國軍艦

外國軍艦ガ正當ノ事由ヲ以テ航入シ、更ニ出港センコトヲ求メタルトキハ、國際儀禮上事情ノ許ス限リ之ヲ許可スルモノトス。但シ外國軍艦ハ之ヲ強要スルノ權利ナシ。故ニ作戦上外國軍艦ノ航入ヲ不利トル場合ニハ許可ヲ與フルヲ要セザルモノトス（海戰法規第四十七條參照）。滯泊期間ハ封鎖艦隊指揮官ノ指示ニ依ル。

又中立國大公使領事等ハ、本國政府ト公務上ノ通信ヲ許サルルヲ例トスルモ、軍事上ノ必要アルトキハ、之ヲモ禁止制限シ得ベシ。

(b) 海難ニ遭遇シタル中立國船舶（海戰法規第四十八條參照）

封鎖艦隊ニ於テ、海難ニ遭遇シタル事實ヲ認メ、已ムヲ得ザル事情アルトキハ航入ヲ許可スルコトヲ得ルモノトス。但シ許可ニ際シ右船舶ハ載貨ノ積下シ又ハ積込ヲ爲スコトヲ得ザルノ條件ヲ附スベキモノトス。

慈善ヲ目的トスル中立船舶ハ、出入ヲ許可スルノ要ナシ。▲

(註) 海上險惡、船體ノ即時修理ノ必要、燃料食料品ノ缺乏等、絕對必要ノ場合ニ限リ許可スル趣旨ニシテ、航路ノ不案内、羅針儀ノ紛失等ハ理由ト爲ル

コトナシ。

(ii) 船舶ヲ拿捕スル區域

(1) 艦隊ノ行動區域 (Area of Operations, Rayon d'action)

封鎖艦隊ハ、一定範囲内即チ當該艦隊ノ行動區域内ニ於テノミ、封鎖ヲ破リタル船舶ヲ拿捕シ得ルモノトス。(海戰法規第五十條参照)

行動區域トハ、當該封鎖艦隊ガ現實ニ實力ヲ及ボシ得ル範囲ノ謂ニシテ、機械的ニ其ノ範圍ヲ決定シ得ベキモノニ非ズ。然レドモ餘り擴張スルコトハ行動區域ヲ定ムル趣旨ヲ沒却スルヲ以テ、大體左ノ如キ標準ニ依ルヲ適當トスベシ。

夜間封鎖港ヲ出港シ又ハ之ニ入港セントスル船舶ヲ、出港ノ翌日又ハ入港ノ前日中ニ發見シ拿捕スル爲、例ヘバ二十五節ノ船舶ハ夜間十二時間内ニ三百浬ヲ、三十節ノ船舶ハ三百六十浬ヲ航走シ得ベキヲ以テ、翌日又ハ前日ノ晝間航走シ得ベキ同一距離ヲ加ヘタル距離ヲ標準トシ七百浬内外ヲ以テ限度トスルコト。

(2) 追蹤シテ區域外ニ出ヅル場合

艦隊ノ行動區域ヨリ追蹤ヲ始メタル場合ニハ、船舶ガ遇々行動區域外ニ出ヅルコトアルモノ之ヲ拿捕シテ差支ナシ。

(1) 奏捕シ得ル場合

(1) 追蹤繼續中

追蹤繼續中ハ船舶ヲ拿捕スルコトヲ得。追蹤ヲ止メタル場合及封鎖ヲ解除シタル場合ニハ拿捕ヲ行フコトヲ得ズ(海戰法規第五十一條参照)。

追蹤ノ中止ハ主トシテ追蹤者ノ意圖ニ依リ決セラルル事實問題ニシテ、單ニ船舶ガ中立港ニ逃避シタルノ事實ヲ以テ追蹤ノ終了ト看做スコトヲ得ズ。

(註) 平時ニ於ケル追蹤權

沿岸國ハ、領水内ニ於テ犯罪ヲ犯シタル船舶ヲ、領水内ヨリ追ヒ始メタルトキハ、追攝ヲ公海ニ續行シ公海ニ於テ該船舶ヲ拿捕シ、其ノ國ノ裁判所ニ於テ之ヲ罰スルコトヲ得ベキナリ。

右追攝權ハ、船舶ガ其ノ所屬國又ハ第三國ノ領水内ニ入ルトキハ終止シ、再ビ追蹤ヲ爲シ得ザルモノトス。

(2) 船舶ガ、行動區域内ニ入りテ徘徊スル場合

舉動不審ノ船舶ハ、其ノ眞ノ意圖ガ、封鎖侵破ニ在リヤ否ヤ又其ノ船舶書類上ノ到達地ノ如何ヲ問ハズ、當該船舶ヲ拿捕スルコトヲ得(海戰法規第五十二條参照)。

(3) 奏捕シ得ザル場合

船舶又ハ其ノ載貨ノ到達地ガ、封鎖港ナリトスルモ、現ニ非封鎖港ニ向テ航行スル場合ニハ、封鎖犯トシテ之ヲ拿捕スルコトヲ得ザルモノトス（海戦法規第五十三條、「ロンドン」宣言第十九條参照）。

右ハ所謂連續航海ノ主義ハ之ヲ封鎖ニ適用スペキ限ニ在ラザルコトヲ示スモノニシテ、此ノ點ハ廣ク承認セラレタル所ナルガ、大戦中英國ハ此ノ慣例ニ反シ封鎖ニ付、連續航海ノ主義ヲ適用スペキコトヲ宣言シタリ（一九一六年七月七日附勅令）。

（註）封鎖ニ連續航海主義ヲ認ムレバ事實上中立港ヲ封鎖スル結果ト爲リ中立國ヲ害スルコト大ナリ。從テ之ヲ認ムルコトハ適當ニ非ズ。

米國合衆國ハ南北戦争當時、封鎖ニ連續航海主義ヲ認メタルガ如シ。

（四）中立ノ尊重

無害ノ航海ハ、如何ナル場合ニ於テモ之ヲ妨害セザルコトニ努メザルベカラズ。隨テ封鎖艦隊ハ船舶ノ中立港及中立沿岸ニ接到スルコトヲ遮断スルコトヲ得ザルモノトス（海戦法規第四十六條参照）。

（註）英國ハ、大戦中北海沿岸ノ小中立國ニ接到セントスル船舶ノ航海ヲ妨害シ、事實上中立國沿岸ヲモ封鎖シタルト同様ノ措置ヲ執リタルガ、之ニ對シテハ強硬ナル抗議ヲ受ケタリ。

（五）封鎖ノ實施ヲ公平ニスルコト

封鎖ハ、各國船舶ニ對シ、公平ニ之ヲ適用スルヲ要スルモノトス（海戦法規第三十七條參照）右ハ封鎖實施上ノ要件ニシテ、國ニ依リテ差別ヲ設クルコトハ、右封鎖ノ適法性ヲ喪ハシムルニ至ル虞ナシトセズ。

（註）「クリミア」戦争ノ際、英國ハ封鎖港「リガ」ヨリ露國商船ノ出港ヲ許シ、中立國船ノミヲ拿捕セントシタルガ、右措置ハ違法ト認メラレ右封鎖ハ有效ナラズト判定セラレタリ。

（六）封鎖侵破船舶ノ處分

（1）封鎖ヲ破リタル船舶ハ沒收セラル。載貨ハ其ノ性質如何ヲ問ハズ、沒收セラル（海戦法規第五十四條参照）。

（註）

（1）封鎖ノ效果ハ、凡テノ物件ニ及ブモノトス。從テ平和用ノ食料品ト雖モ除外セラルコトナシ。封鎖ガ嚴重ニ施行セラルトキハ被封鎖國ハ遂ニ食料ニ缺乏ヲ來スコトナキニシモアラズ。（獨國ハ大戦中英國ノ戦争方針ハ獨國民ヲ餓餓ニ陥ルル非人道的方法ナリトシテ世論ニ訴ヘタリ）。然レドモ若シ封鎖ガ正當ニ行ハル限リハ、從來ノ慣行ニ從ヘバ右ノ如キ事態ヲ生ズルコトアルモ實ニ已ムヲ得ザル所ナリ。

(1) 醫療材料モ除外セラルルコトナシ。大戰中、米國赤十字社ノ斡旋ニ依リ在獨米國赤十字病院ニ限り他ニ材料ヲ流用セザル條件ノ下ニ、獨國ニ輸入スルコトヲ英國側ヨリ承認ヲ得タルガ、在獨米國赤十字病院撤退ノ爲右企圖ハ實行セズシテ已ミタリ。

(2) 一八七〇年「メツツ」巴里ノ降伏ハ砲撃ニ依ルヨリモ、寧ロ食料ノ缺乏ニ因ル所多シト謂ハル。「ビスマルク」ハ人道的見地ヨリスレバ砲撃ト食料斷絶ト何レガ勝レリトハ斷定シ難シ、孰レニスルモ共ニ合法ノ戰爭手段ナリト述べタリト傳ヘラル。

(B) 右ノ例外

積荷人ガ、載貨ヲ積込タル當時ニ於テ、船舶ガ封鎖侵破ノ意思アルコトヲ知ラズ、又知ルコトヲ得ザリシコトヲ證明シタルトキハ、沒收ヲ免ル。

(C) 船舶乗員

罪人又ハ捕虜トシテ取扱フコトナク、必要アルトキ（證言等ノ爲）之ヲ抑留スルニ止マル。

(註) 封鎖犯ハ恰モ一種ノ國際法上ノ犯罪ナルヤノ感想ヲ與フルモ、眞正ノ意義ニ於テ犯罪ニ非ズ。畢竟交戰國ガ自己ノ戰爭目的遂行上有害ナル此ノ種行為ヲ、自衛上防遏スルコトガ國際法上許容セラルニ過ギズ。

(参考) 平時封鎖 (Pacifc Blockade)

(1) 平時封鎖ハ某國又バ某國民ニ對スル、對手國政府ノ義務不履行、不法行爲ニ對シ、義務履行ヲ促シ不法行爲ヲ防止シ又ハ損害ノ補償ヲ得ルノ目的ヲ以テ復仇トシテ、又ハ干涉ノ爲行フモノニシテ、其ノ施行方法要件等ハ戰時封鎖ニ準ズベキモノトス（必ズシモ戰時封鎖ノ要件ヲ嚴格ニ遵守スルノ要ナカルベシ）。

(D) 平時封鎖ノ效果

(1) 第三國船舶等ニ手ヲ附ケ得ルヤ否ヤ

戰時封鎖ト同様、封鎖區域ニ出入スル一切ノ海上ヨリスル交通（船舶航空機ハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ）ヲ遮断シ得トノ積極說アレドモ、廣々承認セラル所ハ、對手國國籍ヲ有スルモノニ限ルト言フニ在リ（第三國船舶等ニ手ヲ附ケルコトガ、絕對ニ不可ナリト言フニ非ズ）。

(2) 臨檢

對手國船舶等ニ限ルトスルモ、其ノ國籍ヲ調查スル爲、第三國船舶等ヲも臨檢スルノ必要生ズベシ。

第三國船舶等ヲ臨檢スルコトハ、平時封鎖ノ效果ハ第三國船舶等ニ及バズトスル說ヲ主張スル者ト雖モ、之ヲ已ムヲ得ザル措置アリトシテ承認ス。（右ノ如ク、第三國船舶等ヲ臨檢スルコトハ、一般ニ承認セラルル權能ナルガ、之ヲ敢行スルコトハ勤モスレバ第三國トノ紛議ヲ生ズルヲ以テ、努メ

第十一 封鎖。平時封鎖

一四二

テ第三國船舶等ニ干渉スルコトハ之ヲ避クルヲ賢明ナリトス。

(イ) 第三國船舶等ニ變針ヲ求メ得ルヤ否ヤ

第三國船舶等ニ航路變更ヲ求ムルコトハ、無理ナリトスル說多シ。

(二) 對手國船舶等ノ處分

抑留ニ止メ沒收セズ、事件解決後返還スルヲ例トス（引續キ戦争ト爲リタル場合ハ別途ノ考慮ヲ要ス）。

封鎖ノ區域

(イ) 戰時封鎖ノ場合ノ如ク、實力封鎖タルコトヲ絕對要件トスル必要ナシ。

(ロ) 但シ假リニ對手國籍ノ船舶等ニ限ルトスルモ、國籍調査ノ爲第三國船舶等ヲモ臨檢スル必要アリ、又對手國籍船舶等ニ乗組ミ又ハ搭載セラルモノニ第三國又ハ第三國人ニ關係ヲ有スルモノ多少アルベク、相當第三國ニ利害關係ヲ生ズルニ付、非常ニ廣汎ナル地域ヲ封域區域ニ編入スルコトハ理論上絶對不可トセザルモ、大ナル抵抗アルベキヲ豫想セザルヲ得ズ、依テ重要港津沿岸ヲ指定スルヲ穩當トス。

封鎖宣言

(イ) 必ズシモ正式ノ宣言ヲ必要トセズ（事務的ニ通知スルヲ便宜トスル場合アルベシ。）

(ロ) 名義ハ「封鎖宣言」トセズ、「某々地域ニ某國船舶航空機等出入禁止」トスルモ差支ナシ。

封鎖宣言

(イ) 宣言ヲ必要トセザルモ、適當ノ通達ハ、對手國地方官憲（必要ニ應ジ第三國領事等）ニ對シ之ヲ行フヲ可トス。

施行者

(イ) 出先指揮官トスルヲ便宜トス。

(ロ) 通達モ、指揮官名義ニテ可ナルモ、廣範圍ニ亘り施行スルコトト爲ラバ政府名義トスルヲ適當トスベシ。

實例

(イ) 一八三一年佛國ハ、葡國ニ於ケル自國民ニ對スル損害賠償請求ヲ理由トシテ、葡國海岸數箇所ヲ封鎖シタリ。

(ロ) 一八三三年英佛ハ、「ベルギー」王國ノ獨立ヲ認メシムル爲、國交斷絶スルコトナクシテ蘭國諸港ヲ封鎖シタリ。

(ハ) 一八五〇年希國憲兵ニ依リ海軍士官ニ加ヘラレタル傷害及之ニ對スル賠償強制ノ爲、英國ハ希國沿岸ヲ封鎖シタリ。

(イ) 一八三八年佛國ガ墨國諸港ヲ封鎖シタルニ對シ、墨國ハ宣戰シタリ。

(ロ) 一八六一年英國ハ、其ノ艦艇及海軍士三名ニ對スル暴行ニ對スル賠償要求拒絶セラルルヤ、伯國「リオ、テ、ジャネイロ」港ヲ封鎖シタリ。

(ハ) 一八八四年佛國ハ、臺灣ヲ封鎖シタリ。

(イ) 一八九六年英、澳、獨、伊、露國ハ、希國沿岸ヲ封鎖シタリ。

第十二 戰時禁制

一四四

(a) 一八八七年國際法學會ノ決議

平時封鎖ハ、左ノ條件ヲ有スル場合ニ於テノミ、認メラルベキモノトス。

(1) 封鎖ニ拘ラズ、第三國旗ヲ掲グル船舶ハ自由ニ入港スルコトヲ得。

(2) 封鎖ハ正式ニ宣言且通告セラレ、十分ノ實力ヲ以テ維持セラルベキコト。

(3) 被封鎖國船舶ニシテ封鎖ヲ侵犯シタルモノハ抑留セラルベク封鎖ノ終了シタルトキハ、船舶及貨物ハ抑留中ノ損害ヲ賠償スルコトナクシテ舊所有者ニ還付セラルベキコト。

第十二 戰時禁制品 (Contraband of War) ノ輸送 (海戰法規第十三章參照)

或ル物件ガ、敵手ニ歸スルトキハ、敵ノ戰爭遂行ヲ容易ナラシムルニ至ルヲ以テ、之等物件ノ敵ニ到ルヲ防グガ爲、交戰國ノ一方ハ海上輸送ノ途中ニ於テ、輸送ヲ禁絶スルノ手段ヲ執リ得ルコトハ、古クヨリ認メラレタル國際慣例ナリ。右物件ヲ戰時禁制品ト稱ス。

(註) 戰時禁制品ノ輸出ヲ中立國ガ禁止シタル例ナキニ非ズ (普佛戰爭ノ際帝國モ同様ノ措置ニ出デタリト謂ハル) 又大戰中獨國側ハ切リニ中立國政府ニ輸出禁止ヲ爲サンコトヲ求メタリ (事實上凡テノ禁制品ガ英國側ニノミ供給セラレ不公平ナリトノ理由ニ基ク)。

然レドモ斯ル措置ヲ執ルコトヲ國際義務トスルコトハ、結局資源大ナル國ヲ利スルコトト爲リ、又場合ニ依リテハ中立國ノ不公平ナル取扱ヲ容易ナラシムルニ至ルヲ以テ、承認シ難キ事案ナリト思ハル。

右ノ外禁制品ヲ絕對的禁制品ニ限ルベシトカ、條件附禁制品ヲ沒收スルニハ賠償ヲ支拂フコトトスペシトカ各種ノ主張アリ。

(+) 戰時禁制品ノ種類

(1) 從來ノ慣例ハ、戰時禁制品ヲ絕對的禁制品(戰爭專用物件)ト、條件附禁制品(平戰兩用物件)トノ二種ニ區別スルコトニ略定マリ居レリ。我海戰法規 (『ロンドン』宣言モ同様) モ亦此ノ例ニ依リタリ。

尙「ロンドン」宣言ニハ戰時禁制品ト宣言スルコトヲ得ザル、所謂自由品ヲ掲ゲアリ (『ロンドン』宣言第二十八條)。

性質上戰時禁制品タリ得ベキモ、特殊目的(例セバ醫療ノ目的)ニ使用セラルル物件ハ、戰時禁制品ト爲スコトヲ得ザルコトト爲リ居レリ (海戰法規第五十七條、『ロンドン』宣言第二十九條参照)。

(a) 大戰中各國共大體右種別ヲ認メタルガ、大正五年四月二十日英國ハ遂ニ絕對的禁制品ト條件附禁制品トノ區別ヲ廢止シタリ。然レドモ本件ハ將來ノ先例ト爲シ得ベキヤ否ヤ甚ダ疑問。

ナリ。

(註) 絶對的禁制品條件附禁制品ノ區別廢止ニ關スル英國政府ノ意向ハ、「今回ノ戰爭ニ於テ敵人ノ大多數ハ直接間接ニ戰争ニ關與シ、爲ニ軍隊ト一般人民トヲ明確ニ區別シ得ザルコト、及敵國政府ハ數次ノ法規發布ニ依リ事實上條件附戰時禁制品ノ全部ヲ管理シ、從テ之等物品ハ全部ヲ政府用ニ供シ得ベキコトト爲リ、戰時禁制品ノ取扱ニ關シ絶對的ト條件附トノ區別ヲ認メ難シ」ト謂フニ在リ。

（二）戰時禁制品目

(1) 品目ヲ一定不動ノモノトスルコトハ殆ンド不可能ナリ。海戰法規第五十五條及第五十六條ニハ一定ノ品目ヲ掲ゲタルモ、必要ニ應ジ隨時(平戰時共)之ヲ變更追加シ得ルモノトス(「ロンドン」宣言第二十三條及第二十五條參照)。

（註）海戰法規

第五十五條 別段ノ規定ナキ限りハ左ノ各號ニ掲クル材料及物件ハ絶對的戰時禁制品タルヘキモノトス

- 一 一切ノ武器(狩獵用武器ヲ含ム)及其ノ組成品タルコト明ナルモノ
- 二 一切ノ彈丸、裝藥、彈藥包及其ノ組成品タルコト明ナルモノ
- 三 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタル火薬及爆發物
- 四 砲架、彈藥車、前車、軍用運搬車、野戰鍛冶器及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

- 五 軍用タルコト明ナル被服及武裝具
- 六 軍用タルコト明ナル一切ノ馬具
- 七 特ニ軍用トシテ製造セラレタル工兵器材
- 八 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乘用輶用駄用ノ獸類
- 九 陣營具及其ノ組成品タルコト明ナルモノ
- 十 甲鐵釦
- 十一 軍艦及戰闘用艇舟並特ニ上記艦艇ニ限り使用シ得ヘキコト明ナル組成品
- 十二 飛行機、飛行船、氣球其ノ他一切ノ航空機及其ノ組成品タルコト明ナルモノ並航空機用ニ供セラルモノト認ムヘキ屬具物件及材料
- 十三 兵器彈藥製造ノ爲又ハ陸海軍用ノ武器及材料ノ製造修理ノ爲專ラ作製セラレタル機械器具
- 第十五條 別段ノ規定ナキ限りハ左ノ各號ニ掲クル材料及物件ハ條件附戰時禁制品タルヘキモノトス
- 一 糧食
- 二 獸類ノ飼料用ニ適スル芻秣及穀類
- 三 軍用ニ適スル被服、被服用織物及靴類
- 四 金銀貨幣、地金銀及紙幣
- 五 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ一切ノ車輛及其ノ組成品

第十二 戰時禁制品

一四八

- (1) 戰時禁制品輸送ト認メラルル條件
或ル物件ガ戰時禁制品トシテ處分セラルル爲ニハ、結局其ノ物件ガ敵ノ戰爭用ニ供セラルルモノト認メラルルコトヲ要ス。即チ左ノ如シ。
- (1) 絶對的禁制品(海戰法規第五十八條參照)
敵國領土、占領地又ハ敵國軍隊ニ仕向ケラレタリト認メラルルコト、而シテ該物件ハ直接ニ輸送セラルルト轉送又ハ一部陸路ニ依ルトヲ問ハザルモノトス。
- (註)
(1) 連續航海(輸送)主義
船舶ノ仕向先ニ依リテ貨物ノ仕向先ヲ決定セントスル原則ノ例外ニシテ、縱令船舶自體ガ現ニ敵港ニ向ハザルモ一旦敵ニ近キ中立港ニ仕向ケテ一ノ航海ヲ終リ、更ニ同船ヲ以テ若ハ別船ヲ以テ又ハ陸路ニ依リ別箇ノ輸送トシテ禁制品ト爲リ得ベキ同一貨物ヲ敵地ニ輸送セントスル際、最初ノ中立港ニ向フ航海ト相連續シテ一箇ノ航海(輸送)ト看做シ、當初ヨリ敵地ニ向フモノトスルモノナリ。

- (1) 大戰當初ハ、各國共大體「ロンドン」宣言ノ定ムル所ニ準據シタルガ、次第ニ品目ヲ增加シ、殊ニ英國ハ極端ニ増加シタル爲中立國ヨリ强硬ナル抗議ヲ受ケタリ。英國ガ戰時禁制品トシテ追加シタルモノノ中ニハ、「ロンドン」宣言ニ於テ性質上戰時禁制品ト爲スベカラザルモノト認メラレタル所謂自由品ヲ含メリ。(海軍大臣官房、各國海戰關係法令第十五輯上一五九頁參照)
- 六 一切ノ船舶及艇舟、浮船渠、船渠ノ部分並其ノ組成品
七 鐵道ノ固定及運轉用材料並電信、無線電信及電話ノ材料
八 燃料及機械潤滑用材料
九 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニ非サレ火薬及爆發物
十 刺アル鐵線及其ノ架設又ハ切斷用ニ供スヘキ機械
十一 蹄鐵及蹄鐵用材料
十二 輓用及鞍用ノ物件
十三 雙眼鏡、望遠鏡、「クロノメートル」及各種ノ航海用具
第五十七條 左ノ各號ニ掲クルモノハ前一條ノ規定ニ拘ラス之ヲ戰時禁制品ト爲スコトヲ得ス
一 専ラ病者傷者ノ看護用ニ供スヘキ物件及材料但シ軍事上重大ナル必要ア
ル場合ニ於テハ此等ノ物件及材料ニシテ第五十八條ニ規定スル到達地ヲ有
スルトキニ限り賠償ヲ爲スノ義務ヲ負ヒテ之ヲ徵發スルコトヲ得
二 船舶ノ自用ニ供スヘキ船内ニ在ル物件及材料並航行中該船舶ノ乗員及船
客ノ用ニ供スヘキ物件及材料

(1) 本主義ハ「クリミア」戦争ノ際、硝石ヲ積ミテ「リスボン」ヨリ「ハムブルグ」ニ向ヘル「フラウ、アンナ、ホキナ」ヲ、佛國軍艦ガ拿捕シタルニ始マル。(右硝石ノ貿易ノ目的地ハ敵タル露國港ナリシトノ理由ニ基ク) 次デ、南北戦争ノ際米國ニ依リ、「ボア」戦争ニ於テ英國ニ依リ採用セラレ爾來各國ノ慣行ト爲リタリ。

大戰中、英國ハ右主義ヲ條件附禁制品ニモ適用シタル爲、問題ト爲リタルガ、我國ニ於テモ同様ノ措置ヲ執リタリ。(海戰法規第六十三條参照)

(2) 一九一四年十月「ニューヨーク」ヲ出帆シ指圖人渡シノ貨物（食料品總價格千五百萬弗）ヲ積ミタル、諸、瑞國汽船「キム」以下四隻ハ「コーベンハーゲン」ニ向フ途中英國軍艦ニ依リ拿捕セラレタリ。英國審檢所ハ、右貨物ハ結局獨國政府又ハ軍隊ニ依リ使用セラルベキモノナレバ、中立港ニ向フ途中拿捕スルコト適法ナリトセリ。(獨國民大部分ハ、戰爭業務ニ從事シ居リ軍人ト普通人民トヲ區別スルコト困難ニシテ、結局獨國ニ入ル貨物ハ政府又ハ軍隊用ト看做サザルヲ得ズト説明セリ) 右ニ對シ、條件附禁制品ニ連續航海主義ヲ適用スルハ違法ナリトノ抗議アリタルガ、英國政府ハ審檢所ノ検定ヲ正當ナリトノ見解ヲ堅持シタルモ荷主ニ對シ相當ノ賠償ヲ支拂ヒタリ。

(2) 條件附禁制品（海戰法規第六十一條参照）

敵國軍隊又ハ行政廳ノ使用ニ仕向ケラレタリト認メラルコト、(行政廳ニ仕向ケラレタル場合ニハ、物件が實際ニ戰争ノ爲ニ使用セラルモノニ非ザルコトガ立證セラレタルトキハ、金銀貨幣紙幣地金銀等ヲ除クノ外ハ禁制品トセラルコトナシ)ヲ要ス。右到達地ヲ有スルモノト認ムベキトキハ、輸送船舶ノ到達地ノ如何ニ拘ラズ、又物件ノ陸揚地ノ如何ニ拘ラズ、戰時禁制品トセラルモノトス(此ノ點絕對的禁制品ト同様ナリ)（海戰法規第六十三條）。條件附禁制品ニ對シ、絕對的禁制品ヨリモ煩雜ナル條件ヲ附シタルハ條件附禁制品タルベキ物件ガ、元來平戰兩用ニ用キラルベキモノナルヲ以テ、實際上平和用ニ宛テラレタルモノヲ除カントスル趣旨ニ外ナラズ。

到達地立證ノ方法

(1) 絶對的禁制品

(a) 左ノ場合ニハ明確ニ證明セラレタルモノトス(反證ヲ許サズ)（海戰法規第五十九條参照）。

一、貨物ガ敵港ニ陸揚セラレ、又ハ其ノ軍隊ニ引渡サルベキモノナルコトガ、船舶書類ニ記載セラルルトキ。

二、船舶ガ敵港ニノミ到達スベキモノナルトキ。

第十二 戰時禁制品

一五二

三、船舶ガ船舶書類上貨物ノ陸揚地タル中立港ニ達スル以前ニ、敵港ニ寄港シ、又ハ敵國軍隊ニ會合スルモノナルトキ。

(b) 船舶書類ノ記載ハ當該船舶ノ航海ニ關スル證據タルベキモノトス。但シ記載ノ航路ヲ明ニ離レタル理由ヲ辯明スルコトヲ得ザル場合ヲ除ク（海戰法規第六十條參照）。

(2) 條件附禁制品

(a) 左ノ場合ニハ敵國軍隊、又ハ行政廳ノ使用ニ仕向ケラレタルモノト推定ス（反證ヲ許ス）。（海戰法規第六十二條參照）

一、敵國官憲ニ仕向ケラレタルトキ。

二、敵國ニ在住シ、此ノ種物件又ハ材料ヲ敵國政府ニ供給スルコト著名ナル商人ニ仕向ケラレタルトキ。

三、敵國政府ノ代理人、又ハ敵國政府ノ監督ノ下ニ在ル商人若ハ其ノ他ノ人ニ仕向ケラレタルトキ。

四、敵ノ防備アル場所、又ハ敵國軍隊ノ策源地若ハ補給地タル其ノ他ノ場所ニ仕向ケラレタルトキ。

(b) 船舶書類ノ記載ハ當該船舶ノ航海及貨物ノ陸揚場所ニ關スル證據タルベキモノトス。

(4) 戰時禁制品輸送船舶及物件ノ處置

(1) 原則

但シ貨物ノ到達地ガ記載ト異ルコトガ他ノ充分ナル證據ニ依リ立證セラルル場合ヲ除ク。（海戰法規第六十三條第二項參照）

(5) 戰時禁制品輸送船舶及物件ノ處置

(1) 原則

戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ハ、其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ、之ヲ拿捕ス。（海戰法規第六十四條參照）

(2) 船舶拿捕ノ場所

交戦國領水内、又ハ公海ノ如何ナル部分ニ於テモ拿捕スルコトヲ得。

封鎖ノ場合ノ如ク當該艦隊ノ行動區域内ニ限定セラルルコトナシ（海戰法規第六十四條參照）。

(3) 船舶ヲ拿捕シ得ル場合及時機

(1) 當該船舶ニ遭遇シタルトキ、右船舶ガ敵タル到達地ニ達スル以前ニ中間港ニ寄港セントスル場合ニ於テモ、之ヲ拿捕シ差支ナシ。即チ一箇ノ航海ヲ一箇ノ航海ト看做シ處置セントルモノナリ（海戰法規第六十四條後段參照）。

(2) 既遂ノ禁制品輸送ヲ理由トシテ拿捕ヲ行フコトヲ得ズ。即チ現行中ニ限ルモノトス（海

戰法規第六十五條參照)。

(二) 例外トシテ拿捕ヲ免除入ル場合

(1) 左ノ場合ニハ拿捕ヲ免除シ、抑留ニ止ムルコトヲ得。(海戰法規第六十七條參照)。

(a) 船舶ガ開戦ノ事實ヲ知ラザル場合。

(b) 適用セラルベキ戰時禁制品ノ宣言ヲ知ラザル場合。

(c) 右事實ヲ知リタルモ、未ダ戰時禁制品ヲ陸揚スルコトヲ得ザル場合。

(2) 左ノ場合ニハ、事實ヲ了知シ從テ免除ノ事由ナキモノト推定ス(反證ヲ許ス)。(海戰法規第六十七條第二項參照)。

(a) 中立港ノ所屬國ニ對シ、開戦又ハ戰時禁制品ノ宣言ノ通告アリタル後、相當期間ヲ経テ該港ヲ出港シタルトキ。

(b) 開戦後敵港ヲ出港シタルトキ。

(c) 開戦又ハ戰時禁制品ノ宣言ノ公示アリタル後、當該國港(又ハ同盟國港)ヲ出港シタルトキ。

(3) 抑留船舶中ノ戰時禁制品押收(海戰法規第六十八條參照)。

(a) 必要ニ應ジ戰時禁制品ヲ押收ス。

(b) 必要アルトキハ航路變更ヲ命ズ。

(c) 右ノ場合ニハ將來賠償ヲ要スベキヲ以テ、押收戰時禁制品ノ種類、價格、保險料及運

賃ニ關シ海戰法規第六十八條書式第四ニ依リ調書二通ヲ作成シ、内一通ヲ船長ニ交付ス。

(4) 抑留セザル場合ノ處置(海戰法規第六十九條參照)。

(a) 臨檢士官ヲシテ船舶書類ニ、海戰法規第六十九條書式第五ニ依リ、開戦又ハ戰時禁制品宣言ノ警告ヲ記入セシム。

(b) 必要アルトキハ航路變更ヲ命ズ。

(d) 戰時禁制品引渡ヲ申出デタル船舶ノ處置(海戰法規第七十條參照)

(1) 戰時禁制品ノ分量僅少ナル爲、船舶ヲ沒收スル原由ナキトキ、船長ヨリ戰時禁制品ノ引

渡申出アリタルトキハ、情況ニ依リ右申出デヲ聽許シ、船舶ノ航行續行ヲ許スコトヲ得。

(許スト、許サザルトハ自由ナリ)。

(2) 戰時禁制品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ、之ヲ船舶書類ニ記入シ、且船長ヲシテ關係船舶書類ノ謄本ヲ提出セシム。(戰時禁制品ノ船荷證券、保險證券、航海日誌等ヲ主タルモノトス)。

(3) 引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ノ調書二通ヲ作成シ、内一通ヲ船長ニ交付ス(書式第六)。

(4) 引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ヲ破壊シ又ハ使用スルコトヲ得。

(5) 船舶ノ航路ヲ指示スルコトヲ得。

(四) 戰時禁制品輸送船舶及物件ノ處分

(イ) 戰時禁制品

沒收ス(海戰法規第七十一條參照)。

(ロ) 船舶

右船舶内ニ在ル戦時禁制品ノ價格、重量、容積又ハ運賃ガ、全積荷ノ半數以上ナルトキハ船舶ヲ沒收ス(海戰法規第七十二條)。

(ハ) 嘗該船舶内ノ禁制品以外ノ貨物

戦時禁制品ノ所有者ニ屬スルモノハ沒收ス(海戰法規第七十四條)。

(二) 開戦又ハ戦時禁制品宣言ヲ知ラザリシ場合ノ例外

戦時禁制品ノミヲ押收スルコトヲ得(海戰法規第七十五條參照)。船舶ハ抑留スルコトヲ得(海戰法規第六十七條)。

第十三 軍事的帮助 (Hostile Assistance) (海戰法規第十四章參照)

軍事的帮助ハ、非中立役務(Unneutral Service)モ稱セラル。禁制品輸送ト近似スル所アルモ、敵ノ爲ニ直接ノ役務ヲ爲ス場合多キ點ニ於テ相違アリ。從テ其ノ制裁ノ如キモ嚴格ナルヲ常トス。中立

國人ノ交戦國ニ對スル軍事的帮助ハ中立義務違反ヲ構成スルモノニ非ズ、唯交戦國ハ自己ニ有害ナル行爲ヲ防遏スル爲、強力手段ヲ用フルノ權利ヲ有シ、之ニ對シテ中立國政府ハ自國民ノ受クル處分ニ對シテ、故障ヲ申出ヅルノ權利ナキモノトス。

軍事的帮助ハ、直接且特ニ一方交戦國ノ爲ニスル役務ナルヲ以テ、間接ニ一方交戦國ノ利益ト爲ルガ如キ行爲ヲ爲スコトアルモ、之ヲ以テ軍事的帮助ヲ行ヒタルモノトスルコトヲ得ズ。例セバ中立國船舶ガ交戦國郵便物ヲ一般郵便物ト共ニ輸送スルガ如キコトアルモ、之ヲ目シテ軍事的帮助ト爲スコトヲ得ズ。

(イ) 輕質ノ軍事的帮助 (間接非中立役務ト稱セラルルコトアリ)。

(ロ) 左ノ中立船ハ、軍事的帮助ヲ爲シタルモノトシ拿捕スベキモノトス(海戰法規第七十六條参照)。

(イ) 敵國軍隊ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ、特ニ航海スル船舶。

「敵國軍隊ニ編入セラレタル乗客」ト言フハ、現ニ敵國軍隊ノ名簿中ニ記入セラレ軍務ニ服スル者ヲ指スモノニシテ、未ダ軍人ニ非ズシテ軍務ニ服センガ爲歸國スル者ノ如キハ、除外セラルベキモノトス。

召集ヲ受ケタル豫後備役軍人ハ、嚴密ナル意味ニ於テハ茲ニ所謂軍隊ニ編入セラレタル者

ニ非ズ。

「特ニ航海ス」ト言フハ、平素ノ航海ニ非ズシテ臨時ニ航海スル場合、又ハ之等ノ輸送ヲ爲ス爲、其ノ固有ノ航路ヲ變更シ若ハ通常寄港セザル場所ニ入港スルガ如キ場合ヲ指ス。從テ敵國軍人又ハ之ニ準ズル者ガ普通ノ旅客トシテ慣行ノ手續ニ依リ、旅客船ニ搭乗シ該船舶ガ通常航路ニ依ル航海ヲ爲スガ如キ場合ニ於テハ、該船舶ヲ目シテ禁制航海ニ從事スルモノト看做スコトヲ得ザルモノトス。

引續キ右種類ノ航海ニ從事スル船舶ハ、重質ノ軍事的幫助ト爲ルベシ。

(註) 大戰中、兵役勤務適任者ヲ、現ニ軍隊ニ編入セラレタル者ト同視シタル例アリ。

(2) 敵ヲ利スル爲、情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル船舶。

情報ノ傳道ノ方法ハ、文書ニ依ルト無線通信ニ依ルト、口頭其ノ他ノ方法ニ依ルトノ別ナク、凡テ右ニ包含セラルモノトス。

情報ノ内容モ、別段制限セラルコトナク、苟モ敵ヲ利スル性質ノモノナラバ、凡テ茲ニ包含セラルベキモノナリ。

外交信書ハ、之ヲ尊重スルノ慣例アリ。即チ敵國政府ト中立國ニ駐在スル敵國大公使及領事トノ間、竝ニ敵國政府ト中立國政府トノ間ニ往復スル公文書類ヲ傳達スルモ、軍事的帮助

助ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得ザルモノトス。

(3) 船舶所有者、船舶全部ノ備船者、又ハ船長ニ於テ情ヲ知リテ敵ノ軍隊ノ一部ヲ輸送スル船舶。

此ノ場合ハ、敵ノ軍隊編成ヲ有スル部隊ヲ輸送スルモノニシテ、船舶所有者等ニ於テ其ノ情ヲ知リタルヲ以テ足ルモノトシ、「特ニ航海スル」ノ條件ヲ具フルコトヲ要セザルモノトス。

敵ノ脅迫ヲ受ケテ敵軍隊ヲ輸送スル船舶ヲ、情ヲ知リタルモノトシテ任意ニ輸送スル場合ト同一ニ取扱フコトハ酷ニ失ス(英國ニ於テハ同一ニ取扱フ)。

(4) 船舶所有者、船舶全部ノ備船者、又ハ船長ニ於テ情ヲ知リテ作戰行動ニ對シ航海中直接ノ帮助ヲ與フル者ヲ輸送スル船舶。

情ヲ知リテ敵ノ爲ノ偵察者ヲ輸送スル場合ノ如キハ、右ニ該當ス。

(b) 例外トシテ拿捕ヲ免除スル場合

(1) 左ノ場合ニハ、軍事的幫助ヲ爲シタルモノトシテ處置スルコトナシ(海法規第七十八條参照)。

(a) 船舶が開戦ノ事實ヲ知ラザル場合。

(b) 右事實ヲ知リタルモ、未ダ輸送スル人員ヲ上陸セシムルヲ得ザル場合。

(2) 左ノ場合ニハ、事實ヲ了知シ從テ免除ノ事由ナキモノト推定ス(反證ヲ許ス)(海戰法規第七十八條第二項参照)。

(a) 開戦後、當該國港(又ハ同盟國港)ヲ出港シタルトキ。

(b) 開戦後、敵港ヲ出港シタルトキ。

(c) 中立港ノ所屬國ニ對シ開戦ノ通知アリタル後、相當期間ヲ經テ該港ヲ出港シタルトキ。

(3) 免除シタル場合ノ處置(海戰法規第七十九條参照)

(a) 臨檢士官ヲシテ船舶書類ニ、海戰法規書式第五ニ準ジ開戦アリタル旨ノ警告ヲ記入セシム。

(b) 必要アルトキハ變針ヲ命ズ。

(4) 輕質ノ軍事的幫助ヲ爲シタル船舶及物件ノ處分

(1) 船舶

沒收ス(戰時禁制品輸送ノ爲沒收セラルル中立船ト、同一取扱ヲ爲ス)。

(2) 貨物

船舶所有者ニ屬スル貨物ハ之ヲ沒收ス(海戰法規第七十七條参照)。

(5) 重質ノ軍事的幫助(直接非中立役務ト稱セラルルコトアリ)

(6) 左ノ中立船ハ軍事的幫助ヲ爲シタルモノトシ拿捕スベキモノトス(海戰法規第八十條参照)。

(1) 直接戰闘行爲ニ加ハル船舶。

戰闘行爲ハ獨リ砲火ノ發射ニ止マラズ、撞角ヲ以テスル突擊、機雷敷設ノ如キコトモ、茲ニ所謂戰闘行爲ト解スペク、從テ該船舶ハ敵軍艦ト看做シテ臨機ノ處置ヲ爲シ得ベキモノナリ。又敵ノ兵力ニ編入セラレズシテ商船ノ儘戰闘行爲ニ加ハルコトハ、國際法ノ禁ズル所ニシテ其ノ乗員ハ戰時重罪ヲ以テ論ゼラルベキモノナリ。

(2) 該船舶ニ乗組ミタル敵國政府ノ代理人ノ命令、又ハ監督ヲ受ケル場合。

(3) 全部敵國政府ノ爲ニ傭入レラレタル船舶。

(2)(3)ノ場合ハ、其ノ事實ノ繼續中、即チ現行ノ場合ニ限ルスルヲ通常ノ慣行トス。

(4) 現ニ且専ラ、敵國軍隊ノ輸送、又ハ敵ヲ利スル爲情報ノ傳達ニ從事スル船舶。

右ハ輕質ノ軍事的幫助ニ於ケルガ如キ、偶發的ノモノト異リ、繼續的ニ、専ラ敵ヲ利スル目的ヲ以テスル行動ヲ爲スモノヲ指ス。

(註)

「インドウストリー」號事件

同船ハ青島在留獨國人ノ所有ニシテ「ハンブルグ」ヲ定喫港トシ獨國國旗ヲ掲ダル救難船ナリ。

第十三 軍事的幫助

一六二

米國人タル「アール、マクデルミッド」ニ依リ三箇月儲入セラル。
「マクデルミッド」ハ同船ヲ軍事通信船トシ、一獨國人ヲ通信員トシテ乗組マ
シメ帝國艦隊ノ動靜ヲ探ラシメシコトヲ計レリ。同船ハ諸地點ヲ航行シ、遂
ニ三月二十七日加德島附近ニ帝國軍艦ノ集合セルヲ發見シ、之ヲ「マクデル
ミッド」ニ電報セントシテ航行中同日軍艦春日ノ爲ニ拿捕セラレ、沒收ノ檢
定ヲ受ケタリ。

(2) 廣南號事件

同船ハ佛國船ニシテ定繫港ハ西貢ナリ。

明治三十八年四月「カムラン」灣ニ至リ、酒類八百箱ヲ露國艦隊ニ引渡シ、爾
後上海ニ到リ燃料トシテ石炭三〇〇噸ヲ積入レタル外貨物ヲ搭載セズ、上海
ヲ出發後「マニラ」ニ向フト稱シ臺灣及澎湖島附近ヲ航行シ帝國軍艦ノ動靜ヲ
探リツツアリタルガ、十月十六日帝國軍艦備後丸ノ爲拿捕セラレ、沒收ノ檢
定ヲ受ケタリ。

(3) 重質ノ軍事的幫助ヲ爲シタル船舶及物件ノ處分（海戰法規第八十條第二項及同第八十一條 参照）

(1) 船舶

沒收ス（敵商船ト同一ノ取扱ヲ爲ス）。

(2) 貨物

船舶所有者ニ屬スル貨物ハ、之ヲ沒收ス。

(4) 中立船内ニ在ル、敵國軍隊ニ編入セラレタル人員ノ處置

(1) 處置（海戰法規第八十二條參照）

他ノ理由ヲ以テシテハ當該船舶ヲ拿捕スルコトヲ得ザル場合ニ於テモ、敵國軍隊ニ編入
セラレタル人員ハ之ヲ捕ヘテ俘虜ト爲スコトヲ得ルモノトス。而シテ右商船ガ現ニ中立港
ニ向ヘル場合ニ於テ、右人員ヲ捕フルコト差支ナシ（後段ニ付テハ、米國ハ之ニ反スル主
張ヲ爲シ居レリ）。

（註）

(1) 「ビーベンブリンク」事件

一九一四年十一月十三日佛艦「コンティー」號ノ士官ハ、「ジャマイカ」島南方
二百五十浬ノ公海ヲ中立港ニ向ケ進行シツツアリタル米船「ウキンバー」ヨ
リ同船給仕 August Pfeifer ヲ拉致シタリ。同人ハ獨逸生ナルモ數年前
米國市民タラントスルノ請願書ヲ提出シタリ。米國ハ佛國及當時同人ヲ俘虜
トシテ抑留シ居タル英官憲ニ對シ釋放方ヲ要求セリ。
英政府ハ、縱令歸化請願書ヲ出シタリト云フモ同人ハ依然トシテ獨逸人ナリ
ト言フニ對シ、米政府ハ「歸化請願書ヲ提出シタル外國人ニシテ米國商船ニ

乗組ミタルモノハ其ノ保護ニ關シ米市民ト看做サル」トノ米國法令ヲ示シ、又同人ハ軍隊ニ編入セラレ居テザルニ依リ米國船ヨリ同人ヲ拉致スルハ法律上正當ナラズト反駁シ且「ロンドン」宣言第四十七條ノ規定ハ軍隊ニ編入セラレタル人員ヲ謂ヒ、而シテ同宣言ヲ措イテハ外ニ中立港ニ向ヒテ航行スル中立船ヨリ敵國人ヲ拉致スルゴトヲ認メタルモノナシト主張セリ。一九二五年四月英佛政府ハ法律問題ヲ留保シ友誼的措置トシテ「ビーベンブリンク」ヲ釋放シタリ。

〔二〕「チャイナ」號事件

一九一五年二月十八日英巡洋艦「ローレイティック」號ハ、上海ヨリ桑港ニ向フ米船「チャイナ」號ヨリ三十八人ノ獨逸、墺太利及土耳其人ヲ抑留シ、之ヲ香港ニ護送シテ兵營内ニ留置シタリ。米國ハ再三之ニ抗議シ假令軍隊ニ編入セラレタル人員タル者ト雖モ、中立國ニ向ケ航行スル中立船ヨリ之ヲ抑留スルハ公海ニ於ケル米國ノ主權ヲ侵害シ、國際法違反ナリト主張セリ。

一九一六年四月英國ハ之ニ對シ、右人員ハ「マニラ」ヲ以テ聯合國ニ對スル各種非中立的犯行ノ基地トセントスル陰謀國ノ一味ナリ、而シテ上海ニ居住スル獨逸人多數ハ武器彈藥ヲ集メテ秘カニ印度ニ送リ又極東ニ於ケル「メーヴェ」(Mewe)ノ役ヲ務ムベキ船舶ノ裝備ニ宛テントシタルモノナルコト實際上及信用スペキ報導ニ依リ立證セラレタリ、故ニ此ノ種人員ハ何等中立國ノ主權ヲ侵害スルコトナクシテ、公海ニ於ケル中立船ヨリ之ヲ抑留シ得ベキモ

ノナリト回答シタリ。

(2) 舊時ノ多數國ニ依リ認メラレタル慣例ニ依レバ、中立船ヲ拿捕スルコトナクシテ、其ノ中ニ在ル敵國軍人ヲ俘虜トスルコトヲ得ザルモノトセラレタルガ、「ロンドン」宣言ニ依リ右ノ如キ主義ヲ採用シ舊來ノ慣例ヨリ離脱スルコトト爲リタリ（大戰ノ際ハ各國共相當ニ苛烈ニ敵國人ヲ待遇シタルコトハ前述ノ如シ）。

(3) 中立國船舶ガ、交戦國ノ一方ヨリ中立國ニ送ル外交使節ヲ搭乗セシムルモ、軍事的幫助ヲ構成セザルモノト認メラル。尤モ交戦國ヨリ其ノ代理人ガ、特別用務ヲ帶ビテ中立國ニ赴ク者ノ如キハ之ヲ俘虜ト爲シ得ベキナリ。

(註)「トレント」號事件

南北戰爭ノ際一八六一年十一月英汽船「トレント」號ガ「ハバナ」ヨリ「バハマ」群島ノ「ナッソー」ノ英港ニ向フ途中合衆國軍艦ハ之ニ停船ヲ命ジ南軍政府ガ外交使節トシテ英、佛ニ派遣セル「メーヴェ」及「スライデル」ノ二人ヲ書記官ト共ニ強制シテ「トレント」號ヨリ軍艦ニ移シ「トレント」號ノ航海ノ續行ヲ許シタリ。英國政府ハ中立船舶ガ敵國ヨリ中立國ニ送ル外交官ヲ便乗セシムルコトヲ他方交戦國ノ軍艦ハ妨害スルコトヲ得ズ、又航行中ノ中立船舶ヨリ其ノ便乗者ヲ洋中ニ於テ強制的ニ轉乗セシムルコトヲ得ズトノ理由ヲ以テ抗議ヲ提

出シタリ。

合衆國政府ハ「トレント」號ヲ審檢港ニ引致セズシテ單ニ其ノ中ヨリ強制的ニ便乗者ヲ轉換セシメタルハ不法ナリシコトヲ認メ、一旦捕ヘタル二人ノ使節ト書記官トヲ共ニ釋放シタリ。

(iv) 手續

- (1) 臨檢士官ハ、人員ノ引渡ヲ船長ニ請求ス(海戰法規第八十三條参照)。
- (2) 引渡ヲ拒絶シタルトキハ、臨檢士官ハ人員ノ收容ニ着手シ、乘員抵抗シタルトキハ船舶ヲ拿捕ス(海戰法規第八十三條第二項参照)。
- (3) 引渡ニ關スル調書(書式第七)ニ通ヲ作成シ、内一通ヲ船長ニ交付ス(海戰法規第八十四條参照)。
- (4) 引渡ニ關シ船長ヨリ異議申立アリタルトキハ、船長ハ右異議ノ要領ト、之ニ對シ執リタル措置ヲ、海軍大臣ニ報告ス(海戰法規第八十五條参照)。

■ 帝國船舶ニ(又ハ同盟國船舶)、以上ノ如キ行爲アリタルトキハ中立船舶ニ準ジ處置ス(海戰法規第八十六條参照)。

(註) 日清戰爭ノ際、高陞號ガ清國軍隊ノ輸送ヲ爲シ居リシハ、重質ノ軍事的情

助ニ從事シ居リシモノナルヲ以テ、當然拿捕沒收シ得ベキモノナリシナリ。

高陞號ヲ擊沈スルニ至リタルハ、同船ガ帝國軍艦ノ正當ノ指命ニ從ハザリシカ爲ナリ。

第十四 無線通信(海戰法規第十五章參照)

無線電信、電話等ヲ以テスル通信ノ禁止制限ニ付テハ、陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル海牙條約中ニ二三規定(註一)アリ。又海戰ニ關スル「ロンドン」宣言中、軍事的帮助ニ關シ、情報傳達ヲ禁止制限スル規定(註二)ヲ存スルモ、公海ニ於テ無線通信ヲ禁止制限スル國際法規慣例一定セリト謂フベカラズ。此ノ點ニ付、大正十三年海牙ニ於テ作製ノ戰時法規改正委員會報告、戰時無線通信取締規則案アレドモ效力ヲ有セズ、尤モ有益ナル參考資料タルベシ。

(註一) 第三條、第五條、第八條、第九條。

(註二) 第四十五條、第四十六條。

海戰法規第十五章ハ、條約、國際慣例等ヲ參酌シテ規定シタルモノナルガ、洋上ニ於ケル通信管制ニ關シ規定ヲ缺ク點アリ。上記戰時無線通信取締規則ヲ參酌シテ處置スルヲ適當トス。

ノヲ船舶ニ限ラレアルモ、之ハ航空機ヲモ包含スペキモノト解スペキナリ。

(イ) 区域ヲ定メテ管制スル方法

- (1) 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ、作戦行動上必要アルトキハ、作戦区域内(註)ニ於ケル無線通信裝置ヲ有スル船舶航空機ニ對シ、左ノ事項ヲ禁止スルコトヲ得。
 - (1) 艦隊、船舶、軍用船ノ位置、及其ノ動作ニ關スル通信ヲ發スルコト。
 - (2) 艦隊、艦船、軍用船ヨリ發スル通信ヲ登錄スルコト。
 - (3) 艦隊、艦船、軍用船ノ通信ヲ妨害スペキ一切ノ行爲。
- 必要ニ應ジ、暗號通信ノ發信ヲ禁止シ、又ハ通信用語ヲ制限スルコトヲ得。

(註)

(イ) 作戦區域ノ範囲ハ一定シ難ク、一ニ當時ノ狀況ニ依リ指揮者ニ於テ判断スペキ事項ナリ。日露戰爭當時ニ於ケル一般了解ニ依レバ、封鎖地域又ハ根據地等ヨリ電波ノ最大有效距離ヲ以テ無線通信管制ノ範囲ト看做シタルガ如シ。然レドモ此ノ標準ハ無線通信ガ異常ノ發達ヲ遂ゲタル今日ニ於テハ之ヲ採用シ難シ。

要スルニ各場合ニ當リ、平和的通信ヲモ顧慮シ作戦行動ノ必要ト調和スル程度ニ於テ之ヲ定ムベキモノトス。

(ロ) 日露戰爭開始直後「ロンドン、タイムズ」社ハ、汽船海門ニ無電機ヲ裝置シ

社員ヲ乗船セシメ、遼東海岸及支那海ニ於テ日露兩國艦隊ノ動靜ヲ探ラシメタリ。

露國「アレキシーフ」總督ハ「新規ノ器械ニ依リテ敵ニ通信ヲ爲スペキ通信員ヲ乘船セシムルモノハ、關東州沖又ハ露國艦隊ノ作戦地域内ニ於テ拿捕セラレ其ノ通信員ハ間諜ト看做サル」ベキ旨ヲ各中立國ニ通諭シタリ。

帝國ハ海門ノ行動ガ我軍事行動ヲ阻害シタル事實ニ鑑ミ明治三十七年五月九日芝罘、仁川ヲ連結スル一線以北ニ航行スルコトヲ禁止シタリ。

露國ノ通諭ニ付テハ論議ヲ生ジタルモ帝國ノ措置ニハ異議ヲ生ゼザリキ。

(ロ) 宣言、告知

- (1) 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ、左ノ宣言ヲ爲ス(海戰法規第八十八條及書式第八參照)。
 - (a) 禁止制限ノ及ブ地理的限界。
 - (b) 禁止制限ノ内容。
 - (c) 開始ノ日(必要アルトキハ禁止制限ノ時期又ハ時間ヲ明示ス)。

(ツ) 告知

右宣言ハ封鎖ノ場合ノ如ク、必ズシモ廣々通告スルコトヲ要セズ。指揮官ハ部下士官ヲシテ必要ニ應ジ、之ヲ禁止制限ノ區域及其ノ附近ニ在ル無線通信裝置ヲ有スル船舶ニ告知セ

シム(海戦法規第八十八條書式第九参照)。

右告知ヲ爲シタルトキハ、之ヲ爲シタル日時、及當時ニ於ケル該船舶ノ地理上ノ位置ヲ明示シテ、其ノ船舶書類ニ記入ス。

(4) 禁制違反ノ處置

(1) 禁制ヲ知リテ違反シタル場合

告知ヲ受ケ、又ハ告知ヲ受ケズトモ禁制ヲ知リタルコトヲ認メ得ベキニ拘ラズ、禁制ヲ犯シタル船舶、航空機ハ之ヲ拿捕ス。

正當ノ遭難信號、遭難通信等ハ、軍事上差支ナキ限り寛恕スルヲ可トス。

(2) 禁制ヲ知ラズシテ違反シタル場合

違反船舶、航空機ニ離隔ヲ命ジ、針路ヲ示命スルコトヲ得。

(a) 必要ニ應ジ、監督員ヲ乗込マシム。

(b) 該船舶内ニ在ル通信ノ登錄簿ニシテ禁制事項ニ關スル記事ヲ記入シタルモノハ、之ヲ押收スルコトヲ得。

(c) 該船舶ノ善意ニ付、疑フベキ充分ノ理由アルトキハ無線通信機ヲモ押收スルコトヲ得。

(d) 該船舶ノ善意ニ付、疑フベキ充分ノ理由アルトキハ無線通信機ヲモ押收スルコトヲ得。

(2) 洋中ニ行動スル場合、又ハ作戦區域ヲ示スコトヲ不利ナリト思料スル場合ノ管制方法

(1) 即時使用ニ供スル軍事情報(極メテ危急重大ナルモノニシテ、例セバ彼我相觸接スル場合我艦ノ所在ヲ通報スルガ如キ場合)。

敵タルト中立タルトヲ間ハズ、右情報ノ傳送ヲ爲スコトハ之ヲ敵對行爲ト看做シ、右行爲ヲ爲ス船舶、航空機ニ對シテハ臨機ノ處置ヲ執ルコトヲ得。(絶對必要ト認メラル場合ニハ、直ニ之ヲ攻撃スルコトヲ得ベシ)。(戦時無線通信取締規則第六條参照)。

(2) 軍事行動又ハ軍隊ニ關スル情報ニシテ、特ニ敵側ニ仕向ケラレタルモノ(我軍事行動ヲ敵ニ通信セントスルモノナルガイノ場合ノ如ク危急ナラザルモノ)。右傳送ヲ爲ス中立船又ハ航空機ハ、之ヲ拿捕沒收ス。

(3) 公海ニ於ケル指示

指揮官ニ於テ、無線通信裝置ヲ有スル船舶又ハ航空機ガ、我艦隊ノ至近ニ在リ、又其ノ場所ニ於テ右裝置ヲ使用スルガ爲我艦船ノ從事スル作戦行動ガ成功ヲ害セラルモノト認メラル

ルトキハ、左ノ命令ヲ爲スコトヲ得。

(1) 接近スルコトヲ防止スル必要ナル程度ノ針路ノ變更。

(2) 至近ニ在ル間無線通信裝置ノ使用禁止。

右命令ニ從ハザルモノニ對シテハ、臨機ノ處置ヲ執ルコトヲ得。(戰時無線通信取締規則第七條參照)。

(2) 違反船舶航空機處分時期

即時處分シ得ルモノハ問題ヲ生ゼザルモ、遠距離ニ於テ違反ヲ爲シタル如キ場合ニ於テハ、之ヲ拿捕抑留スルコト困難ナル場合アリ。故ニ海戰法規ガ一般ニ現行中ヲ處分スルノ原則ニ反シ、本件ノ場合ニハ後日ニ至リテモ違反船舶航空機ヲ處分シ得ルコトスルヲ適當トス。(戰時無線通信取締規則第六條第三號ハ、違反船舶又ハ航空機ガ當時從事シタル航海又ハ航空ノ終了ニ依リテ責任ハ消滅スルコトナク、當該行爲アリタル後一年間存續スル趣旨ヲ規定ス)。

(3) 軍事的幫助トノ關係

船舶、航空機ノ行動ガ、敵ヲ利スル目的ヲ以テ行ハレタル場合ニハ、當該條項タル軍事的幫助ヲ以テ律スベキモノトス。

(4) 敵國領土内ニ在ル、無線電信海岸局ノ處分

敵國領土内ニ在ル、無線電信海岸局ハ、之ヲ軍用施設ト略同視シ、所有者ノ如何ヲ問ハズ又現ニ行ハルル通信ノ種類、使用方法等ノ如何ヲ問ハズ、必要ト認ムルトキハ之ヲ押收、破壊其ノ他通信ヲ不可能ナラシムベキ處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。

海岸局トハ、陸地又ハ常ニ繫留スル船舶上ニ設置シ、海上船舶トノ通信交換ニ使用スル無線電信局ヲ指稱ス。

(5) 無線通信ニ關スル中立國ノ權利義務(陸戰ノ場合ノ中立ノ部第四、通信ニ關スル取締ノ部參照)

(1) 交戰國及其ノ代理者ハ中立國管轄内ニ於テ、無線通信機ヲ設置運用スルコトヲ得ズ。(占領シタル場合ヲ除ク)。(陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約第五條、戰時無線通信取締規則案第三條、同第五條參照)。

(2) 右ヲ阻止スル爲、能フ限リノ手段ヲ講ズルハ中立國ノ義務ナリ(陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約第五條、戰時無線通信取締規則案第四條參照)。

(陸) 日露戰爭中芝罘國領事ハ其ノ館内ニ無電機ヲ設置シ、封鎖セラレタル旅順ノ通信ヲ爲シタルガ、右ハ中立違反行爲タリシナリ。

(6) 中立國ハ軍隊又ハ軍事行動ニ關スル情報ニシテ、交戰者ニ仕向ケタルモノノ傳送ヲ防止ス

ル爲必要ナル程度ニ於テ、其ノ管轄内ノ無線通信局ノ通信ヲ禁制スル義務アルモノトス。(戰時無線通信取締規則案第四條参照)

即チ軍事ニ關スル通信ト雖モ一般ノモノハ之ヲ禁制スルノ必要ナキモ、軍隊又ハ軍事行動ニシテ特ニ交戦者(交戦國政府、軍隊、艦船)ニ仕向ケラレタルモノハ之ヲ取締ルノ義務アルモノトス。之レ全ク中立國領土ヲ作戦根據地トスルヲ防止セントスルノ趣旨ニ出ヅルナリ。

(註) 大戰中、中立國ハ電氣通信取締ノ爲、暗號電報ノ取扱ヲ禁止シタルモノ多シ。
(二) 交戦國ノ移動無線通信局ハ、中立國ノ管轄内ニ於テハ其ノ無線電信機ノ一切ノ使用ヲ避止スベキモノトス。

而シテ中立國政府ハ右使用ヲ防止スル爲、其ノ施シ得ベキ手段ヲ用フベキモノトス。(戰時無線通信取締規則案第五條参照)

第十五 軍艦ニ依ル船舶護送(Convoys)(海戰法規第十七章)

大陸諸國ハ、中立船舶ガ本國軍艦ニ依リ護送セラレ本國軍艦ガ其ノ被護送船舶ニ戰時禁制品ヲ搭載セザルコトヲ證言スルトキハ、交戦國軍艦ハ臨檢ヲ爲スコトヲ得ザル旨ヲ主張シタルガ、英國ハ常

ニ此ノ権利ヲ否認シ、護送軍艦ガ臨檢ニ抵抗スルトキハ縱令船舶ガ抵抗セザルモ船舶自身ガ抵抗シタルモノト看做シ、拿捕沒收スベシトセリ。

「ロンドン」海戰法會議ニ於テハ、英國側讓歩シ、護送軍艦指揮官ガ交戦國軍艦指揮官ノ請求アルトキハ、其ノ船舶ノ性質及載貨ニ付テ臨檢ニ依リテ知リ得ベキ一切ノ情報ヲ書面ヲ以テ通知スルコトヲ條件トシテ、中立軍艦護送ノ権利ヲ認メタリ。(「ロンドン」宣言第六十一條参照)。

(一) 中立國軍艦ニ依ル護送

(1) 通則(海戰法規第九十七條参照)

中立船ニシテ、其ノ本國軍艦ノ護送ヲ受クルモノニ對シテハ、左ノ場合ニハ臨檢及搜索ヲ行フコトヲ得ザルモノトス。

護送軍艦指揮官ガ船舶ヲ臨檢セントスル軍艦ノ指揮官ノ請求ニ依リ、其ノ船舶ノ性質及載貨ニ付臨檢ニ依リテ知リ得ベキ一切ノ情報ヲ書面(註)ヲ以テ通知シタルトキ。

(註) 米國海戰法規訓令ニハ、口頭ニ依ルモ可ナル旨規定シアルモ正確ヲ期スル
爲書面ヲ徵スルヲ可トス。

(二) 護送軍艦指揮官ノ欺力レ居ル疑アル場合ノ處置(海戰法規第九十八條参照)

(1) 嫌疑ノ通知

軍艦護送ノ目的ハ、單ニ平和的ニシテ交戦國ニ無害ノ交通ヲ保護ズルニ止マリ、被護送船舶ノ絶対不可侵ヲ求ムルモノニ非ズ。故ニ交戦國軍艦指揮官ニ於テ、護送軍艦指揮官ガ欺カレ居ルコト、即チ右指揮官ノ通知ト事實トガ符合セザル嫌疑アルトキハ、其ノ旨ヲ右指揮官ニ通知シ、彼ノ検證ヲ求ムルコトヲ得。

(2) 船舶ノ検證

右ノ場合、交戦國軍艦ヨリ直接船舶ノ検證ヲ爲スコトナク、護送指揮官ノ検證ニ委スルモノトス。

護送指揮官ヨリ検證ニ付交戦國軍艦ノ助力ヲ求ムルコトアルモ、直接検證ニハ參加セズ、單ニ立會ヲ爲スニ止ムルモノトス。

立會士官ハ、検證ガ公正ニ行ハルルヤ否ヤヲ監視スペク、必要ニ應ジ護送指揮官ノ注意ヲ喚起スルノ手段ヲ採リ得ベキナリ。

(3) 検證調書

檢證ノ結果ハ護送軍艦ニ於テ調書ヲ作リ、其ノ謄本一通ヲ臨檢軍艦士官ニ交付スルモノトス。

(4) 保護ノ撤回（海戦法規第九十九條）

(1) 護送軍艦指揮官ニ於テ、其ノ護送船舶ニ拿捕ノ理由アリト認メタルトキハ、其ノ保護ヲ撤回ス。

(2) 右船舶ハ拿捕セラルベキモノトス。

(5) 護送軍艦ト、交戦軍艦ト見解ヲ異ニスル場合ノ處置（海戦法規第一百條）

(1) 護送船舶ニ付、拿捕ヲ正當トスル事實アリヤ否ヤニ關シ、交戦國軍艦指揮官ガ護送軍艦指揮官ト見解ヲ異ニスル場合ニ於テハ、交戦國軍艦指揮官ハ護送指揮官ニ對シ抗議書ヲ送達シ、其ノ旨ヲ海軍大臣ニ報告スベキモノトス。

(2) 右ノ場合、爾後ノ處置ハ政府ノ交渉ニ委スベク現地ニ於テ强行即決ヲ爲サザルモノトス。

尤モ明瞭ナル證據アリ、而モ敵國軍隊ノ輸送ニ從事スル等重大緊急ノ事情アル場合ヲハ、緊急措置トシテ直ニ被護送船舶ニ對シ、臨機ノ處置ヲ講ズルコト差支ナカルベシ。

(6) 敵國軍艦ニ依ル護送

(7) 船舶ノ處置（海戦法規第一百一條）

(1) 船舶ハ、之ヲ拿捕ス。

(2) 必要ニ應ジ、攻撃破壊スルコトヲ得。

本艦ト敵艦トノ間ニ戰闘行爲行ハレ、此ノ間ニ於テ被護送船舶逃走ヲ企ツルモノ或ハ場合ニ依リテハ本艦ニ對シテ抗敵態度ヲ執ルモノモアルベシ、斯ル際ニハ船舶ヲ臨檢拿捕スル等ノ正規ノ手續ニ依ラズ、直ニ攻撃破壊スルコトヲ得ルモノトス。

(d) 船舶及載貨ノ處分（海戰法規第百二條）

敵國軍艦ノ護送ヲ受ケ航行スル船舶ハ、其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ、又其ノ載貨ハ所有者及其ノ性質ノ如何ヲ問ハズ、沒收セラルベキモノトス。即チ其ノ處分ノ程度ハ、重質ノ軍事的幫助ヲ爲セルモノヨリモ更ニ重キコトヲ知ルベシ。

第十六 船舶書類 (Ship's Papers) (海戰法規第十八章參照)

(1) 船舶書類ノ價值

船舶書類ハ、臨檢船舶ノ國籍、性質、從事スル航海ノ目的等ヲ了知スル上ニ於テ最重要ノ材料ナリ。然レドモ船舶書類ノ何タルカハ各國ノ制度ニ依リテ異リ、世界共通ノ種類ヲ存スル次第ニ非ズ。故ニ悉ク之等ヲ列舉スルコトハ頗ル煩雜ナルヲ以テ、海戰法規ニハ何國ニモ殆ンド共通ナル通常船舶ニ備フベキ主要ナル船舶書類ヲ掲ゲタリ。

(II) 種類（海戰法規第百三條參照）

(e) 船舶國籍證書 (The register of the nationality of the vessel.)

船舶港ノ登記官吏ノ證明スル文書ニシテ、通常船名、噸數、船長ノ氏名、船舶ノ取得方法ニ關スル詳細ノ事項、及其ノ登簿船主ノ氏名國籍等ヲ詳記スルモノニシテ、船舶ニ關スル最重要ノ書類ナリ。如何ナル場合ニ於テモ、必ズ船舶内ニ存スベキモノナリ。

(f) 航海日誌 (The log-book.)

船長ガ船舶所屬國ノ法規ニ從ヒ作成スル日誌ニシテ、沿岸小航海ニハ時トシテ備附ヲ免除スルコトアルモ、外國航海ニハ必ズ存スベキモノナリ。

(g) 海員名簿 (The muster roll of the crew.) (The crew list.)

各乗組員ノ氏名、年齢、職務、住所及出生地ヲ記載スルモノニシテ、如何ナル場合ニ於テモ必ズ船舶内ニ存スベキモノナリ。

(h) 乘客名簿 (The list of the passengers.) (The passenger list.)

乗客ノ氏名、年齢、國籍、職業、住所及出生地等ヲ記載ス。外國航海ニハ之ヲ備フルヲ通例トス。

(i) 儘船契約書 (The charter party.)

船舶ノ全部又ハ一部ガ貸借セラレアル場合ニ、該貸借ニ關シ船主又ハ船長ト傭船者トノ間ニ締結スル契約書ニシテ、通常船長ノ氏名、船舶ノ名稱及構造、契約當時ノ船舶ノ碇泊港、傭船者ノ氏名及住所竝ニ載貨ノ性質、荷積港、陸揚港及運賃ヲ記載ス。船舶内ニ存スルヲ通例トス。

(2) 船荷證券及送狀 (The bill of lading and invoices.)

船荷證券ハ、通常各貨物ニ付テ作成セラレ、其ノ船内ニ在ルモノハ荷積ノ際船長ヨリ荷送人ニ與ヘタル證書ノ副本ニシテ、荷送人ノ氏名、荷積ノ時日及場所、船舶ノ名稱及到達地竝ニ載貨ノ性質、數量、到達地及運賃ヲ記載ス。

送狀ハ、必ズ貨物ニ伴フモノニシテ、載貨ノ各相ノ詳細ノ事項及代價運賃、關稅其ノ他ノ負擔費用竝ニ荷送人及荷受人ノ氏名及住所ヲ記載ス。船舶内ニ必ズ存置スルモノトス。

(3) 載貨目錄 (The manifest.)

荷送人及荷受人ノ氏名、載貨各相ノ記號及番號、各相中ニ在ル物品ノ數量内譯竝ニ船荷證券ニ照合スル運賃ノ計算ヲ記入シ、通常稅關ニ於テ船舶ノ出港ヲ取扱フ船舶仲立人及船長ノ署名アルモノナリ。船舶内ニ必ズ存置スルモノトス。

(4) 出港證書 (The clearance paper.)

船舶ノ最後ニ發航シタル稅關官吏ノ付與スル證書ニシテ、關稅ノ支拂ハレタルコトヲ證シ、且載貨及其ノ到達地ヲ記載ス。時トシテ船舶内ニ置カザルコトアリ。

(5) 健康證書 (The bill of health.)

船舶ノ出港地ニ傳染病流行セズ、且其ノ出港ノ當時船内ニ於テ傳染病ニ罹リタル者ナキコトヲ證明スルモノナリ。

(6) 船舶賣渡證書 (The bill of the Sale of the vessel.)

船舶所有權ノ買主ニ移轉シタルコトヲ證明スル書類ナリ。船舶内ニ置カザルコトアリ。

(7) 特殊ノ場合調査スベキ船舶書類 (海戰法規第百五條參照)

① ニ掲記スルモノハ通常何レノ國ノ船舶ニモ存スルモノナルガ、本條ハ特定國又ハ特殊ノ船舶ニ備附ケアルモノヲ掲グ。必要アリト認ムルトキ、左ノ書類ヲ提出セシメ調査ノ資料ニ供スルモノトス。

(8) 機關日誌 (The engine room log.)

(9) 船舶又ハ載貨ノ保險契約關係 (The insurance policy for the vessel and cargo.)

(10) 無線通信ノ發信及受信簿 (The record of wireless messages sent and received.)

四 船舶書類ノ検査（海戦法規第四百條参照）

- (1) 艦長ハ船舶ノ國籍、発航地、到達地、航路及任務竝ニ載貨ノ性質、種類、到達地及其ノ他必要ナル事項ヲ明ニスル爲、必要ナル船舶書類ヲ検査ス。
- (2) 船舶書類ノ直接調査ニ當ルモノハ臨檢士官ナルガ、臨檢士官ハ必要ニ應ジ書類ヲ本艦ニ移シ本艦ノ調査ニ付スルヲ得ベキコト勿論ナリ。（調査方法等ニ付テハ海戦法規第二十四章參照）。

四 船舶書類不備ノ場合ノ處置（海戦法規第百六條）

- 船舶ガ左ノ各場合ノ一二該當スルトキハ、其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕スペキモノトス。
- (1) 船舶書類ヲ備ヘザルトキ。

船舶書類ヲ備ヘザルトキト言フハ、必ズシモ船舶書類ノ全部ヲ缺ク場合ヲ指スモノニ非ズ。船舶ニ存置スルヲ要スル書類例セバ船舶國籍證書、航海日誌、海員名簿等ハ其ノ一ヲ缺クモ茲ニ所謂船舶書類ヲ備ヘザルトキニ該當スベキナリ。

而シテ右ノ場合ニハ、他ニ拿捕スルノ理由ヲ存セズトモ當該船舶ヲ拿捕スルコトヲ得ルモノトス。

(2) 船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隠匿シタルトキ。

四

(1) 二重ノ船舶書類又ハ變造若ハ偽造シタル船舶書類ヲ備フルトキ。

(2) (1)ニ掲タル事項モ、(1)ニ準據シテ處置スベキモノトス。

比較的輕易ナル船舶書類ト雖モ、之ヲ缺キタル場合正當ノ理由ヲ辯明シ得ザル場合ニハ拿捕ノ原由ト爲スコトヲ得ベシ。

四 船舶書類不整頓ノ場合ノ處置（海戦法規第百七條参照）

船舶ガ左ノ場合ノ一二該當シ、且情狀疑フベキモノアルトキハ、其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕スルコトヲ得。

(1) 船内ニ備フベキ必要ナル書類ヲ提供セズ、又ハ船舶書類不整頓ナルトキ。

(2) 船舶書類五ニ矛盾シ、又ハ其ノ書類ト船長ノ陳述ト齟齬スルトキ。

船舶書類ヲ有スルモ不整頓ナル場合、又ハ書類相互若ハ書類ト船長ノ陳述ト齟齬スル場合等ハ、偶發ニ因ルコトアルベク又ハ故意ニ出ヅルコトモアルベシ。故ニ斯ル場合ニハ諸種ノ情況ヨリ判断シテ嫌疑ノ有無ニ依リ當該船舶ノ處置ヲ決定スベキモノトス。

(一) 郵便信書ノ不可侵(海戰法規第百八條参照)

(二) 原則

海上ニ於テ、中立船又ハ敵船内ニ在ル中立者又ハ交戦者ノ郵便信書ハ、其ノ性質ノ公私ヲ問ハズ不可侵トス。

郵便信書(postal correspondence)ニ限ルモノニシテ、小包郵便(parcels-post packages)ニ及バズ。郵便行囊ヲ開披スルコトハ差支ナキモノトス。

(三)

(一) 大戰中獨國ハ郵便ヲ利用シテ禁制品ノ輸入、外國ニ信用設定ノ爲各種證券ノ輸出、敵國ニ武器軍需品ヲ供給スル國ニ對スル意業、内亂ノ煽動等ヲ爲シタリト傳ヘラル。

(二) 一九一五年末頃英佛政府ハ中立國商船内ノ郵便檢閱ヲ開始シタリ。

洋中檢閱ハ不可能ナルヲ以テ領水内ニ引致シテ爲シタルガ、中立國側ヨリハ右ハ商業ノ迅速ヲ害シ甚シキハ貴重ナル有價證券等ノ紛失サヘモアリト、テ抗議續出シタリ。(瑞典ハ報復トシテ英國郵便物ノ取扱ヲ停止シタリ)。

(三) 米國ハ中立國船ガ單ニ交戰國港灣ニ寄港スルニ過ギザル場合ニハ、縱令其ノ領水内ニ在ルトハ謂ヘ右船中ニ在ル信書ハ不可侵タルベキモノナリ、何トナレバ右郵便信書ガ英國官憲ノ手ニ歸シタル原因ガ正當ノ方法ニ依ラザルアリ。

以テナリト主張シタリ。(正當ノ法律上ノ根據ナクシテ中立船ヲ英國港灣ニ引致セルヲ指セルモノナリ)。

尙送金通知ヲ英國側ガ郵便信書中ニ含マズトセルニ對シテモ異議ヲ唱ヘタリ。

(四) 拿捕船舶上ノ郵便信書ノ取扱

捕獲艦長ニ於テ、爲シ得ル限り速ニ適當ノ方法ヲ以テ其ノ到達地ニ發送スルコトヲ要スルモノトス。(附近ニ在ル他ノ中立船ヲ強制シテ、郵便信書ヲ運搬セシムルガ如キハ、適當ノ方法トハ言ヒ難シ)。

(五) 例外

左ノ信書ハ、不可侵ノ取扱ヲ受ケ得ザルモノトス。

(1) 封鎖違反ノ場合ニ於テ、封鎖港宛テ又ハ封鎖港ヨリ來リタル信書。

(陸) 大戰中英國政府ハ信書ノ檢閱ノ非難ニ對シ、獨國ハ事實上封鎖セラレタルト同様ナルヲ以テ、獨國ニ發着(最終目的地)スル信書ハ、右例外ニ屬シ不可侵ヲ主張シ得ズトノ立論ヲモ爲シタリ。(右ハ無理ナル立論ナリ)。

(2) 海戰ニ於ケル捕獲權行使制限ニ關スル條約ノ非締約國ノ船舶ニシテ、拿捕セラレタル船一舶内ニ在ル信書。

（二）郵便船

- (1) 郵便信書ノ不可侵ハ、郵便船ニ對シ一般交戦權ノ適用ヲ除外スルモノニ非ズ。（海戰法規第百九條參照）。
- 船舶ヲモ不可侵トスベシトノ說アルモ、採用スベキ限ニ在ラズ。
- 茲ニ、郵便船ト謂フハ、私人又ハ會社ノ所有船舶ニシテ其ノ通商ノ一部トシテ國ト契約ヲ結ビテ郵便行囊ヲ運搬スルモノヲ指ス。
- (2) 右船舶ハ、不可侵ニハ非ザルモ成ルベク寛大ニ之ヲ取扱ヒ、必要アル場合ニ限り迅速ニ臨検搜索ヲ行フベキモノトス。
- (3) 郵便船ノ船長、郵便官吏等ガ戦時禁制品ヲ搭載シ居ラザルコトヲ證言スルコトアリトスルモ、之ガ爲臨検搜索ヲ免除スルノ必要ナシ。
- (4) 不可侵ノ取扱ヲ受ケザル郵便信書ノ取扱（海戰法規第百十一條參照）
- (1) (1)ニ掲タル信書中、敵國官憲又ハ敵國若ハ敵ノ占領地ニ住居スル者ニ宛テラレタルモノハ、凡テ之ヲ押收シ、必要ト認ムモノハ海軍大臣ニ送付ス。
- (2) 右以外ノ信書ハ、成ルベク速ニ其ノ到達地ニ發送ス。

第十八 臨檢、搜索及拿捕 (Visit, Search, and Capture) (海戰法規第二十四章參照)

(一) 通則 (海戰法規第百三十六條參照)

(1) 臨檢ノ權利

- (1) 拿捕スベキ嫌疑（敵船ナリヤ否ヤ、戦時禁制品ヲ搭載スルヤ否ヤ、封鎖侵犯ヲ爲シタリヤ否ヤ、軍事的帮助ヲ爲シタリヤ否ヤ等。）アリト認ムベキ、一切ノ私船ニ對シテハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ、臨檢及搜索ヲ行フコトヲ得。
- (2) 臨檢ノ權利ハ、總テノ軍艦之ヲ行ヒ得ルモノトス。華府會議ニ於テ調印セラレタル潜水艦及毒瓦斯ニ關スル五國條約ニ依レバ、潛水艦ハ此ノ權利ヲ有セザルモノトセラレタルガ、「ロンドン」條約第四編ノ規定ニ依リ潛水艦モ水上艦船ガ從フ國際法ノ規則ヲ遵守スルニ於テハ、水上艦船ト同様ノ權利ヲ有スルコトト爲レリ。

（註）日露戰爭中、水雷艇ガ商船ヲ臨檢搜索スル權利ヲ有スルヤ否ヤガ問題ト爲リタリ。

明治三十七年九月二十二日午前八時帝國水雷艇第三十一號及第二十一號ハ、津輕海峡ニ於テ英國汽船「クルセーダー」號ヲ發見シ嫌疑アリト認メ之

第十八 隠檢、搜索及拿捕(目的物、場所)

一八八

ヲ隠檢セント欲シタルモ、風波アリ且潮流急ニシテ隠檢不可能ナリシヲ以テ函館港ニ引致シ隠檢シ午後零時四十五分解放シタリ。

右ニ關シ、海上風波アルトキハ隠檢搜索スルコト能ハザル水雷艇ノ如キモノヲ用ヒ戰時禁制品輸送ノ監視ヲ爲サシメ、風波高キコトヲ理由トシテ隠檢ノ爲中立船ノ原航路ヲ離レシムルコト不當ナリトノ議論ヲ生ジタリ。然レドモ水雷艇ヲ用ヒタルコトモ、隠檢ノ爲附近ノ適當ノ場所ニ船舶ヲ引致シタルコトモ共ニ非難スペキ點ナキモノトス。

(a) 隠檢ノ目的物

- (1) 私船ニ對シ行フベキモノニシテ中立國軍艦、陸海軍運送船等ニ對シテハ、隠檢ヲ爲スコトヲ得ズ。
軍用ニ供セザル公船ニ付テハ、多少疑ヲ存スルモ重大ナル嫌疑ノ存スルトカ特殊ノ場合ノ外、行ヒ得ザルモノト解スベキナリ。
- (2) 中立船ニシテ其ノ本國軍艦ノ護送ヲ受クルモノニ對シテハ、護送軍艦指揮官ガ之ヲ隠檢セムトスル軍艦ノ指揮官ノ請求ニ依リ、其ノ船舶ノ性質及載貨ニ付テ隠檢ニ依リテ知ルヲ得ベキ一切ノ情報ヲ書面ヲ以テ通知シタルトキハ、隠檢及搜索ヲ行フコトヲ得ザルモノトス(海戰法規第九十七條参照)。

(b) 隠檢ノ場所(第一、(十)(b)敵對行為ノ行ハルル場所ノ部参照)(六六頁)

隠檢ヲ行フ場所ハ中立國ノ領水、又ハ條約慣例ニ依リ戰鬪行為ヲ行フコトヲ禁ゼラレタル場所ヲ除キ、如何ナル場所ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得ルモノトス。戰場ヨリ非常ニ遠隔ノ地ニ於テ隠檢ヲ行フコトハ違法ナリトノ議論モアレドモ正論ニ非ズ、尤モ諸般ノ情況上戰爭ト無關係ナリト思ハルル地點ニ於テ十分ノ嫌疑ナキ船舶ヲ濫リニ隠檢スルガ如キ行動ハ穩當トハ謂ヒ難シ。

(註)

(1) 日露戰爭ノ際、帝國軍艦ハ韓國ノ領水内ニ於テ商船ヲ拿捕シタルハ(「エカテリノスラフ」、「ムクデン」、「アルゲン」)中立規則違反ナリトノ主張アリタリ。

右ニ對シ帝國ハ左ノ如ク説明シタリ。

「日露兩國交戰ニ關シ、韓國ハ初メヨリ其ノ領土内ニ日本軍隊ノ上陸通過スルコトニ同意シタルノミナラズ、其ノ當初ニ於ケル戰勝ノ韓國領域内ニ於テ行ハレタル等ノ事實ニ微スレバ、之ヲ目スルニ普通所謂局外中立國ヲ以テスペカラザルヤ言ヲ俟タズ、故ニ拿捕ノ地點ヲ以テ中立國ノ領海ナリト論ジ、其ノ無效ヲ主張スル抗議ハ根柢ニ於テ已ニ誤認タルヲ免レズ。」結局韓國ハ戰場ト爲リタルモノト見ルヲ至當トス。(隠檢ノ場合ノ中立第三

(参照)

(2) 日露戦争中、函館港函館船渠株式會社ニ於テ陸上ニ曳揚ゲ修理中ノ露國汽船ヲ、帝國軍艦高雄ガ拿捕シタル事件アリ。(明治三十七年四月十三日)然レドモ拿捕ハ海上ニ於テノミ行フベキモノニシテ、陸上ニ在ル物件ハ陸戰法規ニ依リ處理スペキモノトス。從テ本件ニ付海上法ヲ適用シタルハ失當タルヲ免レズ。

(3) 南阿戰爭ノ際、英國ハ「アデン」以北及戰場ヨリ「アデン」ト同距離以外ノ地點ニ於テ獨國船ヲ臨檢セザルコトヲ約シタリ。日露戰爭ノ際、露國軍艦ハ大西洋及地中海ニ於テ臨檢搜索ヲ爲シタル爲、英國ヨリノ抗議ヲ受ケ、露國ハ戰場ヨリ遠隔セル地點ニ於テ英國商船ヲ妨害セザルコトヲ約シタリト謂ハル。露土戰爭ノ際(一八七七年)、露國砲艦ガ日本沿海ニ於テ獨國商船「オセアナス」ヲ臨檢シタルコトアルガ、右ハ日本領海侵害ナルノミナラズ臨檢權ヲ濫用シタルモノナリト謂ハル。(何トナレバ、土國ガ東亞ヨリ戰時禁制品ヲ輸送スペキコトハ、當時ノ狀況ニ於テ到底アリ得ベキコトニ非ズト謂フニアリタリ。)

(2) 臨檢搜索ノ目的

臨檢搜索ノ目的ハ、臨檢ヲ受クル船舶ガ、何國ノ國籍ニ屬スルヤ、其ノ任務ハ無害ナリヤ否ヤ、即チ拿捕シ得ベキ性質ノモノナリヤ否ヤ、ヲ調査スルニ在リ。從テ其ノ調査事項ハ、概

ネ左記ノ如キモノナルベシ。

- (1) 國籍。
- (2) 船舶ノ發航港、仕向港。
- (3) 乗員ノ國籍、乗客ノ航海ノ目的。
- (4) 載貨中禁制品ナキヤ否ヤ。
- (5) 敵ノ軍事的幫助ヲ爲シタリヤ否ヤ。
- (6) 封鎖犯ヲ行ヒタリヤ否ヤ。
- (7) 無線通信器具ノ使用狀況。

臨檢ノ結果、拿捕スベキ嫌疑アルモノニ限り之ヲ行フベキモノニシテ、濫行ニ陷ルコトハ不必要ノキモノトス。

臨檢ハ拿捕スベキ嫌疑アルモノニ限り之ヲ行フベキモノニシテ、濫行ニ陷ルコトハ不必要ノ手數タルノミナラズ、中立國トノ間ニ紛議ヲ惹起スル虞モアルヲ以テ、十分ノ注意ヲ拂フノ要アリ。

(註) 戰時中自國通商ガ衰退シ、中立國通商ノ繁榮セント阻止センガ爲、故ラニ中立商業ノ妨害ヲ爲サントスルノ思想ナキニ非ザルモ、之ハ結局臨檢

權ノ濫用ヲ示唆スルモノニ外ナラズ。從テ正當ニ非ズ。(巴里宣言ニ關スル
英國議會特別委員會報告中ニ右ノ趣旨散見ス)

(二) 嫌疑船舶ヲ發見シタル場合ノ處置

(1) 狀況ヲ記錄スルコト(海戰法規第百三十七條參照)

左ノ事項ヲ記錄シ置クヲ要ス。

- (1) 初テ船舶ヲ發見シタル時刻及位置、同船舶ノ本艦ニ對スル距離方位及同船舶ノ取レル針路、他ノ帝國又ハ同盟國軍艦ヲ發見シタルトキハ同船舶ニ對スル該軍艦ノ距離方位及該軍艦ノ針路。
- (2) 追蹤中ニ於ケル同船舶ノ針路、他ノ帝國又ハ同盟國軍艦ヲ發見シタルトキハ其ノ時刻方位及距離、該軍艦ノ針路及其ノ共同追蹤シタル範圍。
- (3) 船舶ニ追及シタル時刻及位置、他ノ帝國又ハ同盟國軍艦ヲ發見シタルトキハ本艦ノ之ニ對スル方位距離及本艦ノ針路。

(2) 停船命令

(1) 軍艦旗掲揚(海戰法規第百三十九條參照)

船舶ヲ追蹤スル間ハ旗章ヲ掲ゲズ、又場合ニ依リテハ虛偽ノ旗章ヲ掲グルコト差支ナキモ、船舶ニ停止ヲ命ズルニ當リテハ必ズ眞ノ旗章ヲ掲グルヲ要ス。

(註) 假ノ旗章ヲ掲グルコトハ、一種ノ奇計ナルヲ以テ適法ナリ。但シ病院船旗、軍使船旗等ヲ用フルコトハ背信ノ行爲ニシテ適法ニ非ズ。
尙商船ガ拿捕ヲ免ルルガ爲、他國ノ國旗ヲ詐用スルコトハ慣例上許サルル所ナリ。(船舶法第二十二條第二項但書參照)。

(2) 臨檢ノ意思通告(海戰法規第百四十一條參照)

- (a) 先づ信號旗又ハ汽笛ヲ以テ、臨檢ヲ行フベキ意思ヲ通ズ。
夜間ハ軍艦旗ノ上ニ白燈ヲ掲ゲ、信號旗ニ依ル信號ニ代フ。
- (b) 天候不良ノ爲、右ノ手段ニ依リ臨檢ノ意思ヲ通ズルコト能ハザルトキ、又ハ船舶ガ右信號ニ應ゼザルトキハ、空砲二發ヲ連發シ、尙必要アルトキハ其ノ船首ノ前方ニ向ケ實彈ヲ發ス。
- (c) 右警告ニ從ハザルトキハ、先づ船舶ノ檣杆ヲ砲撃シ、最後ニ船體ニ及ボス。

(註)

(+) 右ノ方法ハ、多少ノ差異アレドモ概ネ各國ニ通ズル慣行ニシテ、平時海上ニ於テ船舶ヲ臨檢スル場合ニモ之ニ準ズベキモノトス。

(2) 大戦中、獨國ハ潜水艦ノ脆弱性其ノ他ノ事情ヲ擧ゲテ無警告攻撃ヲ辯護シタルモ、適法ノ行動ト謂ヒ難シ。

「ロンドン」條約第二十二條ハ、潜水艦ト雖モ水上艦艇ト同一ノ規則ニ遵フベキ旨ヲ規定ス。

(2) 「ルシタニア」號事件

一九一五年五月一日千九百餘名ノ船客乗員ヲ乗セ、「リバーブール」ニ向ケ「ニユーヨーク」ヲ出帆シタル、英國「キューナード」會社汽船「ルシタニア」號ハ、五月七日朝「アイルランド」ノ「クキンスタウン」沖ニ於テ獨國潜水艦ニ依リ無警告ニテ擊沈セラレ千百三十餘名溺死ヲ遂ゲタリ。(當時同船ハ米國々旗ヲ掲ゲ居タリ。)

獨國政府ハ諸國ノ激烈ナル非難ニ對シ、左ノ如キ辯明ヲ爲シタリ。

- (1) 英國商船ハ一般ニ武裝セルヲ以テ、普通商船ト看做スペカザルコト。
- (2) 腰々船首ヲ以テ獨國潛水艦ヲ攻撃シタルコト。
- (3) 實際英國商船ハ獨國商船ヲ見付ケ次第攻撃スペキコトヲ、英國政府ヨリ内命ヲ受ケ居ル如キ狀態ナルヲ以テ、正規ノ隘検ヲ爲シ難キコト。
- (4) 英國商船ガ中立國旗ヲ詐用スルコト。
- (5) 「ルシタニア」號ハ政府ノ資金ヲ以テ補助巡洋艦トシテ建造セラレタル最優秀商船ニシテ、英國海軍省公刊書中ニ記載シアルコト。

然レドモ右辯明ハ一般ヲ首肯セシムルニ足ラザリキ。(本件ニ付テハ第三、商

船ヲ軍艦ニ變更スルコトノ部參照)(七九頁)。

(3) 船舶ノ原航路ノ維持(海戰法規第百三十八條參照)

- (a) 隘檢又ハ搜索ヲ行フ場合ニハ、必要以上ニ船舶ノ原航路ヲ離レシメズ、且成ルベク迷惑ヲ與ヘザルコトニ注意スベキモノトス。
- (b) 海象ノ狀況、敵ヨリ攻撃ヲ受クル危險アル場合等ニハ、安全ナル場所ニ進航ヲ命ズルコト差支ナシ。此ノ場合、如何ナル程度ニ針路ヲ變更セシメ得ルヤ又隘檢ノ爲幾何時間停船セシメ得ルヤ等ハ、各場合ニ依リ異ラザルヲ得ズ。要ハ作戦上又四圍ノ狀況ノ許ス限リハ、無害ノ中立商業ヲ尊重スルノ趣旨ヲ以テ處置スベキナリ。

(註) 大戦中、英國軍艦ハ船舶ノ嫌疑ノ有無ニ拘ラズ、見附ケ次第遠距離ノ隘検港ニ送致スルノ手段ヲ執リタリトテ、中立國ヨリ强硬ナル抗議ヲ受ケタリ。

(2) 臨 檢

拿捕スベキ嫌疑アリト認ムベキ船舶ヲ發見シタルトキハ之ニ停船ヲ命ジ、命ニ從ヒ停止シタルトキハ臨檢士官ヲ派遣シ、直ニ船舶ヲ調査シ拿捕スベキヤ否ヤヲ決スルヲ原則トス。洋上ニ於テ斯ル手續ヲ執ルコトハ艦船ノ行動上甚ダ苦痛トル場合ナキニ非ザルモ、即時明確ナル判断ヲ下シ、成ルベク無害ノ中立商業ニ妨害ヲ與ヘザル點ヨリ見テ實ニ已ムヲ得ザル所ナリ。

(四) 隠檢士官派遣(海戰法規第百四十二條參照)

(1) 隠檢員

隠檢士官(Visiting officer)一名ニ、適當數ノ補助員ヲ添ヘ、之ヲ短艇ニ乗組マシメ當該船舶ニ派遣ス。

(2) 短艇員

隠檢士官及補助員乗船ノ際、必要アルトキハ少數ノ短艇員ヲ隨伴ス。

(3) 武器

(a) 短艇員ハ武器ヲ帶ブルコトヲ得ズ。

武器ガ若シ服制上服装ノ一部ト看做サルル場合ニハ、茲ニ所謂武器ヲ帶アルモノトハ認メズ。帝國海軍服制ニ依レバ准士官以上及候補生ノ帶劍ハ服装ノ一部ト看做サル。

(b) 護身用小武器、例セバ小刀、「ピストル」ノ類ヲ携行スルコトハ、武器ヲ帶ブルモノトハ認メズ。

(c) 武器ハ之ヲ艇内ニ止メ置クヲ原則トスルモ、諸種ノ情況上船舶ガ隠檢ニ抵抗スルコト明瞭ナル場合ニハ、例外トシテ自衛上適宜ノ武器ヲ携帶スルコト差支ナカルベシ。

(d) 軍艦停止ノ場所

隠檢中幾何ノ距離ニ艦ヲ停止スベキヤニ付テハ、一定ノ標準ナシ。當該時ニ於ケル諸種ノ事情、及海上ノ狀態ヲ考慮シテ決スベキナリ。

(四) 船舶書類ノ検査(海戰法規第百四十三條參照)

(1) 隠檢士官ノ第一着手ハ、船舶書類ノ検査ニ在リ。

右検査ニ依リテ、船舶ノ国籍、發航港、目的港、積貨ノ性質其ノ他重要事項ヲ知得スベキナリ。而シテ船舶書類ヲ検査シ該船舶ガ船舶書類ノ記載ニ合致シ其ノ他一般ニ容疑ノ點ナキコト明ト爲リタルトキハ、直ニ當該船舶ヲ解放スベキモノトス。

(2) 船長ガ船舶書類ノ提示ヲ拒ミタル場合ニハ、單ニ其ノ理由ノミヲ以テシテモ同船ハ之ヲ拿捕スルコトヲ得ベキナリ。(海戰法規第百七條參照)。

(二) 被隠檢船舶ニ對スル隠檢援助要求禁止(海戰法規第百四十條參照)

(1) 被隠檢船舶ニ對シ、積極的行動ヲ要求スベカラザルモノトス。即チ如何ナル場合ニ於テモ船舶ニ對シテ其ノ短艇乗員又ハ書類等ヲ隠檢艦ニ送致スベキコトヲ請求シ得ザルモノトス。

右ハ極メテ僅少ノ例外國(伊國)ヲ除キ、國際慣例略一致スル所ナリ。

隠檢士官等ガ上船スルニ際シ、上船ニ必要ナル設備(例セバ繩梯子)ヲ供スルコトハ、當然

第十八 臨検、搜索及拿捕(搜索)

一九八

ノコトニシテ右禁制ニ含マレザルモノトス。

- (2) 若シ右慣例ヲ嚴守スルニ於テハ、潛水艦ニ依ル臨検ハ事實上不可能ナル場合多カルベキモ、已ムヲ得ザル所ナリトス。

尤モ船舶側ヨリ任意ニ書類ヲ携ヘテ來艦セントシ又ハ其ノ短艇ヲ送ラントスル場合ニ、之ヲ拒絶スルノ理ナキコト勿論ナルヲ以テ、船舶ヲシテ斯ル措置ニ出ヅルガ如ク誘致スルコトハ、潛水艦ニ依ル臨検ヲ可能ナラシムル上ニ於テ有利トスル場合アルベシ。

(四) 搜索

(1) 搜索ヲ爲スベキ場合(海戦法規第百四十四條参照)

臨檢士官船舶書類ヲ検査シ、尙拿捕スベカラズトスルノ心證ヲ得ザルトキハ、進ンデ船舶及載貨ノ搜索ヲ爲スモノトス。

(二) 搜索員

臨檢士官及補助員ノミヲ以テシテハ不充分ナル場合ニハ、短艇員ヲ乗船助力セシメ、又必要ニ應ジ本艦ヨリ補助員ヲ派遣ス。

當該船舶ノ船員ニ助力ヲ請求スルコトハ、之ヲ避クルヲ可トス(請求シ差支ナシトスル例ナキニ非ズ。例セバ獨國)。

(三) 搜索ノ方法(海戦法規第百四十四條参照)

- (1) 船長又ハ其ノ代理者ヲ立會ハシム。
- (2) 閉鎖シタルモノハ立會人ヲシテ開カシム。
- (3) 立會ヲ拒ミ又ハ閉鎖物ヲ開披スルヲ肯ゼザル場合ニハ、左記孰レカニ依ル。
- (a) 臨機ノ處置ヲ爲スコトヲ得(即チ立會者ナクシテ搜索シ又ハ閉鎖物ヲ臨檢員自ラ開披スル等)。
- (b) 一應船長又ハ其ノ代理者ニ對シ、其ノ拒絶ノ結果ハ搜索ヲ拒ミタルモノトシテ拿捕セザルベカラザルニ至ルベキコトヲ告ゲ、尙應ゼザルトキハ船舶ヲ拿捕ス。
- (4) 搜索スル場所物件ハ、船舶内ノ全部ニ亘ルヲ得ベキモ、乗客ノ手荷物等ハ特ニ嫌疑アル場合ノ外之ヲ除クヲ可トス。
- (5) 船長船員其ノ他ノ者ニ對シ、必要ナル質問ヲ發スルコトヲ得。
- (二) 搜索中止、解放
- (1) 搜索中船舶ヲ拿捕又ハ抑留スベカラザルモノト認メタルトキハ、搜索ヲ中止シ解放ス。(海戦法規第百四十六條参照)。
- (2) 搜索ノ爲置替ヘ、又ハ開披セルモノハ、成ルベク丁寧ニ之ヲ復舊ス。

第十八 臨検、搜索及拿捕(拿捕、抑留)

二〇〇

(3) 臨検士官ハ船舶ヲ去ル前、臨検、搜索手續等ニ關シ異議アリヤ否ヤヲ質シ、異議アラバ書面ヲ以テ差出サシム。尤モ其ノ異議ガ根據ナク又ハ誤解ニ基クモノナラバ、其ノ書面ヲ訂正セシメ又ハ撤回セシムベキハ勿論ナリ。

(4) 船舶ノ航海日誌記註(海戦法規第百四十九條参照)

臨検士官ハ、海戦法規書式第十四ニ依リ航海日誌ニ臨検又ハ搜索ノ時、場所、本艦名及艦長ノ官氏名ヲ詳記ス。

(5) 搜索上ノ注意

臨検士官、搜索ヲ爲スニ方リテハ禮節ヲ重ズベキモノトス。(海戦法規第百四十八條参照)。

(6) 奏捕、抑留

(1) 奏捕ハ、艦船ヲ本艦ノ權内ニ移シ、其ノ效果ヲ保持センガ爲ノ交戦權ノ作用トシテ行ハル。敵國軍艦及公船ハ拿捕ニ依リ戰利品ト爲ルモノニシテ、之ヲ自由ニ處分スルコト差支ナシ。但シ普通船舶ハ捕獲審檢所ノ検定ヲ經テ、始メテ確定ノ效果ヲ生ズルモノトス。

抑留ハ、本艦ノ實力ヲ以テ敵ノ使用ヲ妨ゲ、後日ノ證據ト爲ス爲其ノ他軍事上ノ必要ニ依リ、後日還付スル條件ノ下ニ、一時我權下ニ置ク作用ナリ。

(7) 奏捕抑留ヲ、爲スベキ場合(海戦法規第百五十條参照)

臨検搜索ノ結果、嫌疑アリト思考スルトキハ、臨検士官ヲシテ一應船長ノ辯明ヲ聽取ラシメ、其ノ辯明ニ依ルモ尙拿捕又ハ抑留スベキ充分ノ理由アルトキニ於テ、始メテ船舶ヲ拿捕又ハ抑留スルモノトス。

中立船舶ノ拿捕抑留ハ、相當重大ナル事項ナルヲ以テ、充分ノ嫌疑アルトキニ限り之ヲ行フベキモノトス。大戦中英國ノ行ヒタルガ如キ嫌疑不充分ナルニ拘ラズ強制引致スルコトハ、之ヲ避クルヲ要ス。

(8) 奏捕抑留ノ判定(海戦法規第百五十一條参照)

船舶ノ性質、艤装、載貨、船舶書類、乗員及其ノ證言等ニ依リ判定ス。

(9) 船舶ノ占有(海戦法規第百五十二條参照)

(1) 船舶ヲ拿捕又ハ抑留スベキモノト決定シタル場合ニハ、船長ニ其ノ理由ヲ告ゲ必要ナル人員(士官、特務士官、准士官、下士官、兵)ヲ派遣シテ、船舶ヲ占有シテ我權内ニ移ス。

(2) 天候不良、其ノ他ノ事故ノ爲、軍艦ヨリ人員ヲ派遣シ難キトキハ、艦長ノ命ニ従ヒ進航セシムベキコトヲ船舶ニ命ジ、若シ船舶ガ其ノ命ニ従ハザルトキハ場合ニ依リテハ強力ヲ使用スルモ差支ナク、其ノ結果蒙ルコトアルベキ損傷ハ一二船舶側ノ責ニ歸スベキモノトス。

(二) 拿捕抑留船舶ノ書類載貨等ノ處置(海戦法規第百五十三條参照)

艦長ハ臨檢士官ヲシテ左ノ手續ヲ爲サシム。

(1) 船舶内ニ在ル船舶書類、其ノ他一切ノ書類ヲ押收シテ、其ノ目録ヲ作成シ書類ニ封緘ヲ施ス。

(2) 投棄、破毀又ハ隠匿セラレタル書類ヲ、發見又ハ拾得シタルトキハ、其ノ事由ヲ詳記シテ右ノ手續ヲ爲ス。

(3) 船内ニ在ル通貨、有價證券其ノ他貴重品ノ目録ヲ作成ス。(載貨タル貴重品ハ、別ニ目録ヲ作成スルニ及バズ、載貨目録等ト對照シテ其ノ箇數ヲ調べ監督ヲ嚴ニス。)

(4) 載貨ノ狀態ヲ検査シテ、船口ヲ閉鎖シ、封印ヲ施ス。

(5) 海戦法規書式第十五又ハ同書式第十六ニ依リ、拿捕又ハ抑留ニ關スル調書二通ヲ作成シ、内一通ヲ船長ニ交付ス。

(6) 拿捕(抑留ノ場合ヲ含マズ)船舶ノ人員ノ處置(海戦法規第二十章参照)。

(1) 敵船

(a) 乗員
〔一〕 中立國人

○船員

俘虜トセズ。(海戦法規第百十二條参照)。

○船長及職員

戦争繼續中、敵船ニ勤務セザルコトヲ約束(海戦法規書式第十)シタルトキハ、俘虜トセズ。(海戦法規第百十四條参照)。

〔二〕 敵國人

○船長、職員、船員(敵船内ニ在ル乗員ハ、反證ナキ限り敵國人ト推定ス。海戦法規第百十七條参照)。

戦争繼續中、作戦動作ニ關係アル勤務ニ服セザルコトヲ誓約(海戦法規書式第十)シタルトキハ、俘虜トセズ。(海戦法規第百十四條参照)。

○右〔一〕ノ場合、約束又ハ誓約シタル者ハ解放ス。此ノ場合艦長ハ直ニ解放者ノ規第百十五條参照)。

○敵船ガ敵對行爲ニ加ハリタルトキハ、〔一〕ノ適用ナク職員ハ戦時法規違反トシテ處分シ其ノ他ハ俘虜トス。(海戦法規第百十六條)。

(b) 乗客

敵國軍隊ニ編入セラレタル者以外ハ、便宜ノ港ニ上陸セシム。(海戰法規第百十九條參照)。

證人ト爲ス必要アルトキハ、抑留スルコトヲ得。(海戰法規第百十九條第二項參照)。

(c) 教法、醫療、看護ニ從事スル敵國人

俘虜トセズ。(海戰法規第百二十條)。

嫌疑アル者ハ、一時抑留スルコトヲ得。(海戰法規第百二十條但書)。

(2) 中立船

(a) 乗員

○俘虜トセズ、必要ニ應ジ抑留ス。(海戰法規第百十八條第一項)。

○左ノ船舶ノ場合ニハ、例外トシテ俘虜トスルコトヲ得。(海戰法規第百十八條第二項)。

一、敵ノ特許ヲ得テ航海スル船舶。

二、重質ノ軍事的幫助ヲ爲ス船舶。

三、臨檢ニ抵抗スル船舶。

四、敵國軍艦ノ護送ヲ受クル船舶。

(b) 乗客

敵船ノ場合ト同ジ。(海戰法規第百十九條參照)。

(3) 注意事項(海戰法規第百二十一條參照)

(a) 拿捕船舶ノ乗員、乗客、俘虜ヲ適當ニ取扱ヒ虐待スルコトヲ得ズ。

(b) 私有財產ヲ保護ス。

(c) 俘虜ニ對シテハ必要ニ應ジ検束ヲ加フルコトヲ得ルモ、一般乗員及乗客ニ對シテハ保安上等特別ノ理由ナキ限り検束ヲ加ヘザルモノトス。

(4) 拿捕抑留船舶ニ帝國軍艦旗掲揚(海戰法規第百五十四條)

(1) 拿捕又ハ抑留シタル船舶ニハ、帝國軍艦旗ヲ其ノ前檣頭ニ掲揚スルヲ例トス。尤モ敵前ヲ通過スル等必要ニ依リ旗章ヲ掲揚セズ又ハ虛偽ノ旗章ヲ掲揚スルコトヲ得ベシ。(敵軍艦ヲ捕獲シタルトキハ帝國軍艦旗ノミヲ掲揚ス)。

(註)

(一) 理論上ヨリスレバ拿捕ニ依リ當該船舶ハ直ニ拿捕國ノ船舶ト爲ル次第ニ非ザルヲ以テ、必要ノ場合ノ外固有國旗ヲ撤去セシムベキニ非ズ。

(二) 本件ニ付テ各國慣行ヲ異ニス。中立船タル場合ト敵船タル場合トヲ區別ス。

第十八 隘檢、搜索及拿捕(解除、記録、共同拿捕)

二〇六

ルモノアリ(米國)、又拿捕ノ場合ト抑留ノ場合トヲ區別スルモノアリ(佛國)。

(三) 日露戰爭中帝國軍艦ノ處置區々ナリシニ依リ、左ノ訓令ヲ以テ統一シタ

リ。(明治三十八年三月三日海軍大臣訓令)

「海上捕獲規程ニ依リ船舶ヲ拿捕シ、之ヲ占有シダルトキハ該船舶ノ固有旗章ヲ掲揚セシムルト同時ニ、其ノ前檣頭ニ帝國軍艦旗ヲ掲揚スルヲ例トスル儀ト心得ヘシ」。

(2) 人員ヲ派遣シテ船舶ヲ占有シ難キ場合ニハ、船舶ノ固有旗章ヲ撤去セシム。

(四) 盒捕抑留解除(海戰法規第百五十五條)

(1) 拿捕抑留後、拿捕抑留スペカラザルコトガ明瞭ト爲リタルトキハ、直ニ船舶ヲ解放スルコトヲ要ス。

(2) 右ハ諸種ノ資料ニ依ル判断ノ結果、疑義ヲ存セザルニ至リタルトキ始メテ之ヲ行フベキモノトス。

(五) 臨檢、搜索、拿捕ニ關スル記錄及報告

(1) 本艦ノ航泊日誌ニ、一切ノ事項ヲ記入ス。(海戰法規第百五十六條)

(2) 詳細ナル報告ニ、艦長ノ意見ヲ添ヘ、海軍大臣ニ報告ス。(海戰法規第百五十七條)。

(3) 船長ヨリ異議ノ申立アリタルトキハ、出來得ル限り重要事項ヲ電報ス。

(4) 拿捕抑留ノ場合ニハ、出來得ル限り重要事項ヲ電報ス。

(六) 共同拿捕(海戰法規第百五十八條)

交戰國軍艦、同盟國軍艦ト共同シテ船舶ヲ拿捕又ハ抑留シタル場合ニ於ケル該船舶ノ管理ハ左記ニ依ル。

(1) 共同シタルモ、現ニ拿捕抑留シタル軍艦ハ、一方ノ軍艦ナルトキ。

先任ノ順序ニ拘ラズ、現ニ拿捕抑留シタル軍艦ノ艦長其ノ本國港ニ送致ス。

(2) 同時ニ、船舶ヲ拿捕抑留シタルトキ。

艦長中先任官ガ、其ノ本國港ニ送致ス。

(七) 再拿捕(海戰法規第百五十九條)

敵ニ拿捕又ハ抑留セラレタル船舶ヲ、對手國軍艦ノ權内ニ收容シタル場合ノ處置ハ左記ニ依ル。

(1) 再拿捕船舶ガ未ダ敵港ニ送致セラレズ、又ハ敵國ノ使用スル所ト爲ラザルトキハ、直ニ之ヲ解放スルコトヲ得。

(2) 敵國ガ拿捕後之ヲ武裝シ、又ハ官ノ任務ヲ與ヘタル船舶ハ、縱令敵ノ強制ニ依ルモノナリトハ謂ヘ、敵國ノ使用スルモノトシテ處分スベキナリ。(海戰法規第八十條參照)。

(3) 敵ノ爲ニ拿捕セラレ敵港ニ引致セラレタル交戰國又ハ同盟國船舶ニシテ現ニ中立人ノ占有ニ歸シ、且敵國ヨリ讓受ケタルコトニ關スル書類ヲ有スルモノハ、反證ナキ限りハ既ニ敵國

捕獲審檢所ニ於テ沒收セラレタル結果、中立人ノ所有ト爲レルモノト解スベキナリ。中立船ガ原所有者以外ノ中立人ノ占有ニ歸シタル場合ハ、右ト同様ニ解スベキナリ。

第十九 臨検ニ對スル抵抗（海戰法規第十六章）

(一) 臨検ニ對シ強力ヲ以テ抵抗スル船舶ノ處置

(1) 停船、臨檢、搜索及拿捕ノ權利ノ合法ナル行使ニ對シテ強力ヲ以テ抵抗スル船舶ハ、其ノ國籍ノ如何ヲ問ハズ之ヲ拿捕ス（海戰法規第九十五條）。

即チ假リニ他ニ拿捕ヲ爲スノ理由ナキ場合ニ於テモ強力ヲ以テ抵抗シタル事實ノミヲ以テ、拿捕スペキモノトス。例セバ停船ヲ命ゼラルニ際シ之ニ對シ強力ヲ以テ抗拒シ、臨檢士官ノ乗船ヲ強力ヲ以テ拒ミ又ハ搜索ヲ積極的ニ強力ヲ以テ拒否スル等ノ所爲ハ右ニ該當スルモノナリ。

(2) 逃走スルモノハ抵抗ト言ヒ難キコト明ニシテ、茲ニ記述スル處置ヲ受クル原因ト爲ルコトナシ。

(3) 船舶ガ武裝ヲ施シ居リタリヤ否ヤハ、船舶處分ノ上ニ於テ輕重ヲ生ズルコトナシ。

(二) 右船舶ノ處分（海戰法規第九十六條參照）

(1) 強力ヲ以テ抵抗シタル船舶ハ、之ヲ沒收スペキモノトス。

(2) 右船舶ニ搭載スル貨物ハ、凡テ敵船ノ載貨ト同一ノ處分ヲ受ク。船長又ハ船舶所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ敵貨ト看做ス。

抵抗シタル船舶ノ載貨ハ、其ノ所有者ニ於テ情ヲ知ラザリシコトヲ證明シタル場合ヲ除クノ外凡テ之ヲ沒收スペシトノ說（英國系ノ學者ノ說）ナキニ非ザルモ、我海戰法規ハ之ヲ採用シ居ラズ。

(3) 抵抗シタル船舶職員ハ、之ヲ戰時法規違反トシテ處罰スル例ナキニ非ザルモ、我海戰法規ハ此ノ如キ例ニ依ラズ、唯必要ニ應ジ抵抗シタル中立國船舶乗員ハ之ヲ俘虜ト爲シ得ベキモノトス。（海戰法規第百十八條參照）。

(註)

(1) 一九一四年獨國海上捕獲規程第九十九條

船舶ガ第十六條第二號（抵抗）又ハ第五十五條第一號（敵對行爲）ニ因リテ拿捕セラレタル場合ニ於テ、敵國軍隊ニ編入セラレズシテ敵對行爲ニ加ハリ又ハ強力ヲ以テ抵抗シタル者ハ、共ニ戰時慣例ニ依リテ之ヲ處分シ、其ノ他ノ乘員ハ之ヲ俘虜ト爲スベシ。

第二十 拿捕船舶及其ノ載貨ノ破壊

二一〇

(一) 船長「フライアト」處刑事件

一九一五年三月英船「ブラッセル」號船長「フライアト」ハ、英海峽ニ於テ獨潛水艦ノ命ニ從ハズ右潛水艦ヲ船首ヲ以テ破壊セント試ミタルガ、後獨國側ニ捕ヘラレタリ。獨國ニ於テハ同船長ヲ軍法會議ニ於テ審理ノ結果同船長ハ數回右ノ如キ行爲ニ出デタルモノニシテ正ニ戰時重罪ニ該當スベキモノナリトシテ、死刑ニ處シタリ。

若シ右船長ガ、自衛ノ爲ニ非ズシテ計畫的ニ始メヨリ獨潛水艦ヲ攻撃スルノ意圖ヲ以テ行動シタルモノナリトモバ獨國ノ處置ハ適法ナルモ、單ニ自衛行為トシテ抵抗シタルモノナリシナラバ（回數ノ多寡ヲ問ハズ）獨國ノ處置ハ一般慣行ニ反ス。

（尙自衛行動ノ場合、被攻擊者ガ先ヅ強力ヲ用フルコトアリトスルモ、必ずシモ自衛ノ範圍ヲ逸脱スルモノト謂フベカラズ。）

(二) 抵抗又ハ逃走ノ際軍艦ヨリ抵抗、逃走ヲ阻止スル爲執リタル措置ノ結果、船體人員ニ不測ノ損害アルモ、軍艦ハ其ノ責ニ任ズベカラザルコト勿論ナリ。

第二十 拿捕船舶及其ノ載貨ノ破壊

拿捕シタル船舶及載貨ハ、中立性ヲ有スルモノハ勿論、敵性ヲ有スルモノト雖モ、其ノ最終的決定ハ審檢所ノ判定ヲ俟チテ始メテ確定スルモノナルヲ以テ、檢定確定前ハ破壊ヲ行ハザルヲ原則トス。

然レドモ、情況ニ依リテハ右原則ニ從ヒ難キ場合ヲ生ズルヲ以テ、從來ノ慣例モ多少ノ例外ヲ認ムルコトト爲リ居レリ。尤モ其ノ例外ノ範圍ニ付テハ違則必ズシモ一定シタリト謂ヒ難シ。以下ハ比較的廣ク行ハルル慣例ヲ示ス。

(一) 敵船及其ノ載貨（海戰法規第二十一章）

(1) 破壊シ得ル場合（海戰法規第百二十二條參照）

拿捕シタル敵船ヲ本國港ニ送致スルガ爲、軍艦ノ安全又ハ作戰行動ノ成效ヲ害スト認ムル場合ニハ、之ヲ破壊スルコトヲ得。

左ノ如キ場合ハ右ニ該當ス。

- (1) 船舶ノ狀態不良ニシテ、且海上險惡ナルガ爲、之ヲ回航スル能ハザムトキ。
- (2) 敵ノ爲ニ、船舶ヲ奪回セラルル處アルトキ。

- (3) 軍艦ノ安全ニ必要ナル兵員ヲ缺クニ非ザレバ、其ノ船舶ヲ回航スルコト能ハザルトキ。
- 本國港ガ非常ニ遠隔ナル場合ニ、破壊シ得ベキヤ否ヤニ付テハ、相當論議アルベキモ、之等

第二十 拿捕船舶及其ノ載貨ノ破壊

二一二

ハ結局作戦行動ノ成效ヲ害スル一例トシテ破壊ヲ許容スベキモノト思考セラル。

(註) 潜水艦ガ拿捕船舶ヲ回航スルハ、右條件中(3)ニ該ル場合多ク、從テ破壊セザルベカラザル場合多カルベシ。尤モ後述ノ破壊ニ付テノ手續ハ之ヲ嚴守スルヲ要ス。

(d) 破壊前ノ處置（海戰法規第百二十三條參照）

(1) 人員保護

破壊ヲ爲ス前、豫メ該船舶内ニ在ル一切ノ人員ヲ安全ノ場所ニ移スコトヲ要ス。如何ナル場合ヲ以テ安全ノ場所ニ移シタルモノト見ルベキカハ、事實問題ナリトス。短艇ニ移乗セシムルコトハ、陸地ヨリ著シク遠隔ノ洋上ニ於テハ安全ノ場所ト見ルコトヲ得ザル場合アルベシ、又陸地ニ接近スル海上ナリト雖モ、當時ノ海象如何ニ依リテハ之亦安全ノ場所ト看做シ得ザルコトアルベシ。

(註)

(1) 本艦ニ收容スルコトハ最モ安全ナル場所ト謂フベキモ（尤モ此ノ點ニ付本艦ハ何時戰闘ニ從事スルヤモ知レズ極メテ危險ナリトノ意見モアリ）、困難ナル場合多カルベシ。附近ニ本艦所屬國ノ他ノ船舶アレバ之ニ收容スルコトハ甚ダ好都合ナルモ斯ル好機會ハ少カルベシ。

(2) 獨國政府モ一九一五年十一月「フライ」號擊沈ニ關聯シテ「擊沈船舶ノ乘

客、乗員ノ安全ノ爲能フ限リノ手段ヲ盡スベキコトニ付テハ異論ナシ。故ニ船舶内ニ在ル人員ハ四圍ノ狀況即チ天候、海象、陸岸ノ距離ノ關係等ガ確實ニ短艇ノ最近港ニ接到スルヲ許ス場合ノ外短艇ニ移乗スルコトヲ命ゼラルルコトナカルベシ。」ト言ヘリ。

(3) 左ノ如キ場合ハ人員ヲ安全ノ場所ニ移シタルモノト謂ヒ難シ。

(4) 一九一六年「ガルゲート」號ノ人員ハ天候不良ニシテ寒氣ノ際、距岸百五十浬ノ海上ニ於テ、短艇ニ移乗セシメラレ、數日間海上ニ漂ヒタリ。
(5) 一九一七年一月「アーティスト」號ノ人員四十八人ハ距岸四十八浬ノ海上ニ於テ、小短艇ニ移乗セシメラレ、漂流中十六人ハ死亡シタリ。
(6) 一九一六年十二月「コツチンガム」號ハ洋中ニ於テ擊沈セラレ、人員死亡シ短艇ハ轉覆シテ漂着シタリ。

(2) 書類等ノ保全

人員ヲ安全ノ場所ニ移スト共ニ、審檢上必要ナル一切ノ書類物件ヲ總テ艦内ニ轉載スルヲ要ス。其ノ主要ナルモノハ船舶書類ナリ。
審檢上必要トル物件ノ種類ハ、之ヲ豫断シ難キモ掲揚シ居リタル國旗、國籍ヲ證スルニ役立ツ物件ノ如キハ、其ノ顯著ナルモノナルベシ。尙人員ノ身廻品、郵便物等ハ、爲シ得レバ安全ノ地ニ移ス可トス。

第二十 拿捕船舶及其ノ載貨ノ破壊

三二〇

(四) 破壊後ノ處置（海戦法規第百二十四條参照）

(1) 破壊ニ關スル調書作製

艦長ハ破壊ノ已ムヲ得ザルニ至リタル情況、及船舶處分ノ順末ヲ詳記シタル調書（海戦法規書式第十一）ヲ作製ス。

(2) 送致

調書、人員、船舶書類、其ノ他ノ書類物件ヲ、最近ノ捕獲審檢所ニ送致ス。

(3) 報告

艦長ハ直ニ船舶破壊ニ關スル詳細報告ヲ、海軍大臣ニ提出ス。

(二) 破壊敵船中ノ沒收ヲ受ケカラザル貨物ニ對シ、賠償ヲ要スルヤ否ヤノ問題アルモ、確定ノ法規慣例存シ居ラズ。獨國ハ賠償スベキモノト爲ス。

(註) 獨國捕獲規定第百十四條

艦長ハ拿捕シタル船舶ノ破壊ヲ決定スル以前ニ此ノ破壊ニ依リテ敵ニ與フル損害ハ沒收スペカラサル載貨ヲ同時ニ減却シタルコトニ對シテ支拂フベキ損害賠償ヲ償フテ餘アリヤ否ヤヲ考慮スルコトヲ要ス。

〔二〕 中立船及其ノ載貨（海戦法規第二十二章）

(一) 原則（海戦法規第百二十五條参照）

拿捕シタル中立船ハ、原則トシテ之ヲ破壊スルコトヲ得ザルモノトス。

敵船ト雖モ、捕獲審檢所ノ検定ニ付スル前、濫ニ破壊スペカラザルコトハ上述ノ通ナリト雖モ一定條件ノ下ニ於テハ敵船ハ、總テ之ヲ破壊シ得ルモノトス。之ニ反シ中立船ハ單ニ沒收セラルベキコト明瞭ナルモノニ限り、一定條件ノ下ニ於テ始メテ之ヲ破壊シ得ルモノトス。之レ兩者本來ノ性質ヨリ生ズル當然ノ差異ナリト謂フベシ。

中立船ノ破壊ハ、重大ナル結果ヲ招來スル虞ナキヲ保シ難キヲ以テ、之ヲ實行スルニ付テハ最深ノ注意ヲ以テ、各條件ガ具存スルヤ否ヤニ付、考慮ヲ廻スコトヲ必要トス。

(註) 米國海戦法規訓令第九十六條

Owing to the serious responsibility involved, neutral vessel not engaged in unneutral, must not be destroyed by the capturing officer save in case of the gravest military emergency which would not justify him in releasing the vessel or sending it in for adjudication. If circumstances permit, it is preferable to appraise and sell the prize rather than to destroy it.

(四) 破壊シ得ル場合（海戦法規第百二十六條参照）

左ノ諸條件ニ適合シタル場合ニ限り、破壊スルコトヲ得ルモノトス。

第二十 拿捕船舶及其ノ載貨ノ破壊

二一六

(1) 中立船ガ沒收セラルベキコト明ナルコト。

右ニ該當スルモノ大體左ノ如シ。

封鎖侵犯（海戰法規第五十四條）、戰時禁制品ノ多量輸送（同第七十二條）、無線電信管制違反（同第九十二條）、軍事的幫助（同第七十七條）、臨檢抵抗（同第九十六條）等。

(2) 本國港ニ送致スルガ爲、軍艦ノ安全ヲ害シ、又ハ現ニ從事スル作戰行動ノ成效ヲ害スルコト。（敵艦ノ場合ハ、現ニ從事スル作戰行動ニ限ラズ、一般ニ單ニ作戰行動ノ成效ヲ害スル場合ニ破壊シ得ルモノトス）。

(註)

(1) 大戰中獨國潛水艦ハ、敵商船ノミナラズ多數ノ中立商船ヲ破壊シタリ。其ノ理由トスル所ハ、本國港ハ封鎖ノ狀態ニ在リテ拿捕商船ヲ引致シ難ク、又潛水艦ハ脆弱ナルノミナラズ乘員少數ナルヲ以テ絶大ナル危険ヲ同サザル限り拿捕商船ヲ送致スルコトヲ得ズ、サレバトテ戰時禁制品ヲ輸送スル商船ヲ解放スルコトヲ得ザルヲ以テ已ムヲ得ズ破壊處分ヲ爲スモノナリト謂フニ在リタリ。

破壊スルコトハ已ムヲ得ズトスルモ、商船破壊ニ關スル諸手續ヲ履マズ多數ノ人命ヲ損傷シタル點ハ明ニ國際法違反ナリ。

(2) 日露戰爭ノ際露國ハ相當多數ノ商船ヲ破壊シタルガ、右ノ場合相手交戰國

(4) 破壊前ノ處置（海戰法規第一百二十七條參照）

(1) 人員ノ保護

破壊ヲ爲ス前、該船舶内ニ在ル一切ノ人員ヲ安全ノ場所ニ移スコトヲ要ス。（敵船ノ場合ト同ジ）。

(2) 書類等ノ保全

商船ト中立商船トヲ區別セズ一律ノ取扱ヲ爲シタルガ、中立國ノ抗議ニ依リ中立商船ヲ破壊スル爲ニハ單ニ作戰行動ノ成效ヲ害スルコトノミニテハ條件不十分ニシテ、現ニ從事スル作戰行動ヲ害スル場合ナルコトヲ要スルコトニ改メタリ。

(2) 破壊後ノ處置

(1) 事實ノ辯明（海戰法規第一百二十八條參照）

拿捕艦長ハ、審檢前ニ於テ、先づ破壊ヲ必要トスル特別ノ事由アリタルコトヲ辯明スルコ

第二十 拿捕船舶及其ノ載貨ノ破壊

二一八

トヲ要スルモノトス。

「ロンドン」宣言ハ、艦長ガ右辯明ヲ爲サザルトキハ、捕獲が有效ナリヤ又ハ無效ナリヤノ審問ヲ爲スニ及バズシテ其ノ利害關係人ニ對シ賠償スルノ義務アルモノトセリ。(ロンドン)宣言第五十一條)。

(2) 辯明書ノ作製(海戦法規第百二十九條参照)

艦長ハ、破壊ノ已ムヲ得ザルニ至リタル情況、及船舶處分ノ顛末ヲ詳記シタル辯明書(海戦法規書式第十二)ヲ作製ス。

(3) 送致

辯明書、人員、船舶書類、其ノ他ノ物件ヲ、最近ノ捕獲審檢所ニ送致ス。

(4) 報告

艦長ハ、直ニ船舶破壊ニ關スル詳細ナル報告ヲ海軍大臣ニ提出ス。

(4) 中立船ノ貨物ノミノ破壊又ハ引渡ノ請求

(1) 場合(海戦法規第百三十條第一項参照)

左ノ諸條件ニ適合シタル場合ニハ、貨物ノ引渡ヲ請求シ又ハ破壊スルコトヲ得。

(1) 拿捕中立船ガ沒收セラルベキモノニ非ズト認メラルコト。

(5) 處分後ノ處置(海戦法規第百三十條第二項以下及同第百三十一條参照)

(1) 船舶ノ船舶書類記入

引渡ヲ受ケ、又ハ破壊シタル物件ヲ船舶書類ニ記入ス。
コト。

(2) 船舶書類ノ認證謄本
船長ヨリ、一切ノ必要ナル認證謄本ヲ提出セシム。

(3) 航海續行許可

凡テノ作業手續ヲ了リタル後、航海續行ヲ許ス。

(4) 事實ノ辯明、報告等(海戦法規第百三十一條参照)
船舶破壊ノ場合ニ準ズ。(海戦法規書式第十三)。

第二十一 拿捕シタル敵船及其ノ載貨ノ使用(海戦法規第二十三章)

(1) 敵船ノ使用

第二十一 拿捕シタル敵船及其ノ載貨ノ使用

二二〇

(1) 通則(海戦法規第百三十二條参照)

拿捕シタル敵船ハ、軍事上必要アリト認ムル場合ニハ、之ヲ武裝シ其ノ他軍用ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得。

(1) 敵船ト雖モ、其ノ確定ノ處分ハ審檢ヲ俟ツベキモノナルヲ以テ、拿捕後直ニ之ヲ使用スルコトハ通例ノ方法ニハ非ズ。然レドモ軍事上ノ必要アル場合ニハ、適宜使用スルコト差支ナキモノトス。

(註) 公ノ艦船ハ直ニ、捕獲國ノ有ニ屬スルモノニシテ捕獲審檢ニ付スルヲ要セズ、總テ捕獲シタル公ノ艦船ハ自由ニ使用シ得ベキナリ。

右ノ場合乗員ハ救法者、醫務關係者ノ外ハ凡テ俘虜タルベキモノトス。

(2) 武裝スルコトモ差支ナシ。尤モ之ヲ軍艦ニ變更セントスル爲ニハ、軍艦ヲ商船ニ變更スルコトニ關スル海牙條約ノ規定ニ從フコトヲ要ス。

尙帝國トシテハ商船ヲ軍艦ニ變更スルハ、帝國領水又ハ占領地内ニ限定スルヲ可トスルノ見解ヲ持シ居ルヲ以テ、公海上ニ於ケル變更ハ之ヲ避クルヲ適當トス。

(2) 使用前ノ處置(海戦法規第百三十三條参照)

(1) 人員ノ保護

船舶破壊ノ場合ニ準ズ。

(2) 書類等ノ保全

船舶破壊ノ場合ニ準ズ。

(4) 使用シタル場合ノ處置(海戦法規第百三十四條参照)

(1) 使用スルニ至リタル事由ニ關スル調書作製。(海戦法規書式第十一)。

船舶破壊ノ場合ニ準ズ。

(2) 調書、人員、書類等ノ送致及報告
船舶破壊ノ場合ニ準ズ。

(2) 敵船内ノ貨物ノ使用(海戦法規第百三十五條参照)

(1) 使用シ得ベキモノ

(1) 敵貨ト認メラルモノ(敵性ノ部参照)

敵船内ノ敵貨ハ、其ノ性質ノ如何、所有者ノ性質如何ヲ問ハズ、沒收セラルベキモノナルヲ以テ、敵船自體ト同様ニ軍事上ノ必要ニ應ジ之ヲ使用スルコト差支ナキモノトス。

(2) 戰時禁制品

敵貨ニ非ズト雖モ、禁制品等ハ沒收セラルベキモノニシテ、敵船内ニ在ルモノハ齊シク之ヲ使用シテ差支ナキモノト解スベキナリ。

第二十二 拿捕船舶送致ノ手續

二二二

(註) 海戰法規ニハ、拿捕中立船内ニ在ル載貨ノ使用ニ關スル規定ヲ存セズト雖
モ、沒收セラルベキ貨物ハ必要ニ應ジ之ヲ使用シテ差支ナキモノト解ス。
尤モ此ノ場合ニハ、詳細ナル調書ヲ作製スル等、後日審檢上ノ充分ナル證
據材料ヲ保存シ置クヲ必要トス。

- (d) 使用スルニ付テノ處置
船舶使用ノ場合ニ準ズ。

第二十二 拿捕船舶送致ノ手續 (海戰法規第二十六章)

(一) 通則 (海戰法規第百六十條參照)

艦長ハ、拿捕シタル船舶ヲ回航セシムルガ爲、捕獲士官及必要ナル士官、特務士官、下士官、
兵ヲ選任シテ之ニ乗組マシメ、速ニ該船舶及其ノ載貨ヲ最近ノ本國捕獲審檢所所在港ニ送致ス
ルコトヲ要ス。

(二) 船舶ノ船長、其ノ他ノ乗員ニ對スル回航援助請求 (海戰法規第百六十一條參照)

拿捕ニ依リ、船舶ハ拿捕艦ノ權内ニ入りタルモノナレバ、乗員ニ對シ勞務ヲ強制シ得ルガ如キ
理ナルモ、慣例ハ回航ノ援助ニ付請求スルコトヲ得ルモ強制スルコトヲ得ザルモノトセリ。

(四) 本捕船舶ノ管理 (海戰法規第百六十二條參照)

(1) 現狀維持

船長其ノ他ノ乗員及一切ノ載貨並ニ調書及押收シタル船舶書類ヲ、拿捕シタル船舶ニ搭載シ、
成ルベク拿捕當時ト同一ノ情況ヲ保タシメ之ヲ送致スルモノトス。之審檢所ニ於ケル審檢ヲ、
容易公正ナラシメンガ爲ナリ。

(2) 審檢上必要ナル職員ノ便乘

必要アルトキハ、拿捕ノ情況ヲ證明シ得ル軍艦職員ヲ當該船舶ニ搭乗セシム。

(3) 拿捕船舶乗員ノ轉乘 (海戰法規第百六十三條參照)

(a) 乗員ノ全部ヲ拿捕船舶ト共ニ送致スルコトガ不適當ナリト認メラルトキハ、主要職員(船
長、事務長、運轉士)、及必要アルトキハ荷物係若干人ヲ選ビ證人トシテ送致スルニ止ムルコ
トヲ得。

右以外ノ轉乘セシタル乗員ハ、別途右船舶ノ回航地ニ送致ス。

(4) 轉乘調書作製 (海戰法規第百六十四條參照)

捕獲士官ハ、他船ニ轉乗セシタル乗員及其ノ理由ニ關スル調書 (海戰法規書式第十七) ヲ
作製ス。

(四) 送致ニ適セザル載貨ノ處分

(1) 送致ニ適セザルモノノ調査(海戦法規第百六十五條参照)

(1) 載貨中、腐敗シ易キモノ、其ノ他送致スルニ適セザルモノアリト認メラルルトキハ、艦長部下高等官中ヨリ適任ナル者ヲ選ビ調査セシメ、調査書ヲ提出セシム。

(2) 調査ノ要領ヲ、本艦ノ航泊日誌ニ記入ス。

(2) 處分(海戦法規第百六十六條及同第百六十七條参照)

(1) 載貨中、送致ニ適セザルモノアルコトノ報告アリタルトキハ、拿捕地又ハ附近ノ本國港(同盟國港)ニ於テ賣却ス。賣却ニ適セザルモノハ適宜之ヲ處分ス。

(2) 處分前出來得ル限り適任者ヲ選ビ、書面ヲ以テ評價セシム。(評價人ハ、必ズシモ部下職員ニ限ルノ要ナシ)。

(3) 賣却ハ、捕獲士官現場ニ臨ミ、成ルベク公賣ニ付シテ之ヲ行フ。

(3) 賣却調書作製(海戦法規第百六十八條参照)

(1) 捕獲士官ハ、一切ノ賣却手續ニ關スル調書(海戦法規書式第十八)ヲ作製ス。

(2) 賣却調書ニ、調査書、評價書、賣却計算書等ヲ添附シ、船舶ト共ニ送致ス。

(4) 送致ニ適セザル船舶ノ處置

(1) 事實ノ調査(海戦法規第百六十九條参照)

(2) 載貨ノ場合ニ準ズ。

(3) 處置(海戦法規第百七十條参照)

附近ノ本國港(同盟國港)ニ送致ス。

(4) 調査ノ作製(海戦法規第百七十一條及書式第十九参照)

載貨ノ場合ニ準ズ。

(2) 中立港寄港

(1) 寄港シ得ル場合

航海不能、海上險惡、燃料又ハ糧食缺乏ノ場合ニ限ル。而シテ事故已ミタルトキハ、直ニ出港スベキモノトス。

右ハ海戦ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約ニ基クモノトス。

(註) 海戦ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約

第二十一條 捕獲シタル船舶ハ航海ノ不能、海上ノ險惡又ハ燃料若^ハ糧食ノ缺乏ノ事由ニ因ルニ非サレハ之ヲ中立港内ニ引致スルコトヲ得ス
右船舶ハ其ノ入港ヲ正當ナラシムルノ事由止ミタルトキハ直ニ出發スヘキモノトス出發セサルトキハ中立國ハ直ニ出發ヲ命スヘタ之ニ從ハサル

トキハ其ノ職員及船員ト共ニ該船舶ヲ解放シ且捕獲者カ船内ニ乗組マシ
メタル艦員ヲ留置スル爲施シ得ヘキ手段ヲ盡スヘキモノトス。

第二十二條 中立國ハ又捕獲セラレタル船舶ニシテ第二十一條ニ規定シタ
ル條件ニ依ラスシテ引致セラレタルモノヲ解放スルコトヲ要ス。

(2) 寄港中ノ處置

(a) 拿捕シタル船舶ハ中立港ニ在ルモ、尙拿捕軍艦所屬國ノ法權ノ下ニ立ツモノト解スベ
シ。若シ右ヲ中立國ニ於テ承諾セザルトキハ、中央ノ指揮ヲ俟ツ可トス。
從テ右船舶ハ課稅檢疫等ノ關係ニ於テハ、大體ニ於テ當該海軍所屬船舶ト類似ノ取扱ヲ
受クベキモノトシテ、處置スルヲ適當トス。

(b) 俘虜ハ中立地ニ上陸セシムルトキハ、自由ヲ回復スルコトアルベキヲ以テ、中立地ニ
於テハ之ヲ上陸セシメザルヲ可トス。

敵ノ難船者、傷者又ハ病者ニシテ該中立國ニ於テ戰爭ノ終ル迄抑留スルコトヲ承諾シタ
ル者ニ付テハ、上陸セシムルモ差支ナシ。

(3) 檢定待機ノ寄港ヲ許サズ（海戰法規第百七十三條參照）

(a) 拿捕シタル船舶ハ、捕獲審檢所ノ檢定アル迄之ヲ拘置スルノ目的ヲ以テ、中立港ニ送
致スルコトヲ得ザルモノトス。

右ハ捕獲ノ一部ヲ、中立領水内ニ於テ行使スルモノニ外ナラズ、中立違反トナル虞アレ
バナリ。

(b) 海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約第二十三條ハ、右ニ反シ中立港拘
置ヲ許容セリ。然レドモ上述ノ理由ニ依リ右規定ハ不可ナリト認メラルニ依リ、帝國
ハ之ヲ留保シタリ。（米國、「シャム」國モ留保ス）。

(4) 正當寄港ヲ許サザル場合ノ處置（海戰法規第百七十四條參照）

(a) 拿捕シタル船舶ヲ、海難其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲中立港ニ寄港セシムルコトヲ得
ルハ、國際慣例トシテ一般ニ認メラル所ナルヲ以テ、入港ヲ拒絶シ又ハ滯泊期間ヲ不當
ニ制限シ、事故ノ已ムヲ待タシメザルガ如キ措置ハ、右慣例ニ反ス。
(b) 右ノ如キ場合ニハ、直ニ當該中立國ノ要求ニ從フコトナク抗議ヲ申立テ、所在ノ本國
官憲ヲ通ジ交渉ヲ依頼シ、直ニ中央ニ報告ス。

(5) 捕獲士官ノ任務

(1) 需品、器具及載貨ノ目錄調製（海戰法規第百七十五條參照）

(1) 目錄（海戰法規書式第二十二通ヲ調製シ、内一通ヲ船長ニ交付ス。（載貨ノ積替ヲ爲サズ
シテ、調製シ得ル範圍ニ止ム）。

第二十二 拿捕船舶送致ノ手續

一一八

船長ノ助力ヲ請求スルコトヲ得。

(2) 回航中、受領、發見、拾得シタルモノノ目録調製。(海戰法規第百七十六條参照)。

得タル書類ハ之ヲ封緘ス。

(3) 異動日誌作製(海戰法規第百七十六條参照)

回航中ニ於ケル船舶、載貨、乗員ニ關スル異動ヲ記入ス。

(4) 船舶、載貨ノ監理

(1) 船舶又ハ載貨ニ損害ヲ與ヘザルコトニ努ムルヲ要ス。(海戰法規第百七十八條参照)。

(2) 乗員、載貨ノ陸揚、轉載(海戰法規第百七十九條参照)

(a) 緊急ノ必要アル場合ニ限ル。(例セバ傳染病豫防、荒天準備等)。

(b) 陸揚、轉載シタル乗員、載貨及其ノ理由ニ關スル詳細ナル調書ヲ作製ス。

(c) 陸揚、轉載シタル乗員、載貨ヲ便宜ナル方法ニ依リ、本國捕獲審檢所ニ送致ス。

(5) 捕獲審檢請求(海戰法規第百八十條参照)

回航地ニ到達シタルトキハ、直ニ拿捕船舶及載貨ヲ、本國捕獲審檢所ニ引渡シ、審檢ヲ請求ス。

(註)

(1) 拿捕シタル船舶及載貨ヲ帝國捕獲審檢所ニ引渡ス場合、及其ノ以後ノ手續ニ付テハ、捕獲審檢令ノ規定スル所ニ依ル。

捕獲審檢令第十條ニハ、左ノ如ク規定ス。

第十條 拿捕ヲ行ヒタル艦船ノ指揮官ハ拿捕シタル船舶ヲ捕獲審檢所所在ノ港内ニ引致シ又ハ代理士官ヲ其ノ船内ニ乗込マシメ同港ニ回航ヲ命シ到達ノ上供述書ヲ添ヘ之ヲ審檢所ニ引渡スヘシ但其ノ船舶ヲ引致シ難キ事由アルトキハ供述書ノミヲ提出スルコトヲ得

供述書ニハ拿捕ヲ行ヒタル理由並ニ其ノ行爲ノ正當ナルヲ證スヘキ一切ノ事實ヲ記載シ之ニ拿捕シタル船舶ノ船長若クハ海員ヨリ受取り又ハ其ノ船内ニ於テ發見シタル一切ノ帳簿及書類ヲ添付スヘシ

(6) 捕獲審檢

(1) 拿捕シタル船舶ハ、捕獲審檢所(Prize Court)ノ審檢ヲ經、其ノ檢定ノ確定ニ依リテ始メテ其ノ所有權ガ拿捕者ニ歸スルモノトス。

(2) 交戰國ガ捕獲審檢所ヲ設クルコトハ、既ニ確定ノ國際慣例ト爲リ居レリ。

(3) 捕獲審檢所ハ、各交戰國ノ國內的ノ特殊ノ裁判所ニ外ナラズ。捕獲審檢所ハ國內機關ナルガ故ニ、國際法規慣例ノミナラズ國內法規ヲ適用スベキコト當然ナリトス。

英國ニ於テハ國際法ニ反スル権密院令ハ、之ヲ適用スルヲ得ズトノ判例存スルモ、我國ニ於テハ此ノ例ニ依ルコトヲ得ズ。

(2) 捕獲審檢所ハ中立管轄内ニ、之ヲ設置スルコトヲ得ズ。

(八) 回航ニ關スル報告（海戰法規第百八十一條參照）

- (1) 艦長及捕獲士官ハ、拿捕シタル船舶ノ回航ニ關スル詳細ナル報告書ニ、自己ノ意見ヲ添ヘ速ニ海軍大臣ニ報告ス。
- (2) 左ノ場合ニハ、其ノ理由及處置ニ關スル要領ヲ、直ニ電報ス。
(1) 乘員、載貨ヲ陸揚シタル場合。
(2) 船舶ヲ同盟國又ハ中立港ニ寄港セシメタル場合。
(3) 載貨ノ賣却其ノ他臨機ノ處分ヲ爲シタル場合。
- (九) 抑留シタル場合ノ處置（海戰法規第百八十二條參照）
(1) 一般ニ拿捕ノ場合ニ準ズ。
(2) 乗員ノ轉乘、載貨ノ賣却又ハ臨機ノ處分ハ、絕對ノ必要アル場合ニ限り、成ルベク現狀ヲ保タシムルコトヲ要ス。

第一部 海戰ノ場合ニ於ケル中立國

ノ 権利義務綱要

第一部 海戦ノ場合ニ於ケル、中立國ノ権利義務(交戦國ノ 権利義務) 紹要

第一 概 説

- (一) 戰時中立ノ觀念ハ、十七世紀頃ヨリ漸時發達シ來リタルモノニシテ、第二回平和會議ニ於テ
調印セラレタル、陸戦ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ権利義務ニ關スル條約及海戦ノ場合ニ
於ケル中立國ノ権利義務ニ關スル條約ニ依リ、明定セラル。
- (二) 中立ノ根本ハ、交戦國以外ノ國ハ戰爭ニ與ラズ、交戦國ノ双方ニ對シ嚴ニ公平不偏ノ態度ヲ
持スルニ在リ。(完全中立、不完全中立、嚴正中立、好意的中立等ノ區別ハ國際法上存スルコト
ナシ)。戰爭ニ與ラザルコトヲ要スルヲ以テ、縱令交戦國双方ニ公平ニ行フトモ、中立國政府ガ
交戦國ニ對シ軍需品ヲ供給スルガ如キコトハ、禁ゼラルル所ナリ。又凡テノ措置ハ公平ニ行ハ
ルルコトヲ要スルヲ以テ、領水内ニ於ケル交戦國軍艦ノ滯留制限ニ、甲乙ノ差別ヲ附スルガ如
キコトハ中立違反ヲ構成スベシ。
- (三) 國際聯盟規約及不戰條約ノ結果ニ依リ、從來ノ中立ノ觀念ニハ重大ナル變化ヲ齎シタリト爲

ズ説多ク、甚シキニ至リテハ將來ノ戰爭又ハ強力行使ノ場合ニハ、所謂中立國ヲ存スルコトナシヒノ説ヲ爲ス者アリ。

國際聯盟規約又ハ不戰條約ノ解釋如何ニ依リテハ、或ハ右ノ如キ説ヲ生ジ得ベシト雖モ、國際聯盟規約ニ依レバ一定手段ヲ盡シタル上ハ公然ノ戰爭行ハレ得ベク、又不戰條約ニ於テモ自衛行爲ニ基ク戰爭ハ否認スル所ナシ。殊ニ聯盟國タラザル國ノ存スル今日ニ於テハ、通常態様ニ於テ行ハルル戰爭ノ發生スルコトヲ豫見セザルヲ得ズ。斯ル場合ニ於テハ依然トシテ局外中立ノ地位ニ立ツ國ノ生ズベキコトハ當然ナルヲ以テ、此ノ場合右中立國ト交戦國トノ間ヲ律スル基準ヲ必要トスルニ至ル。

而シテ右基準ハ、其ノ細目ニ於テハ、海牙條約ノ規定ニ多少ノ改變ヲ施スノ要ヲ見ルコトアラ二國開戰シタル場合ニ、局外中立ノ地位ニ立ツ第三國ハ、中立ノ宣言ヲ爲ス例多シ。

中立宣言ハ中立國トシテ之ヲ爲スベキ義務ヲ有スル次第ニ非ズ、寧ロ對內的ニ該國ガ嚴正中立ノ地位ヲ保ツベキコトヲ示シ、國民ヲシテ過誤ナカラシメントノ趣旨ニ出ヅルモノナリ。從テ中立宣言ノ有無ハ、當該國ノ中立國タルノ地位及其ノ權利義務ニ付テハ影響ヲ及ボスベキモノニ非ズ。

帝國ガ、中立宣言ヲ爲シタル例左ノ如シ。

- (1) 明治三年七月 普佛戰爭ノ際
- (2) 明治三十一年四月 米西戰爭ノ際
- (3) 明治四十四年十月 伊土戰爭ノ際
- (4) 歐洲大戰ノ際ハ 中立宣言ヲ爲スニ至ラズシテ開戰スルニ至レリ。

第二 交戦者ノ一般義務（海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル海牙條約第一條參照）

- (一) 中立國ノ主權ヲ尊重シ、且中立國ニ於テ寛容ノ結果、其ノ中立違反ヲ構成スルニ至ルベキ、一切ノ行爲ヲ中立領土又ハ領水内ニ於テ行フコトヲ避ケルヲ要ス。
- (二) 中立國ノ領土ガ、戰爭ノ目的ニ關係ヲ有スル場合、又ハ中立國ガ中立維持ノ實力ヲ有セザルガ爲、一方交戦國ガ中立領土ヲ作戰ニ利用スルニ依リ他方交戦國ガ其ノ緊急狀態ヲ排除スル爲中立領土ニ進入スル場合等ニ於テハ、(一)ハ適用セラル限ニ在ラズ。（第一、(二)敵對行爲ヲ行ヒ得ル場所ノ部参照）（六三二頁）

第三 中立領土領水内ニ於ケル敵對行為禁止

(一) 中立領土領水内ニ於ケル捕獲、臨檢、搜索其ノ他一切ノ敵對行為ハ禁止セラル。(條約第二條)
但シ領水ニ入ラザル限りハ接近シテ行フモ差支ナキモノトス、尤モ領水内ニ危害ヲ釀サザルコトヲ要ス。

(註)

(一) 日露戰爭ノ際、明治三十七年二月九日瓜生戰隊ガ仁川港附近ニ於テ、「ワリアーチ」、「コレーツ」ヲ擊破シタルハ韓國ノ中立ヲ犯スモノナリトノ抗議アリタルモ、韓國ハ該戰爭ノ目的物ニシテ且亦當時戰場ト爲リタルモノト看做シ得ルヲ以テ、中立違反ヲ構成セザリシモノト認メラル。(又實際韓國ハ中立維持ノ實力ヲ有セザリシナリ)。

當時帝國政府ノ辯明シタル要旨左ノ如シ。

(イ) 韓國ノ獨立又領土保全ハ今回ノ戰爭ノ目的ナリ、從テ露國ガ侵迫セル地方ニ軍隊ヲ派遣スルハ我權利ト必要トニ屬ス、況シヤ此ノ事タル韓國政府ノ明確ナル同意ヲ得タルニ於テヲヤ。日本軍隊ガ韓國ニ上陸シタルハ平和ナル商議進行中露國ノ大軍ガ清國ノ同意ヲ得ズシテ滿洲ニ送滅セラレタルガ如キト大イニ趣ヲ異ニス。

(二) 我艦ガ仁川ニ於テ行動スル當時、韓國ハ既ニ日本軍隊ヲ仁川ニ上陸セシムルコトニ同意シタルガ故ニ同港ハ少クトモ日露兩交戰間ノ關係ニ於テハ既ニ中立港タルノ性質ヲ有セザリシモノナリ。

尙本事件ニ關聯シ、仁川在泊ノ外國軍艦ノ危險ヲ避クル爲、瓜生司令官ガ豫メ外國軍艦ニ對シ锚地變更ヲ依頼シタルハ鄭重ナル處置ニシテ竊トスルニ足ルベシ。

(二) 「レシテルヌイ」事件

(イ) 明治三十七年八月十二日、我帝國驅逐艦朝潮及露ハ芝罘ニ遁入シタル露國驅逐艦「レシテルヌイ」ガ、二十四時間ヲ過ダルモ我要求ニ從ヒ出航モセズ降伏モセザリシニ依リ、遂ニ之ヲ港内ニ於テ捕獲シタリ。

(二) 右ニ對シ歐米諸國ハ皆我艦ガ中立違反ヲ行ヒタリト非難シタリ。

(三) 帝國政府ハ左ノ要旨ノ辯明シタルガ、寔ニ正當ノ見解ナリ。

「日露戰爭ニ於ケル清國ノ地位ハ特異ノモノニシテ各般ノ戰闘行為ハ殆んど凡テ清國境域内ニ於テ行ハレツ、アリ。而シテ帝國ハ交戰區域ヲ局限スル爲露國ニ於テモ同様ノ約束ヲ爲シ且之ヲ誠實ニ履行セバ現ニ戰爭ニ關係アル地方以外ニ於テ清國ノ中立ヲ尊重センコトヲ約束シタリ。

「レシテルヌイ」ハ旅順ヲ脱出シテ、芝罘港内ニ於テ避難所ヲ求メ、我攻擊ヲ免レントシタルハ之レ即チ交戰國双方ノ合意ニ依リ定メラレタル清國ノ中立ヲ破リタルモノニシテ、帝國ガ芝罘港ヲ以テ此ノ事件ノ關スル限り交

第三 中立領土領水内ニ於ケル敵對行爲禁止 第四 捕獲審檢所設置禁止 二三六

戰地ト看做シタルハ已ムヲ得ザルコトニ屬ス。

芝罘ハ戰場至近ニシテ、遁入艦ガ何時再ビ出デテ帝國ヲ攻撃スルヤモ計ラレズ到底其ノ儘ニ爲シ置キ難キ事態ナリ。（清國ニハ同艦ノ行動ヲ制止スルノ力存セズ。）

(2) 類似ノ事件

「ゼネラル・アームストロング」號事件（一八一四年英米戰爭ノ際）、英艦「アンヌ」號事件（一八一五年）

(3) 一九一五年二月英艦「ケント」及「グラスゴー」ハ、「チリ」ノ「カンバーランド」灣ニ於テ獨艦「ドレスデン」ヲ砲擊シタリ。「ドレスデン」ハ降伏ニ應ゼズ遂ニ灣内ニ於テ自爆シタリ。

英國側ハ「ドレスデン」ガ滯在期間タル二十四時間ヲ経過スルモ出港セズ又抑留セラル様子モ見エズ、斯テハ逃出シ又英船ノ破壊ニ從事スペキヨト明ニシテ、當時砲擊スル以外方法ナカリシト辯明シタレドモ、中立違反ノ責ヲ免レザルモノトセラル。

(4) 交戰國軍艦ガ中立國港灣ニ接近シタル公海ヲ巡邏シ、敵艦敵商船等ノ出入ヲ監視スルコトハ、違法ノ行爲トハ認メ難キモ國際禮讓ニ反スルノ處置ナリト爲ス意見アリ（防衛上特ニ必要アル場合ハ問題ヲ生ゼザルコト勿論ナリ）。大戰當初、英國軍艦ガ計畫的ニ米國領水ニ接近シテ巡邏ヲ行ヒタルガ、右ハ中立商業從事者ニ危惧ノ念ヲ與フル結果トナリ不當ナリトシテ米國政府ノ抗議アリタリ。

讓アリタリ。

一九一六年十月獨國潛水艦「U 53」ガ、「ニューポート」出港後間モナク「マサチューセッツ」領水附近ニ於テ英船四隻、蘭、諾國船各一隻ヲ擊沈シタル爲一般ニ衝動ヲ與ヘタルガ、米國政府ハ船舶ノ破壊ガ適法ニ行ハルル限りハ如何ニ米國領水ニ接近シテ行ハルルモ、異議ヲ申立テ難シトノ意見ヲ持シタリ。

(5) 中立國ハ其ノ領水内ニ於テ捕獲アリタルトキ、船舶ガ尙管轄内ニ在ルトキハ、其ノ職員及船員ヲ解放シ、其ノ船ニ乗リ込ミタル船員ヲ抑留スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スコトヲ要ス。

中立國管轄外ニ在ルトキハ、捕獲國ハ右中立國ノ請求ニ依リ船舶ヲ職員船員ト共ニ解放スルコトヲ要ス。（條約第三條參照）。

第四 捕獲審檢所設置禁止

中立領土領水内ニ設置スルコトヲ得ズ。（條約第四條參照）。

第五 作戦根據地設置禁止

中立領土、領水ヲ海軍作戦根據地ト爲スコトヲ得ズ。(殊ニ通信器械ヲ設置スルコト)。(條約第五條参照)。

(陸) 中立港ヲ逃避、進攻ニ利用シ又ハ多數艦船滞泊シ、或ハ屢々需品ノ供給ヲ受クルガ如キコトハ、茲ニ作戦根據地トシテ使用スルモノト謂フベシ。大艦隊ガ寄航シ、又ハ需品ノ供給ヲ受クルガ如キコトハ唯一回限りノコトトルモ、作戦根據地トシテ使用シタルモノト看做シ得ベシ。

陰密ノ間ニ、交戦國艦船ガ中立國ノ離島ヲ作戦根據地ニ使用スルコトハ稀有ノ事態ニ非ズ(大戰中南米方面ニ於テ行ハレタリ)。此ノ如キ行動ハ、交戦國側ノ中立違反タルコト勿論ナリト雖モ、之ヲ防止セザル點ニ於テ中立國側ニ於テモ等シク中立義務違反ノ責ヲ免レザルモノトス。然レドモ、中立國トシテハ相當ナル注意ヲ以テ中立維持ニ努ムレバ其ノ責ヲ免ルモノニシテ、孤島ガ交戦國艦船ニ依リ使用セラルコトガ、極メテ陰密ニ行ハレ通常ノ注意ヲ以テシテハ到底感知シ得ザル程度ノモノナルニ於テハ、中立國ノ義務違反トハ爲ラザルモノトス、從テ斯ル場合ハ右ノ例外タルベキナリ。

斯ル場合ニ於テ對手交戦國ガ、右事態ヲ探知シタルトキハ直ニ中立國ニ使

用防止ヲ求ムベク、緊急ノ場合ハ直ニ臨機ノ處置トシテ使用防止ノ爲、右離島ノ占據ヲモ爲シ得ベシ。

敵ニ使用セラルコト明瞭ナル場合ニハ豫防措置ヲモ講ジ得ザルニ非ザルモ、十分ナル理由ナケレバ中立違反ノ批難ヲ受クルニ至ルベシ。(緊急狀態排除参照)(三七頁)

第六 軍用材料供給

(一) 政府自身ノ供給禁止

中立國ハ、如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ、交戦國ニ對シ直接又ハ間接ニ、軍艦、彈薬又ハ一切ノ軍用材料ヲ交付スルコトヲ得ズ。(條約第六條参照)

(註) 日進、春日兩艦ノ讓渡ハ戰爭開始前ニ行ハレタルモノナリ。開戦後ニ於テハ右ハ中立違反ト爲ルベカリシナリ。

(二) 個人ノ供給自由

中立國政府ハ、軍需品ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セザルモノトス(條約第七條参照)。即チ民間ノ輸出ハ禁止セラレザルナリ。尤モ洋中ニ於テ交戦國軍艦ニ需品ヲ供給スル爲船舶ヲ仕立テ

テ領水ヲ出發スルハ、領水ヲ作戰根據地トシテ使用スルモノト謂フベク、中立義務違反ト爲ルベシ。右慣例ト異リ、輸出禁止ヲ中立國政府ノ義務ト爲サントスルノ傾向ナキニ非ズ(米國ハ戰時中立法ヲ制定シ(昭和十年八月三十日)、兵器ヲ交戰國ニ輸出スルコトヲ禁止シ得ルコトセリ)。此ノ方法悪用セラレ一方交戰國ニ對シテノミ、輸出禁止スルガ如キコトアラバ、中立國が公平不偏タルベシトノ原則ニ反スル結果ト爲ルベキニ付、注視ヲ要ス。

(註)

(一) 國際法ノ原則ハ、中立國ヨリスル個人ノ軍需品輸出ヲ禁止スルニ及バザルコトニ決定シ居リ、舊來ノ慣行モ右原則ニ從ヒタリ。尤モ右ニ對シ多少ノ例外的先例ヲ存ス即チ左ノ如シ

(1) 一八七〇年、普佛戰爭ノ際、白、瑞西、墺洪、丁、西、伊、蘭ノ諸國ハ、兵器彈藥ヲ交戰國双方ニ對シ輸出スルコトヲ禁止シタリ。(帝國モ同様ノ措置ヲ執リタリト謂ハルルモ明確ニ非ズ)

(2) 一八九八年米西戰爭ノ際、伯、丁、蘭國ハ多少寛嚴ノ差ハアレドモ、軍用材料ヲ其ノ國ヨリ交戰國双方ニ輸出スルヲ禁止シタリ。

(3) 大戰中多數ノ歐洲中立國(丁、諾、瑞典、瑞西、西、蘭等)ハ兵器ノ輸出ヲ禁止シタリ(歐洲外ニ在リテハ伯國)。

右諸國ハ一部ハ英國ノ通商政策上ノ壓迫ニ依リ、一部、自國ノ所要物件ヲ保

存スル爲、右ノ處置ニ出デタルモノニシテ中立義務遂行ヲ目的トシタルモノニ非ズ。

(4) 大戰中米國ヨリ多量ノ軍需品輸出セラレ、而モ其ノ大部分ハ英佛國側ニ入手セラル結果ト爲リシニヨリ、種々ノ論議ヲ生ジタリ。其ノ主ナルモノ左ノ如シ。

(1) 事實上一方交戰國ニノミ入手セラルコト明ナル場合ニ輸出ヲ禁止セザルハ中立ノ精神ニ反ス。

(2) 戰時個人ノ商業ヲ禁止セザルハ中立國ガ不當ニ被害ソ受ケザルコトヲ目的トシタルモノナリ、從テ米國民ノ現ニ行ヒ居ルガ如キ平時ニ數倍スル巨額ノ軍需品輸出ヲ許スガ如キコトハ、本來ノ目的ヲ逸脱スルモノナリ。

(3) 多量ノ兵器ノ輸出ハ戰爭ヲ長引カセ非人道的ナリ。

(4) 兵器ノ輸出ニ依リ利得スルコトハ人道ニ反シ國民ヲ墮落セシム。

(5) 國家ガ軍需品輸出ヲ爲スコトヲ禁止シナガラ、個人ニ對シテハ禁止セザルハ不徹底ナリ。

然レドモ前記國際法ノ原則ヲ變改セントスル主張多キノミナラズ、國內ノ行政手段トシテ輸出ヲ禁止セントスル傾向アルコトハ事實ナリ。

第七 船舶ノ艦装、武裝禁止

中立國政府ハ、自己ト平和關係ヲ有スル國ニ對シ巡邏ノ用ニ供シ、又ハ敵對行為ニ加ハルベキモノト信ズベキ、相當ノ理由アル一切ノ船舶ガ、其ノ管轄内ニ於テ艦裝又ハ武裝セラルルヲ防止スル爲、施シ得ベキ手段ヲ盡スコトヲ要ス。又右目的ヲ有スル船舶ニシテ戰爭ノ用途ニ適合セシメタルモノハ、總テ其ノ管轄外ニ出發スルコトヲ防止スル爲監視ヲ爲スコトヲ要ス。(條約第八條參照)。

(註)

- (一) 本件ハ、個人ノ軍用材料供給ノ例外ナリ。
- (二) 中立國政府ハ、相當程度ノ努力ヲ以テ、防止シ又ハ監視スペキモノニシテ右努力ニモ拘ラズ事件發生シタル場合ニハ其ノ責任ナキモノトス。從テ其ノ努力ヲ爲シタル程度ニ付、船蹕ヲ生ズル虞ナシトセズ。
- (三) 「アラバマ」號事件

一八六一年米國內亂ノ際、叛徒タル南軍ガ英國ニ於テ戰用船ヲ建造シ、其ノ一隻「アラバマ」號ハ同年七月兵裝セズシテ「リヴァーブール」ヲ出航シ、アゾ

「レス」島ニ於テ、兵器、軍需品ヲ積載シ英國ヲ出航シタル三隻ノ船舶ト會合シ兵裝ヲ完成シテ、正當政府ノ船舶拿捕ニ從事シタリ。(他ニモ同様ノ事實アリタリ)

戰爭終了後米國政府ハ右ニ付、英國政府ニ對シ損害賠償ヲ要求シタルガ、英國ハ之ニ應ゼズ、遂ニ仲裁々判ニ付シタルガ、仲裁々判ハ英國政府ノ責任ヲ認メ、米國政府ニ千五百五十萬弗ヲ支拂フベキ旨ノ判決ヲ下シタリ。其ノ理由ハ英國政府ハ一方交戰國ニ對シ敵對行為ニ加ハルベキモノト信ズベキ理由アル船舶ガ其ノ管轄外ニ出發スルヲ、防止スルニ付相當ノ注意ヲ以テ監視セズ適當ノ手段ヲ執ラザリシト言フニ在リタリ。

(四) 大戰中英佛側ノ用ニ供セラルベキ潛水艦ガ「シアトル」ニ於テ製造セラレ、部分品トシテ加奈陀ニ送ラレ同地ニ於テ組立テラルル事實發見セラルルヤ、米國大統領ハ戰後迄右潛水艦ノ引渡ヲ延期スペキ旨ヲ命ジタリ。

第八 交戰國艦船ノ中立國港灣領水入港通過

(一) 領水通過ノ自由

交戰國軍艦及其ノ捕獲シタル船舶ガ、單ニ中立領水ヲ通過スルコトハ其ノ國ノ中立ヲ侵害スル

モニニ非ズ。(條約第十條参照)。

(註) 大戰中、領水進入ヲ全般的ニ禁止シタル國(蘭)アルモノ異例ナリ。諾威、西國等ハ潜水艦ノ入港ヲ禁止シ獨國ノ强硬ナル抗議ニ拘ラズ態度ヲ變更スルコトナカリキ。(將來ハ中立國ハ軍艦特ニ潜水艦ノ入港禁止ヲ爲スノ傾向多カルベシ)。尤モ中立國軍艦ガ中立領水内ニ入ルコトヲ全禁スルハ、結局根據地ヲ多く有スル國ガ利スルコトト爲ルヲ以テ、斯ル措置ハ中立ノ精神ニ反スルモノト謂ヒ得ベキナリ。

(二) 入港制限禁止(條約第九條参照)

(1) 一定制限ノ下ニ、入港スルコトヲ得。

中立國ハ、其ノ港、泊地又ハ領水ニ、交戦國軍艦又ハ其ノ捕獲シタル船舶ヲ入ラシムルコトニ關シテ定メタル條件、制限又ハ禁止ヲ、交戦者雙方ニ對シテ均等ニ適用スルコトヲ要ス。

(註)

(1) 中立國ハ、其ノ中立維持上航路ヲ指定シ又泊地ヲ制限スルコトアリ。
大戰中、潛水艦ノ入港ヲ禁止シタル例モアリ。(尤モ潛水艦ニ付、特殊扱ヲ爲シタルハ當時ノ特殊ノ狀況ニ依レルモノナリ、一般的見地ヨリスレバ潛水艦ノミニ對シスル措置ヲ執ルコトハ不當ナリトス。)

(2) 一九一五年十月蘭國ハ、獨國潛水艦「C8」ガ海難ニ遭遇セザルニモ拘ラズ

領水ニ入りタルハ蘭國中立規則ニ違反スルモノナリトシテ抑留シタリ。

西國ハ、一九一七年七月大破損シタル獨國潛水艦「U23」ガ入港シタルヲ抑留シタリ。

(以上ノ如キ措置ガ適法ナリヤ否ヤハ甚ダ疑問ノ存スル所ナルコトハ前述ノ通ナリ)

(1) 一九一六年獨國潛水艦「U53」ガ、米國「ニューポート」ニ入港シタルガ、米國政府ハ右潛水艦ノ自由出港ヲ許シタリ。(右潛水艦ハ入港前及出港後數隻ノ英國商船ヲ破壊シタリ。)

右ニ對シ、英國政府ハ水上艦艇ニ關スル規則ヲ其ノ儘潛水艦ニ適用スルハ實情ニ適セズ、何トナレバ潛水艦ガ中立規則ヲ良ク遵守スルコトヲ確保スルコトハ困難ナレバナリトテ抗議シタルガ、米國政府ハ中立規則遵守監視ノ責ハニ中立國ニ歸スルモノニシテ、其ノ裁量ニ俟ツベキモノナリト回答シタリ。

(2) 中立國ハ、其ノ定メタル命令及規則ヲ遵守スルコトヲ怠リ、又ハ中立ヲ侵害シタル交戦國艦船ニ對シ、其ノ港又ハ泊地ニ入ルコトヲ禁止スルコトヲ得。

(3) 公許水先人ノ使用自由

中立國ハ、其ノ公許水先案内ヲ、交戦國軍艦ニ於テ、使用スルニ任ズルコトヲ得。(條約第十一條参照)。

第九 二十四時間規則

(一) 中立國ノ法令中別段ノ規定ナキトキハ、交戦國軍艦ハ特別ノ場合ノ外二十四時間以上中立領水内ニ碇泊スルコトヲ得ズ。(條約第十一條)。

中立國法令中更ニ長キ時間許容スルモノアルトキハ、右ニ依ルコトト爲ルモ、不必要ニ長時間ヲ許容スルコトハ中立領水ヲ海軍作戦據地ニ用フル結果ト爲リ、中立義務違反ヲ構成スルコトアルベシ。

(二) 開戦前ヨリ在泊スル軍艦ニ對シテハ、開戦ノ通知ヲ受ケタルトキヨリ二十四時間規則適用セラル。(條約第十三條参照)。

(註)

(一) 二十四時間規則ハ、本條約ニ依リ確定セラレタルモノナルガ、本條約締結前ニ於テモ類似ノ慣行ハ存シタルナリ。(英國ハ一八六二年以來、原則トシテ本規則ノ趣旨ヲ採用シ居レリ)。

(二) 日露戰爭ノ際、佛國ハ二十四時間規則ハ確立セル國際法規ニ非ズトシテ、「バルチック」艦隊ガ「カムラン」灘ニ長ク滯留スルコトヲ許容シタルモ、右ハ縱令二十四時間規則ノ適用ヲ慮外ニ置クモ一方交戦者ニ對シ根據地ヲ供與シ

タルモノト見ルベク不當ナルコト明ナリ。

日露戰爭開始當時、上海ニ在リタル露國軍艦「マンデュル」ハ、日本ヨリノ抗議ニ拘ラズ二月中旬ヨリ三月末迄滯泊シ、遂ニ武裝解除セラレタリ。

(三) 獨國ハ海牙會議ニ於テ、戰場ヨリノ遠近ニ依リ本規則ノ適用ヲ手加減センコトヲ主張シタルガ、容レラレズ遂ニ第十二條及第十三條ヲ留保シタリ。

(四) 滞泊期間ノ延長(條約第十四條参照)

破損ノ爲、又ハ海上ノ狀態ニ因ル場合(海難ノ場合ニシテ航行危險ナルトキ)ヲ除クノ外、定メラレタル期間(二十四時間又ハ夫レ以上ノ規定時間)以上、中立港内ノ碇泊ヲ延長スルコトヲ得ズ。各軍艦ハ遲延ノ原因止ムトキハ、直ニ出發スペキモノトス。

(註) 滞泊期間ニ關スル制限ハ、専ラ宗教、學術、博愛ノ任務ヲ有スル艦船ニハ適用ナキモノトス。

(五) 軍艦出發順序及間隔(第十六條参照)

(一) 一方交戦國ノ軍艦ノ出發ト、他方交戦國ノ軍艦ノ出發トノ間ニ、少クトモ二十四時間間隔アラシムルコトヲ要ス。

(二) 出發順序ハ、到着順序ニ依ル。但シ最初到着シタル軍艦ガ、碇泊期間ノ延長ヲ許サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

(三) 對手國ノ國旗ヲ掲グル商船出發後、二十四時間間隔ヲ置クヲ要ス。

第十 軍艦碇泊數ノ制限 第十一 破損修理

二四八

(註)二十四時間間隔ノ件ハ、滯泊二十四時間規則ニ比シ百年前ニ行ハレタル例アリ。即チ一七五九年佛國艦長ヨリ知事宛ノ書東中々、二十四時間間隔ニ付言及シアリ。

第十 軍艦碇泊數ノ制限

中立國法令中別段ノ規定ナキトキハ、一箇所同時ニ滯在シ得ベキ同一國軍艦ノ數ハ三隻以下トス。
(條約第十五條參照)。

(註)佛國ハ水雷艇及潛水艦ハ十二隻、右以外ニ四隻トスル特例ヲ維持セルガ如キモ、過大ナル多數軍艦ノ滯泊ヲ許容スル法令ハ、條約ノ趣旨ニ反スペシ。

第十一 破損修理 (條約第十七條參照)

交戦國軍艦ハ、中立國ノ港及泊地ニ於テ、其ノ破損ヲ修理シ得ベキモ、左ノ條件ニ依ルベキモノトス。

- (註)
 - (一) 航海ノ安全ニ缺クベカラザル程度ニ止ムルコト。
 - (二) 戰闘力ヲ増加セザルコト。
 - (三) 中立國官憲ハ、實行スベキ修理範囲ヲ定メ、爲シ得ル限り速ニ之ヲ行ハシムルコト。

(註)

- (一) 破損原因ガ、戰闘ニ依ルモノハ修理ヲ許スベカラズトノ主張モアリ(英)。然レドモ國際慣例トハ認メ難シ。

日露戰爭ノ際、多數ノ露國軍艦中立國港ニ遁入シタルガ(「ツエザレウツチ」ハ青島、「ティアナ」ハ「サイゴン」、「アスコルド」及「グロングオイ」ハ上海、「レナ」ハ桑港、「アウロラ」、「オレグ」、「ゼムチウク」ハ「マニラ」等ニ遁入)、皆破損ヲ修理スルコトナク、其ノ儘抑留セラルコトト爲リタリ。(艦長ノ希望ニ依ルモノ多シ)。

(二) 大戰中一九一四年十月十五日「ホノルル」ニ入港シタル獨艦「ガイヤー」號ハ、米國海軍官憲調査ノ結果破損修理ノ爲三週間及二十四時間ノ滯在ヲ許可セラレタルガ、期間經過スルモ出港セザリシ爲抑留セラル。又同艦ニ附隨シ需品ヲ供給シツツアリタル船舶「ロクスン」號ハ、軍艦ト同視スベキモノト看做サレ同様ニ抑留セラル。(英國政府ハ許容期間長キニ過グトノ抗議ヲ爲シタリ)。

右ニ關シ普通船舶タル「ロクスン」ヲ軍艦ト看做シタルハ、新例ト謂フベシ。

第十二 戰闘能力增加禁止、軍需品ノ補充制限

(一) 戰闘能力增加禁止

- (一) 軍需品、武裝更新增加、艦員補充ノ爲、中立領水ヲ使用スルコトヲ得ズ。（條約第十八條参照）。
- (二) 糧食及燃料ノ補充制限（條約第十九條参照）（帝國ハ本條ヲ留保ス。）
- (三) 平時ニ於ケル糧食ヲ補充スル場合ニ限り、中立領水ニ於テ積入ヲ爲スコトヲ得。
- (註) 右ノ場合、補充ヲ許ス實際ノ量ハ、一ニ中立國官憲ノ裁量ニ俟ツベキモノトス。

- (四) 最近本國港ニ達スル爲ニ必要ナル量ニ限り、燃料ヲ積入ルルコトヲ得。

(註)

(一) 何港ヲ以テ最近港ト看做スペキモノナリト主張シタリ。

(二) 大戰中獨英軍艦ガ、「チリ」領内ニ於テ石炭ヲ歐洲ノ本國港迄ノ必要量ヲ積入レ、事實上ハ太平、大西兩洋ニ於テ作戰ニ從事スルコト判明シタル結果、同國ハ最近ノ他ノ中立港ニ達スル限度ニ制限シタリ。又軍艦ガ直接入港スルコトナク、商船ヲシテ中立港ヨリ多量ノ石炭ヲ積入レシメ、之ヲ洋中ニ於テ軍艦ニ積替フ爲スコト行ハレタルガ、正文上ハ中立違反トハ爲ラザルモ條約ノ精神ニ反スルコト明ナルヲ以テ、「チリ」政府ハ交戰國商船ニ石炭ヲ供給スル場合ニハ同船自身ノ需用量ニ止メ、而モ他ノ用途ニ使用スペカラザルコトノ保證ヲ立テシメタリ。

「マニラ」ニ於テモ、商船ニ依ル石炭ノ供給行ハレタルヲ以テ、米國政府ハ軍艦ニ供給スル目的ヲ以テ石炭ノ積込ヲ爲ス者ヲ刑罰ニ處スルコトセリ。

- (五) 中立國ガ供給額ヲ定ムルニ付、軍艦ノ燃料船ノ全容量ヲ補充スルヲ許ス制ヲ採レル場合ニハ、右量ヲ積入ルルコトヲ得。

(註) 右ハ交戰國軍艦ニ對シ寛大ニ過グ、主トシテ佛、露國等ノ主張ニ基クモノナルガ、帝國、英、米國等ハ右ニ反對ノ意向ヲ有ス。

- (六) 中立國ノ法規ニ依リ、軍艦ガ到着ノ時ヨリ二十四時間後ニ非ザレバ石炭ノ供給ヲ受クルヲ得ザトキハ、碇泊期ヲ二十四時間延長スルコトヲ得。

(陸) 右モ、交戦國軍艦ニ對シ寛大ニ過ゲルモノト謂フベシ。

右(ハ)等ニ付同意シ難キ點アリテ、帝國、英國、「シャム」國ハ第十九條ヲ留保シタリ。隨テ帝國ハ右條項ニ拘束セラレザルモノトス。

例 同一中立國ニ於ケル再度ノ燃料積入ハ、三箇月後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ。(條約第二十條)。

(陸)

(一) 獨國ハ、第二十條ヲ留保ス。

(二) 糧食及燃料ノ補充ニ關シ、中立國領水内ニ於テノ積入ニ關シ制限ヲ存スル所、右ハ全ク中立國領水ヲ利用シテ戰闘能力ヲ増大シ又ハ戰爭上ノ利益ヲ獲シコトヲ防止セントスル目的ニ出ヅルモノナリ。隨テ縱令現ニ中立領水内ニ於テ、制限以上ノ積込ヲ爲サズトスルモ領水附近ニ在ル交戦國軍艦ニ對シ、需品燃料等ヲ供給スル目的ヲ以テ、商船ガ右物品ヲ積載シテ中立領水ヲ出デ、洋中ニ於テ軍艦ニ積替ヲ爲スガ如キ行爲ハ、條約ノ趣旨ニ反スルモノト謂フベシ。故ニ大戰中米國ハ特ニ此ノ種行爲ヲ禁止シタリ。(一九一四年九月十九日國務省令)。

(三) 一九一四年十月二十六日獨國軍艦「ライプチッヒ」號ハ、「ジュアン・フェルナンデ」島(「チリ」)ニ於テ糧食ヲ積込ミタルガ、十一月中旬「ヴァルバライソ」ニ於テ再び糧食ノ補供ヲ要求シ、「チリ」管轄ノ許可ヲ得タリ。英國政府ヨリ條約第二十條違反ナリトノ抗議ヲ受ケタルニ對シ、「チリ」政府ニ反スルモノト思ハル。

第十三 捕獲船舶ノ中立港引致

(一) 引致シ得ル場合

捕獲シタル船舶ハ、航海不能、海上險惡又ハ燃料若ハ糧食ノ缺乏ノ事由ニ依ル外、中立港ニ引致スルコトヲ得ズ。(條約第二十一條第一項)。

(二) 條件

右船舶ハ事由ミタル時ハ、直ニ出發スベキモノトス。出發セザルトキハ、中立國ハ直ニ出發ヲ命ズベク、之ニ從ハザルトキハ其ノ職員及船員ト共ニ該船舶ヲ解放シ、且捕獲者ガ船内ニ乗組マシメタル艦員ヲ留置スル爲、施シ得ベキ手段ヲ盡スペキモノトス。(條約第二十一條第二項)。

(三) 正當事由ナクシテ引致セラレタル船舶ノ處置

第十四 捕獲審檢所ノ検定ヲ待ツ迄ノ拘置

二五四

正當ノ事由ナクシテ引致セラレタル船舶ハ、中立國ニ於テ解放スルヲ要ス。(條約第二十二條)。

(註)

(一) 獨國軍艦「プリンツ、アイテル、フリードリッヒ」號ハ、拿捕船タル佛船「ヂアン」號ヲ伴ヒ「イル、オブ、バッケ」ニ入港シ、「チリ」政府ノ抗議ニ拘ラズ八日間滯留シテ右拿捕船ヨリ石炭ヲ積替ヘタリ。

右ハ第二十一條ノ違反タルベキモノナリ。

(二) 一九一六年二月「アフリカ」沖ニ於テ獨國「レーダー」ノ爲捕獲セラレタル英船「アツバム」號ハ、捕獲員指揮ノ下ニ「ニューポート、ニュース」ニ入港シ訓令アル迄同港ニ滯留スペキ旨申出デタルガ、米國政府ハ右ハ第二十一條ニ反スルモノトシテ解放シ、捕獲員ヲ抑留シタリ。

第十四 捕獲審檢所ノ検定ヲ待ツ迄ノ拘置(條約第二十三條參照)(帝國ハ本條ヲ留保ス)

條約ノ規定左ノ如クナルモ、帝國トシテハ遼由スルノ限ニ在ラズ。

(一) 捕獲セラレタル船舶ガ、捕獲審檢所ノ検定アル迄、之ヲ拘置スル爲引致セラレタル場合ニハ、中立國ハ自國港ニ入ルヲ許スコトヲ得。

(二) 捕獲者ガ、船舶ニ乗組マシメタル船員ハ、護送艦ニ轉乗スルコトヲ許サル。

第十五 軍艦抑留(條約第二十四條參照)

(一) 護送艦ナキトキハ、乗組船員ハ自由ニ任ゼラルベシ。

(註)

右ハ捕獲權ノ一部ノ行使ヲ、中立領水内ニ於テ行フモノニ外ナラズ。中立ノ精神ニ反スルモノト看ルベキモノナルノミナラズ。海戰ノ場合ニ於ケル交戰權ノ作用トシテ敵船又ハ中立船ヲ破壊シ得ル趣旨ト相応格スル點ヲ生ズ。依テ帝國ハ第二十三條ヲ留保シタリ。

(註)

(一) 大戰中長江在泊ノ帝國砲艦ハ開戦ト同時任意ニ武裝解除ヲ爲シタリ。居留地(專管タルト共同タルトヲ問ハズ)ハ居留民所屬國ノ領土ト看做スペカラズ、且亦其ノ前面水面モ同様支那以外ノ國ノ領土ニ非ザルヲ以テ、戰時支那用砲艦ニ付テハ疑議ヲ存ス。

ガ中立國タル場合ニハ交戦國軍艦ハ中立規則ニ遵由スルヲ要スル次第ナリ。尤モ作戦ノ目的ヲ以テセズ、條約慣行又ハ特約ニ基キ居留民保護ノ目的ヲ以テ艦船ヲ派遣シ軍隊ヲ上陸シテ緊急事態ノ解決ニ努ムルコトハ、戰時法規ノ適用外ナリト解スペキモノト思考セラル。(第一部第一、戰時法規(4)敵對行為ヲ行ヒ得ル場所ノ部参照)(六三)

(1) 米西戰爭ノ際米國ハ左ノ理由ヲ以テ、多年清國ニ在リタル河用艦「モノカシ」ハ其ノ儘碇泊シ得ベキコトヲ主張シタル事實アリ。

(2) 同艦ガ從來永ク同一任務ニ服シ又海上ノ任務ニ適セザルノ事情ハ同艦ガ戰爭ニ無關係ナルコトヲ示ス。從テ中立規則ヲ適用スペキ限りニ在ラズ。

(3) 米國ト第三國トノ間ニ戰爭起ルモ、之ガ爲米國ハ自國人民保護ノ爲執ルベキ慣用手段ヲ用フルノ權利ヲ失フモノニ非ズ。

(4) 日露戰爭ノ際、露國軍艦「マンジユール」ハ開戦前ヨリ上海ニ在リタルガ、帝國ノ強要ニ依リ武裝解除セラレタリ。

(5) 軍艦、抑留セラルルトキハ艦員モ等シク抑留セラル。

(6) 士官ハ、許可ナクシテ該中立國ヲ去ラザル旨宣誓セシメタル上、之ニ自由ヲ與フルコトヲ得。

(陸)

(1) 日露戰爭ノ際「サン、フランシスコ」ニ抑留セラレタル露艦「レナ」號ノ乗組士官三名逃亡シタルガ、露國政府ハ右三名ニ對シ米國歸還ヲ命ジ戰爭中ニ在米セシメタリ。

(2) 獨艦「プリンツ、アイテル、フリードリッヒ」及「コルモラン」ガ「ニューポート、ニュース」及「グアム」ニ抑留ノ際、數名ノ乘組士官ハ宣誓ニ反シテ逃亡シタリ。米國政府ハ右獨國士官ノ行動ハ、中立法規違反ナリトノ抗議ヲ獨國政府ニ送レリ。

(3) 大戰中被抑留士官ニ對シ其ノ本國政府ヨリ宣誓ヲ爲スペカラズトノ命令ヲ與ヘタル場合多シ。從テ法規ニ從ヘバ抑留國ハ右士官ニ自由ヲ與フルコトヲ得ザル咎ナルモ、事實上ハ多少ノ自由ヲ許シ、監視ヲ嚴重ニシタルガ如シ(蘭國ノ例)。

(4) 武裝解除ノ方法ハ一定シ居ラズ。要スルニ戰闘用ニ使用シ得ザル狀態ニ在ラシメ又容易ニ右使用ノ爲復舊シ得ザル程度ニ處置スペキモノトス。

(5) 日露戰爭ノ際、露國軍艦ノ武裝解除セラレタルモノ多數アル所概ネ「マンデュール」ノ武裝解除ノ例ニ依リタリ。「マンデュール」ノ武裝解除ノ方法左ノ如シ。

(6) 備砲ノ尾栓、兵器、彈薬ヲ陸揚セシム。(危險物ハ艦内ニ殘シタリ)

第十六 違反防止ノ義務（條約第二十五條参照）

中立國ハ、其ノ領水内ニ於テ一切ノ中立違反行爲ヲ防止センガ爲、施シ得ベキ手段ニ依ル監督ヲ行フコトヲ要ス。（第一部第一、十回敵對行爲ヲ行ヒ得ル場所ノ部、及第二部第三、中立領土、領水内ニ於ケル敵對行爲禁止ノ部参照）（六三、二三四頁）

（註）

（一）帝國委員ハ、海牙平和會議ニ於テ、「中立國ハ其ノ中立維持ノ爲必要ト認ムルトキハ、本條約ノ規定ヨリモ一層嚴格ナル規則ヲ採用スルコトヲ妨げズ。」トノ趣旨ノ規定ヲ設クベキコトヲ提議シタリ。

（二）大戰中獨國軍艦ガ「チリ」領「ジュアン、フェルナンデー」港ヲ根據トシテ佛國船「ヴァランチン」、諸國船「ヘリコン」、米國船「サクラメント」等ヲ拿捕抑留シアリタルガ、佛國政府ハ右中立違反ヲ拋置スルハ無責任ナリトシテ、「チリ」國政府ニ對シ損害賠償ヲ要求シタルガ「チリ」政府ハ施シ得ベキ手段ヲ講ジタルガ何分交通不便ノ土地ノコトニテ十分ノ監督ヲ爲シ得ザルハ已ムヲ得ザル所ニシテ責ヲ負フベキ限ニ在ラズト回答シタリ。

第十七 中立國權利ノ性質（條約第二十六條参照）

中立國ノ有スル權利ノ實行ハ、交戰國ニ於テ友誼ニ悖リタル行爲ト認ムルコトヲ得ザルモノトス。

（註）右ハ、全ク中立國ノ行動ヲ安易ニセンガ爲ノ保障規定ニ外ナラズ。

十八 交戰國軍艦ノ取扱法令通知（條約第二十七條参照）

各國ハ其ノ領水内ニ於ケル交戰國軍艦ノ取扱ヲ定メタル法令ヲ、適當ナル時期ニ於テ相互ニ通知ス。

（註）各國共局外中立ノ地位ニ立ツトキハ、中立規則ヲ公布シ右規則中ニ交戰國軍艦ノ取扱ヲ定ムルヲ例トス。

第十九 海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約ノ適用

、本條約ノ規定ハ、交戦者ガ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限リ、締約國ニノミ適用アルモノトス。
(條約第二十八條参照)。

尤モ本條約ノ條項中ニハ、國際法ノ原則トモ看做スペキ條項多數存スルヲ以テ、縱令締約國以外ガ
參加スル戰爭ニ於テモ、其ノ主要部分ノ趣旨ハ違行セラルモノト思ハル。

第二部 空 戰 法 規 摘 要

第三部 空戰法規摘要

第二部 空戰法規摘要

第一 空戰法規ノ現狀

現在ハ、空戦ニ關スル規定トシテハ、輕氣球ヨリ爆裂物ノ投射ヲ禁止スル海牙宣言（一九〇七年調印）（我國ハ加入シ居ラズ）ト、陸戰條規第二十五條ニ「防守セザル都市村落住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ」トノ規定アルニ止マリ、他ニ確定ノ規定ナシ。

大正十二年海牙ニ於ケル戰時法規改正委員會ニ於テ作製セル、空戰法規案アレドモ日、英、米、佛、伊、蘭ノ調印ヲ經タルニ止マリ、未ダ條約タルノ效力ナシ。

右空戰法規案ハ條約タルノ效力ナシトハ言ヘ、空戰ヲ規律スル上ニ於テ有力ナル資料タルベキモノト信ズ。

第二 空軍兵力

(一) 正規ノ空軍

(1) 帝國ノ正規ノ空軍

帝國ニ於テ、海軍又ハ陸軍ニ屬スル軍用航空機ハ、帝國ノ正規ノ空軍兵力ニシテ、其ノ飛行機タルト、飛行船タルト、又ハ氣球タルトヲ問ハズ、凡テ之等ヲ包含スルモノトス。

(註) 戰時法規改正委員會空戰法規案第一條ニハ、左ノ如ク規定ス。

「本空戰法規ハ、空氣ヨリ輕キモノタルト、重キモノタルトヲ問ハズ又ハ水上ニ浮游シ得ルト否トニ關セズ、一切ノ航空機ニ之ヲ適用ス」
之等ハ軍艦ト同様、所謂交戰者トシテ戰闘行為ニ從事シ、又交戰者タルノ特殊ノ權利ヲ有スルモノトス。

(註) 同第十三條

交戰權ハ、軍用航空機ノミ之ヲ行使スルコトヲ得

同第十六條

交戰國軍用航空機以外ノ航空機ハ如何ナル形式ニ於テモ敵對行為ニ從事スルコトヲ得ズ
「敵對行為」ナル語ハ交戰者ノ直接使用ニ供スル軍事情報ノ飛行中ニ於ケル傳達ヲ包含ス

(平時ニ付テハ、國際航空條約第三十一條、第三十二條參照)

戰時ニ際シ徵用セラレ、海軍又ハ陸軍ノ軍用航空機トシテ使用セラルモノモ亦正規ノ空軍兵力タ

ルベキモノナリ。

(註) 同第九條

交戰國非軍用航空機ハ其ノ公タルト私タルトヲ問ハズ之ヲ軍用航空機ニ變更スルコトヲ得但シ右變更ハ該航空機ノ所屬スル交戰國ノ管轄内ニ於テ行ハルベク公海ニ於テ行フコトヲ得ズ(右但書ハ、多數委員支持シタルモ佛國委員ハ承認セザリキ。)

(2) 軍用航空機ノ特徴、及軍用航空機タルノ要件

(1) 軍用航空機ハ、公ノ航空機ニシテ、且軍用ニ供セラルモノトス。

(註) 空戰法規案ニ依レバ、航空機ヲ左ノ如ク種別ス(空戰法規案第二條參照)。

公ノ航空機 (Public aircraft)	軍用航空機 (Military aircraft)
航空機 (Aircraft)	

公ノ航空機
 (Public aircraft)
 公務ニ専用セラルル非軍用航空機(稅關用、警察用)
 (non-military aircraft exclusively employed
 in the public service)

私ノ航空機
 (Private aircraft)

稅關用又ハ警察用以外ノモノ(例セバ商業用郵便用航空機)ハ、縱令國有ニ屬スト雖モ、戰時法規ノ關係ニ於テハ、私ノ航空機ト同一ニ取扱ハルベ

(2) 軍用航空機ハ、其ノ國籍及軍用タル資格ヲ示ス外部標識ヲ掲グルコトヲ要ス。

(註)

(1) 平時ニ於ケル航空機ノ標識ハ、條約(國際航空條約第十條)ニ依リ定メラル。

又國內法令モ、右條約ニ準據シテ定メラルヲ例トスルモ(航空法第九條參照)、戰時ニ於ケル各國ノ措置ハ自由ナリ(國際航空條約第三十八條)。然レドモ特別ノ事由ナキ限りハ、各國共(交戰國ヲ含ム)一定ノ標識ヲ用フルコトハ多クノ場合便宜ヲ感ズベシ(同志打ヲ避ケル點ヨリ言フモ)。依テ茲ニハ、軍用航空機タルコトヲ示ス外部標識ヲ掲グルコトヲ一要件トシテ掲ゲタリ。尤モ國際法上一定シタル遵則ニハ非ザルヲ以テ、此ノ標識ヲ掲ゲズトモ國際法違反ナリト謂フコトヲ得ザルベシ。

(2) 右標識ハ、之ヲ各國ニ通告スルヲ可トスペキモ、此ノ點モ國際法上確定シタル義務トスルコトヲ得ズ(空戰法規案第三條、第八條並ニ第四條乃至第六條參照)。

(3) 外部標識ハ固着スペク、飛行中灑リニ變更シ得ルガ如キモノタラザルヲ要ス。

(3) 軍用航空機ハ、國ノ軍務ニ服シ、正當ニ任命セラレ、又ハ徵集セラレタル者ノ指揮ノ下ニ置カルルコトヲ要ス。

其ノ乗員ハ、專ラ軍務ニ服スルモノタルヲ要ス(空戰法規案第十四條及國際航空條約第三十一條參照)。

(4) 軍用航空機ノ乗員ハ、其ノ航空機ヨリ分離シタル場合ニ於テ、遠方ヨリ認識シ得ベキ性質ノ固着セル特殊徽章ヲ帶アルコトヲ要ス(空戰法規案第十五條參照)。

(註) 乘員ノ標識ハ、航空中ハ特ニ之ヲ必要トスルコトナキモ、降下シテ航空機ヨリ離レタル場合ニハ、特殊徽章ヲ附スルコトヲ要スルモノトス(陸戰條規第一條第一項第二號ニ相當ス)。

乘員ガ一定ノ制服ヲ着用スルコトハ、要件ニハ非ズ。大戰中軍用航空機乗員ガ制服ヲ着用セズシテ敵ニ捕ハレタル場合、之ヲ戰時法規違反ト看做サズ、俘虜トシテ待遇シタル例アリ。

(5) 武裝ハ、軍用航空機タルノ要件ニ非ズ。尤モ私航空機ハ戰時自國管轄外ニ於テハ、武裝スルコトヲ得ザルモノトス。

(註) 武裝ガ、軍用航空機タルノ要件ニ非ザルコトハ、軍艦タルノ要件ト類スル所アリ。

商船ガ、自衛ノ目的ヲ以テ武装ヲ爲スモ、其ノ商船タルノ性質ヲ喪ハズ又國際法ニ違反スルコトナキニ反シ、私航空機（商業用、郵便用ノ國ノ航空機ヲ含ム）ハ、戰時中ハ自國管轄外ニ於テハ武裝スルコトハ許サレザルモノトス（空戰法規案第十六條第三項）。之レ空戰ニ於ケル過誤ノ發生ヲ防止シ、私航空機ヲ不測ノ慘禍ヨリ、免カレシメントスル趣旨ニ外ナラズ。

（二）不正規兵力

- （一）敵軍用航空機ヨリ強制ヲ受クルニ當リ、之ニ抵抗スル私ノ航空機
交戰國私航空機ハ敵ノ拿捕沒收ヲ免レザルコト船舶ニ類スル所アリ。從テ自衛上敵ノ強制ニ對シ、抵抗スルコトガ許容セラルベキコトハ、船舶ト同様ト解スルヲ至當トス。
- （二）民兵、義勇兵團等、陸戰條規ニ認メラル（同條規第一條）不正規ノ兵力ガ空戰ノ場合ニ生存シ得ベキヤ否ヤ、甚ダ疑問ナリ（空戰法規案第十三條同第十四條等ハ、此ノ如キモノヲ認メザル趣旨ト解セラル）。

（三）敵對行為ヲ爲シ得ベキ航空機

交戰國軍用航空機以外ノ航空機ハ、如何ナル形式ニ於テモ敵對行為ニ從事スルコトヲ得ザルモノトス。（敵軍用航空機ヨリ強制ヲ受ケテ、之ニ抵抗スルモノヲ除ク）。

「敵對行為」ナル語ハ、交戰者ノ直接使用ノ爲ニスル軍事情報ノ航空中ニ於ケル傳達ヲ含ムモノ

トス。

第三 傷病者救護用航空機（第六部陸戰法規摘要第四回の参照）

- （一）千九百六年ノ「ジエネヴァ」條約（一九一九年改正）、及前記條約ヲ海戰ニ應用スル條約（千九百七年ノ第十條約）中ニ定メラタル原則ハ、空戰及救護航空機ニ之ヲ適用スベキモノトス。交戰國指揮官ガ救護航空機ニ對シ行使スル監督ニ付、亦同様トス（空戰法規案第十七條參照）。
- （二）救護航空機ノ保護

衛生上ノ輸送機關トシテ使用セラル航空機ハ、専ラ傷者及病者ノ後送並ニ衛生人員及衛生材料ノ輸送ニ充テラルル間ハ、「ジエネヴァ」條約ノ保護ヲ享有スベキモノトス（一九一九年「ジエネヴァ」條約第十八條第一項參照）。

（三）標識

右航空機ハ白色ニ塗ラルベク、且下面及上面ニ國色章ノ傍ニ、殊別記章（赤十字）ヲ明瞭ニ附スルヲ要ス。

（四）監督

第三 傷病者救護用航空機 第四 敵對行為

二六八

特別ノ且明白ナル許可アル場合ヲ除キ戰線及野戰病院ノ前方ニ存スル地帶竝ニ一般ニ敵ノ一切ノ領域又ハ敵ニ依リ占領セラレタル一切ノ領域ノ上ノ飛行ハ禁止セラルベシ。

衛生航空機ハ著陸ノ要求アルトキハ必ズ之ニ從フコトヲ要ス。

(四) 著陸シタル航空機

敵ノ領域又ハ敵ニ依リ占領セラレタル領域上ニ於ケル右強制的ノ、又ハ偶然ノ著陸ノ場合ニハ傷者及病者竝ニ衛生人員及衛生材料（航空機ヲ含ム）ハ引續キ本條約ノ規定ノ利益ヲ享有スベシ。

(四) 敵手ニ陥リタル航空機ノ乗員ノ處置

捕ヘラレタル操縦者、運航從事者及無線電信技術者ハ、戰爭ノ終了スル迄衛生勤務ニノミ使用セラルコトヲ條件トシテ送還セラルベシ。

第四 敵對行為（爆撃ヲ除ク）

(一) 曳跟弾、焼夷弾ノ使用

航空機ニ依リ、又ハ航空機ニ對シ、曳跟弾、燒夷性又ハ爆發性ノ投射物ヲ使用スルコトハ、禁止セラレズ。

右ハ、一八六八年ノ聖彼得堡宣言ノ當事國、及然ラザル國ニ對シテモ、同様ナリトス。

(註) 燒夷性、又ハ爆發性弾丸ヲ使用スルコトハ、一般ニ禁止セラル所ナルガ、右弾丸ノ使用ハ、航空機特ニ飛行路ノ攻擊手段トシテ必要ナルヲ以テ、特ニ許容セラル。

又一方航空機ノ側ヨリ見レバ、其ノ有スル機關銃砲ニ使用スル弾丸ヲ、飛行中ニ於テ其ノ目標ニ從ヒ異レル弾丸即チ敵ノ航空機ニ對シテハ特殊弾丸ヲ、敵ノ陸海軍ニ對シテハ通常弾丸ヲ使用スルガ如キコトハ、事實上不可能ナリ。故ニ航空機ハ、或ル場合ニ於テハ其ノ目標ノ如何ニ拘ラズ、特殊弾丸ヲ使用シテ差支ナキコトト爲シアル次第ナリ。

(二) 虛偽ノ外部標識使用禁止（空戰法規案第十九條參照）

(1) 虚偽ノ外部標識使用ハ適法ナル奇計ニ非ズ。（海戰ニ於テハ、戰闘開始前ハ虚偽ノ標識ヲ用フルモ違反ニ非ズトセラル）。

(2) 右ノ外部標識ハ、國籍又ハ資格（軍用、非軍用、傷病者救護用等）ニ關スルモノニ限ル、從テ或ル特定ノ部隊徽章其ノ他ノ徽章ニハ關係ナシ。

(3) 機體ノ塗色ニ付テハ、制限ヲ加ヘラルコトナシ。從テ各種ノ偽飾ヲ施スコトハ素ヨリ自由タルベキナリ、然レドモ之ガ爲本來ノ標識ノ認識ヲ因難ナラシムルガ如キ方法ハ、適當ニ

非ズ。

(四) 落下傘ニ依ル避難者保護（空戦法規案第二十條）

航空機ガ其ノ行動ノ自由ヲ失ヒタル場合、機上ニ在リタル者ガ落下傘ニ依リ避難セント試ムルトキハ、其ノ下降中攻撃スルコトヲ差控フベキモノトス。避難ノ爲ノ降下ノ場合ニ限ル。故ニ軍略上落下傘ニ依リ降下スル者ハ、之ヲ保護スペキ限ニ在ラザルコト勿論ナリ。

(四) 宣傳流布ハ、禁止セラレズ（空戦法規案第二十一條参照）

(1) 宣傳流布ノ目的ヲ以テスル航空機ノ使用ハ、不適法ナル戦争手段トシテ取扱ハルルコトナシ。從テ右航空機ノ乗員ハ、右行爲ヲ爲シタルノ理由ニ依リ、處罰ヲ受クルコトナキモノトス。

(2) 宣傳流布ノ方法ハ、紙片投下ニ限ラズ、空中ニ煙文字ヲ描クガ如キ方法ニ依ルコトモアルベシ。

(3) 非議セラルベキ行爲ノ煽動、例セバ殺人ノ教唆ヲ目的トスル宣傳ノ如キハ、正當ノ宣傳トハ認メラレズ。從テ右宣傳者ガ捕ヘラレタル場合ニハ、其ノ件ヲ以テ處罰セラルルヲ免レザルモノトス。

(五) 間牒（空戦法規案第二十七條乃至第二十九條参照）

本件ニ關シテハ、海戦法規綱要、敵對行爲ノ部（註）ニ記述シアリ。（六一頁）

第五 爆撃ニ關スル標準（空戦法規案第二十二條乃至第二十六條参照）

(註)

- (1) 爆撃ニ關スル國際法規慣例一定シ居ラズ。本標準ハ各種法規慣例等ヲ參酌シタルモノニシテ、中庸ヲ得ルコトニ努メタリ。從テ本標準ノ範圍内ニ於テスル行動ハ、他ヨリ非議ヲ受クルコトナシト信ズ。
 - (2) 本標準ハ、所謂標準ニ過ギズ。各種狀況ニ順應シ取捨ノ餘地アルコト當然ナリ。
 - (3) 一九〇七年海牙ニ於テ調印セラレタル輕氣球ヨリ投射物及爆發物ヲ投下スルコトヲ禁止スル宣言ハ、航空機ニ依ル爆撃ヲ禁止スル如ク見ユルモ、該宣言ノ存續期間ハ、一九一四年又ハ一九一五年ニ於テ招請セラルベカリシ第三回平和會議終了ニ到ル迄繼續スペキモノトシ、且其ノ適用ハ非締盟國ノ參加セザル戰爭ニ於テ締盟國間ノミニ限ラレタリ。
- 右ノ宣言存在スルモ、其ノ内容ヨリ見テ空中爆撃ノ問題ヨリ生ズル疑問ニ付、

同宣言締盟國タル國家ニ對シテスラ解決ヲ與フルコトヲ得ザルベク、且締盟國ノ數ハ極メテ少數ナルヲ以テ、右宣言ガ更新セラレタリトスルモ、戰爭勃發ニ際シ之ガ適用ヲ見ルコトナカルベキナリ。

(一) 爆撃目的物

(1) 爆撃シ得ル目的物

當該市町村等ガ防守セラレタルト、防守セラレザルトヲ問ハズ、夫レ等ノ中ニ存在スル左記ノモノハ爆撃シ差支ナシ。

- (1) 軍艦（各艦種、假裝巡洋艦ヲ含ム）
- (2) 軍隊

（軍人ノ少數ガ都市町村内ニ散在セルニ過ギザル場合ヲ除ク。）

- (3) 軍事工作物

各種工事（塹壕、防材、軍用飛行場等。）

- (4) 軍事建設物

軍衙、兵營、軍ノ航空機格納庫、軍用通信設備、工廠等。

- (5) 軍事貯藏所

軍ニ屬スル軍需品貯藏所（軍用ニ供セラルコト明ナルモノハ、民有ノモノト雖モ、爆撃シ差支ナシ。）

(6) 兵器彈薬、軍需品工場

民間工場ト雖モ、右ニ該當スルモノハ爆撃シ差支ナシ。尤モ部分品ノ下請工場ノ如キ小工場ハ除外セラル。即チ比較的著名ナルモノニ限定スペキモノトス。

- (7) 軍事上ノ目的ニ使用セラル交通線、運輸線、軍隊軍需品輸送ニ充テラル線路、港灣施設、航空施設。

(8) 爆撃シ得ザル目的物

左記物件ハ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限り、爆撃セザルモノトス。

尤モ被爆擊者ハ、見易キ標示ヲ爲スコトヲ要ス。從テ右標示ナケレバ爆撃セラルモノ已ムヲ得ズ。物議ノ因ヲ作り、輿論ヲ惡化スル虞大ナルヲ以テ努メテ爆撃ヲ避クルコト賢明ナリトス。敵軍隊ノ據點ト爲リ、又ハ之等ヲ利用シテ軍事行動ヲ行フガ如キ場合ニハ爆撃シ差支ナシ。

- (1) 公衆ノ禮拜所

神社、佛閣、教會堂等。

- (2) 技藝學術ノ用ニ供セラル建物、學校、圖書館等。
- (3) 慈善ノ用ニ供セラルモノ
養老院、病院病室、傷病者收容所、病院船等。
- (4) 歷史上ノ記念建設物
記念碑、廟、美術館等。

(2) 都市町村全部ニ對スル爆撃

都市町村全部(防守、非防守双方ヲ含ム)ヲ目標トスル場合ヲ指ス。
都市町村内ニ在ル物件ニ付テハ、爆撃目的物ノ項ノ標準ニ依ル。

都市町村全部トシテハ目標ト爲シ得ザル場合ニモ、所在ノ目的物ヲ簡々ニ爆撃シテ差支ナキコトハ前述ノ如シ。

爆撃シ得ル場合	爆撃シ得ザル場合
陸上軍隊(陸戦隊ヲ含ム)ノ作戰行動ノ直近地域ニ在リ、當該都市町村ニ大部隊集中セラレタル場合。 (普通人民ニ危險ヲ與フルコトアルモノ已ムヲ得ズ。尤モスル場合ニ於テモ出來得レバ、普通人民ニ對スル危險ヲ輕減スルニ努ムベキコト勿論ナリ。)	(1) 單ニ普通人民ヲ威嚇シ、軍事的性質ヲ有セザル物件ヲ破壊シ、非戰闘員ヲ損傷スル目的ヲ以テ爆撃スルハ不可ナリ。
	(2) 陸上軍隊ノ作戰行動地域トハ隔在シタル場所ニ少數ノ軍隊ガ散在宿營セルガ如キ場合ニ、全市

- (2) 爆撃豫告
町村ニ對シ爆撃ヲ行フコトハ不可ナリ。
- (3) 微發ニ應セザルヲ理由トシテ、爆撃スルコトヲ得ズ。

(2) 爆撃豫告

空爆ノ場合ニハ、海戰陸戰ト異リ爆撃ノ豫告ヲ必要トセズ。

- (2) 大戰中豫告ナシニ空爆ヲ爲スハ、國際法違反ナリトシテ英佛國側ヨリ抗議シタルガ、元來空襲ハ不意打ヲ必要トシ豫告ヲ許サザル性質ノモノナルヲ以テ、右抗議ハ理由ニ乏シ(陸戰ノ場合ニ於ケル砲擊ノ例ヲ念頭ニ置キタルモノト思ハル。)
- 又空爆ハ特殊軍事的目的物ヲ狙撃スルコトヲ建前トスルヲ以テ、平和的人員物件ニハ害ヲ及ボサズ、從テ特ニ豫告スルノ必要ナシトノ理論上ノ根據モアル譯ナリ。

(4) 支那ニ於ケル特例

共同租界、第三國ノ專管居留地ヲ避クルハ勿論、租界外ト雖モ第三國人ノ利害緊密ナル部分ハ對手國ノ作戰根據地ト爲ラザル限り之ヲ避クルヲ可トス。(第一部海戰法規綱要第一(4)回参照)(六三頁)

(4) 歷史上ノ記念建造物保護ニ關スル特別制度

空戦法規案第二十六條ニハ、歴史上ノ記念建造物保護ノ爲物件ノ周囲ニ、保護地帯ヲ設ケ、之ガ監視ノ爲國際監督委員會設置ノ規定（伊國ノ主張ニ基ク）アルモ、實行困難ニシテ價值ナキモノトス。從テ之ヲ顧慮スルノ要ナキモノト認メラル。

(陸)

(一) 航空機ガ戦争ニ使用セラレタル例

- (1) 一七九四年佛國軍ガ墺國軍ヲ偵察スル爲、「モーブージュ」及「フルール」ニ於テ氣球ヲ用ヒタリト言ハル。
- (2) 一八一二年墺國軍ハ佛國軍ニ對シ爆發物ヲ附シテ氣球ヲ放チタリト言ハル。
- (3) 一八一五年佛國軍ハ「アントワープ」ニ於テ氣球ヲ用ヒタリ。
- (4) 一八三〇年佛國軍ハ「アルジエリア」ニ於テ氣球ヲ用ヒタリ。
- (5) 一八四九年墺國軍ハ「ヴェニス」攻圍ノ際爆發物ヲ附シタル氣球二〇〇個ヲ放チタルモ奏效セズ。
- (6) 一八五九年伊國軍モ氣球ヲ用ヒタリ。
- (7) 一八七〇年巴里攻圍ノ際「ガムベツタ」以下一五四人ハ氣球ニ依リ、巴里ヨリ脱出シタリ。
- (8) 一八七〇年英國軍ハ「ボア」戦争ニ於テ氣球ヲ用ヒタリ。
- (9) 日露戦争ノ際我軍モ氣球ヲ用ヒタリ。
- (10) 大戰中ノ例
- (1) 最初ノ空中攻撃ハ一九一四年八月二十五日、「ツエツ・ペリン」ガ「アントワープ」ニ爆弾ヲ投下シタルモノナリト謂ハル。
- 爾來交戦國双方ニ依リテ盛ソニ用ヒラレタルハ周知ノ事實ナリ。
- (2) 大戰中ノ爆弾投下ニ關スル紛議
- 獨墺軍ガ無防守ノ都市ニ爆弾ヲ投下シタリトテ英佛伊國等ハ、之ヲ非難シ國際法違反ノ野蠻的行爲ナリトセリ。
- 而シテ英佛伊國軍ハ空中攻撃ヲ、防守シタル都市町村、軍事施設等ニ限りタルガ、獨墺軍ノ不法行爲ニ對シ復仇スルノ要アリトシテ獨墺國ノ平和的市町村ヲ爆撃スルニ至レリ。即チ「フランクフルト、アン、マイン」、「スタッフガルト」、「トレーヴス」、「コブレンツ」、「フルールバッハ」、「バーデン、バーデン」等）
- 獨國政府ハ英佛國軍ノ「スタッフガルト」、「バーデン、バーデン」等ヲ爆撃スルノ不法ヲ止メシムル必要手段ナリトシテ、多數ノ俘虜ヲ同地ニ移送シタル旨公表シタリ。
- 結局大戰中ハ復仇ノ名義ヲ以テ、各都市町村等ヲ無差別ニ爆撃スルニ至ルモノト見ルヲ得ベシ。

第六 敵國及中立國航空機ニ對スル軍ノ權力（空戰法規案第三十條乃至第三十五條參照）

(一) 中立國航空機

(1) 航路指示又ハ通過禁止（軍用航空機ヲ含ム）

(1) 交戰國指揮官ハ航空機ノ存在ガ、其ノ現ニ從事スル作戰行動ノ成效ヲ害スルモノト認ムルトキハ、其ノ軍隊ノ直近地域ニ於ケル中立國航空機ノ通過ヲ禁止シ又ハ之ニ一定ノ航路ヲ執ルコトヲ強制スルコトヲ得。

(2) 違反航空機ノ處分

交戰國指揮官ノ發シタル右示命ノ通告ヲ得テ、之ニ從ハザル中立國航空機ハ已ムヲ得ザル場合ニハ、之ヲ射擊スルコトヲ得ベシ。（破壊ヲ目的トセズ、警告ヲ與フルコトヲ本來ノ趣旨トス）。

(3) 右ハ、凡テ中立航空機ニ適用セラル。（軍用航空機ヲ含ム）

(註) 右權能ハ、頗ル强大ナルヲ以テ、之ガ濫用ハ最モ戒慎セザルベカラズ（中立國ト葛藤ヲ生ズル虞大ナリ）。

右權能ヲ利用シテ、一切ノ中立者ヲ或ル地域ヨリ長期ニ、若ハ無期限ニ放逐

シ、又ハ公海ノ上空ヲ通ジテ爲ス交通ヲ妨害セント企ツルガ如キコトハ、不當ニ中立者ノ權利ヲ害スルモノト謂フベシ。本權能ノ行使ハ、指揮官ガ現ニ從事スル作戰行動ノ繼續中、航空機ニ退去センコトヲ求ムルニ在リ。中立國ノ、公ノ又ハ軍用ノ航空機ニ對シテモ、禁制ヲ爲シ得ルコトハ一見奇異ノ感アルモ、之ハ中立國ノ權利ヲ疎外スルノ趣旨ニ非ズ、航空機ノ特質ニ鑑ミ、戰爭上ノ必要已ムヲ得ザルニ出テタルナリ。勿論中立國ノ公航空機又ハ軍用航空機ガ、故意ニ交戰者ノ行動ヲ阻害スルガ如キ行動ニ出ヅベシトハ想像シ得ザル所ナルモ、萬一ノ場合ヲ慮リタルニ外ナラズ。

(四) 中立國私航空機ノ徵發

陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約第五十三條ノ原則ニ從ヒ、交戰國占領軍ガ敵ノ管轄内ニ入りテ發見シタル中立國私航空機ハ、充分ナル賠償ヲ支拂フコトヲ條件トシテ、之ヲ徵發スルコトヲ得。（出來得レバ、直ニ賠償スベキモノトス）。

(五) 交戰國ノ管轄内ヲ航空スル、中立航空機（軍用航空機ヲ含ム）

交戰國ノ管轄内ヲ航空スル中立國航空機ニシテ對手交戰國ノ軍用航空機ノ接近ヲ警告セラレタルモノハ、最モ近キ適當ノ場所ニ着陸又ハ着水スルコトヲ要ス。之ヲ爲サザル場合ニハ已ムヲ得ザルトキハ、右中立國航空機ヲ射擊スルコトヲ得ベシ。

(2) 交戦國航空機

(1) 自國管轄内ヲ航空スル、交戦國非軍用航空機

自國ノ管轄内ヲ航空スル交戦國非軍用航空機ハ、其ノ公タルト私タルトヲ問ハス、敵國軍用航空機ノ接近スル場合ニハ、最モ近キ適當ノ場所ニ着陸又ハ着水スルニ非ザレバ、之ヲ射擊シテ差支ナシ。

(註) 右ノ場合ニ於テモ、即時破壊スルコトナク、着陸着水ノ機會ヲ與フベキモノトス。

(2) 即時射擊シ得ル、交戦國非軍用航空機

交戦國非軍用航空機(公、私)ハ、左ノ場所ヲ航空スル場合ニハ、直ニ射擊シ差支ナシ。

(1) 對手國ノ管轄内

(2) 對手國ノ直近地域ニシテ、自國ノ管轄外。

(3) 陸上又ハ海上ニ於ケル、對手國ノ軍事行動ノ直近地域。

(4) 敵國公航空機ノ沒收

敵國公航空機ハ、私航空機ト同様ニ取扱ハルモノヲ除キ、捕獲審檢手續ニ依ラズシテ之ヲ沒收スルコトヲ得。(救護航空機ハ、害敵行為ヲ行ハザル限り除外セラル)。

第七 敵國及中立國航空機ノ搭乗者ニ對スル軍ノ權力 (空戰法規案第三十六條乃至第三十

八條参照)

大體海戦ノ場合ニ準ズ。略説スレバ左ノ如シ。

(1) 敵ノ航空機

(1) 軍用機

乗員、乗客(アレバ)。………俘虜ト爲スコトヲ得。

(2) 非軍用公航空機

(a) 乗員。………右ニ同ジ。

(b) 乗客
〔通常ノ場合。………右ニ同ジ。
旅客輸送専用ノ場合。：敵ノ役務ニ服スル者、軍役ニ適スル者ヲ除キ解放セラル。〕

(4) 私航空機

(a) 乗員
〔敵國人、敵ノ役務ニ服スル中立國人。：俘虜ト爲スコトヲ得。〕

(b) 乗員
〔敵ノ役務ニ服セザル中立國人。………戰爭繼續中、敵國航空機ニ於テ勤務セザ

第七 敵國及中立國航空機ノ搭乗者ニ對スル軍ノ權力

二八二

ルコトヲ誓約スル書面ニ署名スルトキ

(b) 乘客 敵ノ役務ニ服スル者、軍役ニ適スル者。：俘虜ト爲スコトヲ得。

ハ、解放セラル。
右以外ノ者。：
解放セラル。

(註)

- (1) 解放ハ、交戦者ニ於テ軍事上ノ必要アルトキハ、如何ナル場合ト雖モ之ヲ
延期スルコトヲ得。
(2) 如何ナル乗員又ハ乗客ト雖モ、其ノ捕ハレタル際ノ航空中に於テ、敵ニ對
スル特別且積極的ノ幫助ヲ爲シタル者ハ、之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得。
(3) 書面ニ依ル誓約ヲ爲シタル後解放セラレタル者ノ氏名ハ、之ヲ對手交戦者
ニ通告スペク、對手交戦者ハ故意ニ右ノ者ヲ其ノ誓約ニ違反シテ使用スルコ
トヲ得ズ。

二 中立國航空機

(1) 乗員 中立國人ニシテ且敵ノ役務ニ服セザル者。……無條件解放。

敵國人又ハ敵ノ役務ニ服スル者。……俘虜ト爲スコトヲ得。

- (註) ① 乘客 敵ノ役務ニ服スル者又ハ軍役ニ適スル敵國人。：俘虜ト爲スコトヲ得。
右以外ノ者。：
解放セラル。

(註) 解放及幫助者ニ付テノ取扱ハ、敵ノ航空機ノ場合ニ同ジ。

第八 臨檢及搜索、捕獲及沒收（空戰法規案第四十九條乃至第五十三條參照）

大體ニ於テ、海戦ノ場合ニ準ズ。略説スレバ左ノ如シ。

(1) 交戦國軍用航空機ノ臨檢搜索等ノ權利

私航空機ハ、交戦國軍用航空機ニ依ル臨檢搜索及捕獲ニ服スベキモノトス。

(註) ① 航空機ニ對スル臨檢ハ、其ノ性質上航空機ヲ以テセザレバ實行シ難カルベ
シ。

② 方法トシテハ、空中ニ於テスルコトハ勿論不可能ナルヲ以テ、一定ノ地點
迄進行ヲ命ジ着陸着水セシメテ後、相當ノ手續ヲ爲スモノトス。

③ 臨檢ヲ爲ス權利ヲ有スルモノハ、軍用航空機ニ限ル。

(二) 船舶ニ對スル臨検捜索等

- (1) 航空機ガ、船舶ニ對シテ臨検捜索等ノ権利ヲ行使シ得ルヤ否ヤハ、全ク未決ノ問題ナリ。
- (2) 軍艦ガ、臨検捜索等ヲ行フ方法ト同一ノ方法ヲ以テシテハ、航空機ガ之ヲ行フコト不可能ナルコトハ殆ンド明瞭ナリ。

航空機ガ臨検捜索等ヲ爲シ得ベシト想像シ得ル唯一ノ方法ハ、洋中ニ於テ船舶ヲ發見シタル場合、其ノ性質ヲ調査スルコトナク直ニ一定港灣ニ進行スペキコトヲ命ジ、右港灣ニ到着後適當ノ處置ヲ爲スニ在ルベキ所、洋中ニ於テ臨検ヲ爲サズ、嫌疑ノ有無ニ拘ラズ一定ノ場所ニ進航ヲ命ジ、之ヲ拒ムモノニ對シ爆撃ヲ以テ脅スコトハ、從來ノ國際慣例ニ反スルノミナラズ、各種ノ弊害、危險アリテ、逮ニ同意シ難キ所ナリ。

- (3) 本件ハ、大體左ノ如ク處理スルヲ適當トセン。

(1) 中立國國旗ヲ掲グル船舶

附近ニ帝國港灣アリ、又ハ帝國軍艦ニ向ヒ進航スペキコトヲ命ジ差支ナシ（相當遠距離ニテモ差支ナシ）。

命ジ差支ナシ。（近距離ニ限定スルヲ可トス）。

右示命ニ從ハザル場合、爆撃スルコトハ之ヲ差控フベキモノトス。

(2) 敵國國旗ヲ掲グル船舶

帝國港灣、又ハ帝國軍艦ニ向ヒ進航スペキコトヲ命ジ差支ナシ（相當遠距離ニテモ差支ナシ）。

右示命ニ從ハズ、且抵抗ノ態度ヲ示シタルトキハ、之ニ強力ヲ使用シテ差支ナカルベシ。

(註) 本件ハ先例モナキコトナルヲ以テ、絕對必要アル場合ノ外、避クルヲ可トス。強力ヲ用フル場合ニモ能フ限り船體ヲ破壊セザル如ク注意シ、海戦ノ場合軍艦ガ停船命令ヲ爲ス手續ニ準ズルヲ可トセン。

(三) 航空機ニ對スル、臨検捜索ノ方法

- (1) 非軍用航空機、及私航空機ニ對シ、臨検及捜索ノ爲、接到スルコトノ相當容易ナル適當ノ場所ニ着陸着水シ又ハ進航スベキコトヲ命ズ。

- (2) 取調ノ爲、右ノ場所ニ着陸着水又ハ進航スペシトノ命令ニ從フコトヲ警告ヲ受ケタル後、拒ミタルトキハ、該航空機ヲ射擊シテ差支ナシ。

(註)

- (1) 航空機ノ現状ニ於テハ、空中ニ於テ臨検捜索ヲ爲スコトハ事實上不可能ナルヲ以テ、當該航空機ニ對シ着陸着水ヲ命ズルモノトス。
- (2) 着陸着水セシムルニ方リテハ、臨検捜索ノ實施ノ容易ナルコト、航空機ノ安全等ヲ先づ考慮シ、更ニ當該航空機ニ必要以上ノ迷惑ヲ與ヘザルコトヲ念トセザルベカラズ。例へば特別ノ嫌疑ナキニ拘ラズ、非常ナル長距離ヲ進航セシムルガ如キコトハ、適當ナル方法トハ謂ヒ難キガ如シ。

(2) 指命ニ從ハザル航空機ハ、之ヲ射擊シテ差支ナキモ、機體ヲ實射スル前ニ、出來得レバ警告ヲ與フルコト（空砲ヲ發射シ又ハ命中セザル如ク實彈ヲ發射スル等）ヲ適當トス。

中立國航空機ノ取扱

- (1) 軍用航空機
臨検搜索ヲ爲スコトヲ得ズ。
- (2) 非軍用公航空機

- (1) 稅關用又ハ警察用ノ航空機

臨検ヲ爲シ差支ナキモ、書類検證ニ止メ右書類檢證ニ依リ公務ニ專用セラルルコト明ト爲リタルトキハ、夫レ以上ノ手段ヲ執ラザルモノトス。

- (2) 右以外ノ航空機（私航空機トシテ取扱ハルルモノ）

一般私航空機ト同一ニ取扱ヒ差支ナシ。

- (3) 中立國私航空機ヲ捕獲（拿捕）シ得ル場合、左ノ如シ。

- (1) 交戦権ノ適法ナル行使ニ抵抗スルトキ。

抵抗ヲ制止スル爲用フル手段ニ因リ、破壊セラルルコトアルモ已ムヲ得ヅル所ナリ。

- (2) 航路指示又ハ通過禁止（敵國及中立航空機ニ對スル軍ノ權力ノ部參照）ノ通告ヲ得タル後之ヲ犯ストキ。
- (3) 軍事的幫助ニ從事スルトキ。
- (4) 戰時、其ノ本國ノ管轄外ニ於テ武裝ヲ有スルトキ。
- (5) 外部標識ヲ有セズ、又ハ虛偽ノ標識ヲ使用スルトキ。
- (6) 書類ヲ有セズ、又ハ不充分ナル若ハ正規ナラザル書類ヲ有スルトキ。
- (7) 其ノ書類ニ示サレタル出發地及目的地間ノ航路ヲ明ニ離レ、且交戦者ガ必要ト認ムル調査ノ後、右航路變更ニ對スル充分ナル理由ヲ提示セザルトキ。

(註)豫定航路ヲ離ルルコトハ、偵察行爲等ヲ爲サントスルモノナリトノ悪意ノ推定ヲ爲シ得ベシト雖モ、單ニ豫定航路外ニ在ルノミニテハ捕獲ノ理由充分ナリト謂フベカラズ、航路外ニ在ルコトニ關シ充分ナル理由ヲ示シ得ザル場合ニ限ルモノトス。

航空機ノ特質上、其ノ正當航路ヨリ吹飛バサルルコトアルベク、需品ヲ得ル爲離路セザルベカラザルコトアリ得ベク、又軍事行動區域ヲ避クル目的ヲ以テ、故戦ニ離路スルガ如キコトモアリ得ベキナリ。故ニ交戦者ガ捕獲權ヲ行使スルニ方リテハ、充分ノ調査ヲ爲スヲ要スルモノトス。

第八 隠検及搜索、捕獲及没収

二八八

交戦者ハ、該航空機ヲ、其ノ乗員及、若シ乗客アルトキハ乗客ト共ニ、右調査中抑留スルコトヲ得ルモノトス。

(8) 戰時禁制品ヲ輸送シ又ハ該航空機自體ガ戰時禁制品タルトキ。

(陸) 本件ハ海戰法規ニ示サルル所ニ類ス。

航空機自體ガ戰時禁制品タルトキトハ、航空機ガ戰時禁制品目中ニ掲ゲラレ而モ空中輸送セラルル場合ヲ指スモノナリ。

(9) 正當ニ設定セラレ、且實力ヲ以テ維持セラルル封鎖ノ侵破ヲ爲ストキ。

(陸) 茲ニ正當ニ設定セラレ且實力ヲ以テ維持セラルル封鎖トハ、海戰上ノ封鎖ヲ指ス。即チ軍艦ト航空機トガ協力スル場合ニシテ、航空機ノミニ依ル所謂空中封鎖ヲ認メタル趣旨ニ非ズ。

海上封鎖ノ維持セラルル限り、其ノ上空ヲ航空機ニ依リ封鎖港ニ出入セントスルモノハ之ヲ封鎖侵破ヲ行フモノト認ム、而シテ其ノ要件ハ凡テ海戰法規ニ遵フモノトス。

唯注意スペキ一點ハ遇封鎖艦隊ガ航空機通過ヲ阻止スルノ手段ヲ缺クコトアルモ、海上封鎖ガ有效ニ維持セラルル限りハ、該封鎖ノ有效性ヲ喪ハザルコト之ナリ。

(10) 敵國航空機トシテ受クベキ結果ヲ免ガルルノ意思アルコトヲ示スベキ時期、及事情ノ下

ニ、交戦國ノ國籍ヨリ中立國ノ國籍ニ移轉セラレタルトキ。

(陸) 右ハ大體海戰法規ニ準ジ、處理スペキモノナルモ、海戰法規ヨリモ被捕獲者ニ對シ、嚴重ナル條件ヲ以テ臨ミテ差支ナシ。

右、何レノ場合(10ヲ除ク)ニ於テモ、捕獲ノ理由ハ該中立國航空機ガ交戦者ノ手中ニ屬シタル際ノ航空中ノ行爲、即チ其ノ出發地ヲ離レテヨリ其ノ目的地ニ到達スル以前ノ現行行爲ナルコトヲ要ス。尤モ無線通信ノ禁制違反ノ航空機ノ責任ハ、一年間繼續スルモノナルコトハ、海戰法規ノ部ニ述べアリ。(第一部海戰法規綱要、第十四無線通信ノ部(2)参照)。

(四) 敵國航空機ノ取扱

(1) 敵國私航空機ハ、一切ノ場合ニ於テ之ヲ捕獲スルコトヲ得。而シテ捕獲審檢手續ヲ經テ沒収セラル。

(2) 敵國公航空機(私ノ航空機ト看做サルモノヲ除ク)ハ、捕獲審檢手續ヲ經ズシテ沒収セラル。

第九 航空機書類

(一) 航空機書類

(1) 一般航空機ノ備フベキ書類

國際航空條約第十九條ハ、國際航空ニ從事スル一切ノ航空機ハ左ノ書類ヲ携帶スベキ旨ヲ規定ス。

- (1) 登錄證明書。
- (2) 堪航證明書。
- (3) 機長、操縦者及乗員ノ證明書及免狀。
- (4) 旅客ヲ運送スルトキハ、旅客名簿。
- (5) 貨物ヲ運送スルトキハ、積荷證券及積荷目錄。
- (6) 航空日誌。
- (7) 無線電線機ヲ裝備スルトキハ、之ニ關スル特別免狀。

内國航空ニ從事スル航空機ト雖モ、右(1)(2)(3)ノ書類ハ常ニ備フベキモノトス。(航空法第十條、同第十五條參照)。

(2) 特殊航空機

(1) 稅關又ハ警察用航空機ハ、戰時其ノ公務ニ專用セラルル事實ヲ證明スル書類ヲ携帶スル

コトヲ要ス。(空戰法規案第四條參照)。

(2) 公航空機ニシテ(1)以外ノモノ(私航空機ト看做サルベキモノ)ハ、戰時其ノ本國ニ於ケル現行規則ニ定ムル書類ヲ携帶スルコトヲ要ス。(空戰法規案第六條參照)。

(3) 書類ノ不備(空戰法規案第五十四條參照)

私航空機ノ書類ガ、左記ニ該ルトキハ、不十分ナルモノ又ハ正規ナラザルモノト看做サル。

- (1) 國籍ヲ明確ニセザルモノ。
- (2) 乗員及乗客ノ名及國籍ヲ表示セザルモノ。
- (3) 航空機ノ出發地及目的地ヲ表示セザルモノ。
- (4) 載貨ノ細目及其ノ輸送條件ヲ表示セザルモノ。

第十 捕獲審檢(空戰法規案第五十五條參照)

敵國私航空機、中立國航空機及其ノ機内ニ在ル貨物ヲ捕獲スベキヤ否ハ、捕獲審檢手續ニ付シテ判定スベキモノトス。

- (1) 如何ナル性質ノ、又如何ナル行動ヲ爲シタル航空機ガ、沒收セラルベキヤハ、原則トシテ海戰ノ場合ニ於ケル拿捕船舶ノ處分ニ準ズベキモノトス。
- (2) 尤モ、航空機ニ付、特例トモ見ルベキモノニ二三アリ左ノ如シ。
- (3) 外部標識ヲ有セズ、又ハ虛偽ノ標識ヲ使用スルモノ。
- (4) 戰時、自國管轄外ニ於テ武裝ヲ有セル爲、捕獲セラレタル私航空機。
- (5) 航路指示、又ハ通過禁止ノ命令ヲ無視シタル爲、捕獲セラレタル中立國私航空機ニシテ、該禁止區域内ニ在リタルコトノ正當ナリシコトヲ辯明シ得ザルモノ。
- (6) 載貨、信書等ノ取扱ニ關シテハ、海戰ノ場合ニ於ケル商船内ノ載貨、信書等ノ取扱ニ準ズベキモノトス。

第十二 捕獲シタル航空機ノ破壊(空戰法規案第五十七條乃至第五十九條參照)

(一) 敵國航空機ノ破壊

- (1) 交戰國指揮官(軍用航空機ノ指揮者ヲ含ム)ガ、必要ト認ムルトキハ破壊スルコトヲ得(船舶ノ場合ニ比シ條件寛ナリ)。

- (2) 破壊前、一切ノ搭乗者ヲ安全ノ地ニ移シ、且該航空機ノ一切ノ書類ヲ保存スルコトヲ要ス。

(二) 中立國私航空機ノ破壊

(1) 破壊シ得ル條件

- (1) 軍事的幫助ノ理由ニ因リ、又ハ外部標識ヲ有セズ、若ハ虛偽ノ標識ヲ掲ゲタリトノ理由ニ因リ沒收セラルベキモノナルコト。
- (2) 右以外ノ場合ニ於テハ拿捕中立國私航空機ハ、最モ重大ナル軍事上ノ緊急狀態ノ爲交戰國指揮官ニ於テ之ヲ解放シ又ハ検定ノ爲送致スルコトヲ得ザル場合ナルコト、

(註) (1)(2)ノ條件ハ多少ノ相違アレドモ大體ニ於テ我海戰法規第百二十六條ト同趣旨ト解シ差支ナシ。即チ戰時禁制品多量輸送、封鎖侵破等ノ理由ニ依リ沒收セラルベキコト明瞭ナルモノノ如キハ(1)ノ條件ニハ該當セザルモ(2)ノ條件ニ該當スルモノトシテ破壊シ得ル場合多カルベシ。

第十三 戰時禁製品ノ引渡、破壊

二九四

- (3) (1) ノ場合ニ於テハ検定ノ爲之ヲ送致スルコト不可能ナル場合、又ハ交戦國航空機ノ安全若ハ其ノ從事スル作戰行動ノ成效ヲ害スル場合ナルコト。

(2) 破壊ニ關スル處置

- (1) 一切ノ搭乗者ヲ安全ノ地ニ移シ、且一切ノ書類ヲ保存スルコトヲ要ス。
(2) 中立國私航空機ヲ破壊シタル捕獲者ハ、該捕獲事件ヲ捕獲審檢所ニ提起シ、且(1)ニ從ヒテ正當ニ之ヲ破壊シ得ベカリシコトヲ、先づ辯明スルコトヲ要ス。(捕獲者ニ於テ右辯明ヲ爲サザルトキハ、該航空機又ハ其ノ載貨ノ利害關係人ハ賠償ヲ受クルノ權利ヲ有ス。)

第十三 戰時禁製品ノ引渡、破壊（空戰法規案第六十條參照）

(一) 引渡ヲ受クル場合

- (1) 中立國私航空機ガ、禁製品輸送ノ理由ニ因リ、捕獲セラレタル場合ニ於テ、戰時禁製品ノ分量ノ關係上、沒收セラレザル場合。
(2) 航空機ヲ沒收シ得ベキモ、航空機ヲ破壊スルノ條件備ハラザル場合、又ハ破壊スルヲ適當ナラズスト思料セラルル場合。

(二) 處置

- (1) 機上ニ在ル、戰時禁製品ノ引渡ヲ請求シ、又ハ機長ノ引渡申出ニ應ジ引渡ヲ受ケ又ハ之ヲ破壊ス。
(註) 空戰法規案第六十條ニハ、絕對的禁製品ニ限定シアレドモ、狹キニ失ス。
條件附禁製品ヲモ破壊シ差支ナシ。
(2) 該航空機ノ航空日誌ニ、貨物ノ引渡又ハ破壊ノ旨ヲ記入ス。
(3) 關係書類ノ正本又ハ謄本ヲ入手シ置クコトヲ要ス。
(4) 捕獲審檢、辯明等
航空機破壊ノ場合ニ準ズ。

第四部 空戦ノ場合ニ於ケル中立國
ノ權利義務（交戦國ノ權利
義務）摘要

第四部 空戦ノ場合ニ於ケル中立國ノ権利義務(交戦國ノ 権利義務)摘要(空戦法規案第六章参照)

第一 概 説

本部ニ記述セラルル條項ハ、凡テノ航空機(軍用及其ノ他ノ航空機)ニ關スルモノトス。

尙海戦及陸戦ノ場合ニ於ケルモノトノ重複ヲ避クル爲空戦ノ特異ナル點ヲ、摘記スルニ止メタリ。

第二 交戦國航空機ノ一般義務(空戦法規案第三十九條参照)

交戦國航空機ハ、中立國ノ権利ヲ尊重スペク、且中立國ニ於テ阻止スルノ義務アル行爲ヲ、中立國管轄内ニ於テ行フコトヲ避止スペキモノトス。

第三 交戦國軍用航空機ノ中立國管轄内進入禁止

(一) 交戦國軍用航空機ハ、中立國管轄内ニ入ルコトヲ得ズ（空戦法規案第四十條参照）尤モ衛生航空機ハ特殊ノ免除特權ヲ有スルヲ以テ、中立國ハ適當ナル場合ニ於テ右航空機ガ其ノ管轄内ニ入ルコトヲ許容シ得ベキナリ。

(註)

(一) 平時ニ於テ私航空機ハ無害航空（國際航空條約第二條）、上空通過（尤モ航路指定ノ許可ヲ受ク。同條約第十五條）、着陸（同條約第十五條）等ノ自由ヲ有スルニ拘ラズ、軍用航空機ハ特別ノ許可ナケレバ、他ノ締約國ノ領域上ヲ飛行シ又ハ其ノ領域ニ着陸スベカラザルモノトス。

(二) 大戰中瑞西國、蘭國ノ上空ハ、交戦國双方ノ航空機ガ通過シタリ。瑞西、蘭國政府ハ、右ニ對シ抗議ヲ爲シタルガ常ニ誤リテ通過シタリトノ回答ヲ得タリ。然レドモ事實ハ之ニ反シ計畫的ニ通過スル場合多カリシガ如シ。

蘭國ハ右通過ニ對シ、地上ヨリ射擊シテ防止ニ努メタル外若シ不法通過ヲ發見シタル場合ハ敵方ニ速報スペシト感嘆シタリ。

(二) 右ノ例外

軍艦（航空母艦ヲ含ム）ニ、搭載中ノ航空機ハ軍艦ノ一部ト看做サル（空戦法規案第四十一條参照）。從テ軍艦ト同様ニ、領水通過ノ自由ヲ有シ、又一定ノ場合ニハ領水進入ヲモ許容セラル

ルモノトス。（海戦ノ場合ニ於ケル中立國ノ権利義務綱要第八参照）。

(註) 右航空機ハ、軍艦ノ部分品ト同視シ得ル状態ニ在ル限度ニ於テ、中立國管轄内ニ入ルコトヲ許容セラルモノナルヲ以テ、其ノ間常ニ軍艦上ニ留マルコトヲ要シ、且軍艦ガ行フコトヲ許サレザル行為ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス。

繫留氣球、凧等ヲ繫揚シタル儘、進入スルコトハ、許容セラレザルモノト解スペキナリ。

(三) 中立國ノ防止義務（空戦法規案第四十二條参照）

(一) 中立國政府ハ、交戦國軍用航空機ガ、其ノ管轄内ニ入ルコト（故意ニ）ヲ防止スル爲、及其ノ管轄内ニ入リタルトキハ其ノ乗客ト共ニ抑留スル爲施シ得ベキモ段ヲ用フベキモヲ要ス。

(二) 中立國政府ハ、原因ノ如何ヲ問ハズ、其ノ管轄内ニ着陸又ハ着水シタル交戦國軍用航空機ヲ、其ノ乗員及若シ乗客アルトキハ其ノ乗客ト共ニ抑留スル爲施シ得ベキモ段ヲ用フベキモノトス。

(三) 右抑留ノ義務ハ、開戦ノ際中立國管轄内ニ在リタル航空機ニ付テモ亦存スルモノトス。